

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	国家公務員の人事管理の推進		評価方式	総合	番号	①
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
（ 当 初 ）	224,016	265,160	162,604		138,677	
（ 補 正 後 ）	217,880	265,160	162,604			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	217,880	265,160				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	162,596	120,470				
翌年度繰越額（千円）		89,525				
不用額（千円）	55,284	55,165				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	個別票②「基本目標」及び「指標等の状況」欄参照					
政策評価結果を受けて改善すべき点	<p>あらかじめ設定した指標等の状況は着実に進展しており、基本目標の達成に向けた取組の効果が認められ、今後も当政策の基本目標の実現に向けて、人事管理機能の強化、官民人材交流の推進等などの重要課題に取り組む必要がある。</p> <p>また、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性国家公務員の採用・登用の拡大については、平成21年度の採用において、目標として掲げる水準（30%）に達したところではあるが、より一層の拡大を図る必要がある。</li> <li>・メンタルヘルス対策（講習）については、高い有効性が認められる一方、業務が繁忙である又は遠隔地官署に勤務する管理監督者が出席困難という課題があり、改善が必要である。</li> </ul>					
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>既存事業については、廃止を含めた見直しを行い、予算を約3割縮減する一方、上記の重要課題の実現に向け、公務員制度改革の具体化や人材育成等に対応する施策について重点的に要求。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図るため、女性国家公務員のキャリアアップに関する課題を明らかにするための予算を計上した。</li> <li>・メンタルヘルス対策については、e-ラーニングを活用した研修の実施を検討しており、23年度は、パイロット事業として実施するための予算を計上した。</li> </ul>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	国家公務員の人事管理の推進				番号	①		政策評価結果等 による見直し額		
	(千円)									
	予 算 科 目							22年度 当初予算額	23年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	総務本省	人事管理推進費	人事管理の推進に必要な経費		162,604	138,677	-5,208
	A	2								
	A	3								
	A	4								
	小計							162,604 の内数	138,677 の内数	-5,208
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計							の内数	の内数	
対応表に おいて○ となっているもの	C	1						<	>	/
	C	2						<	>	/
	C	3						<	>	/
	C	4						<	>	/
	小計							の内数	の内数	/
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1						<	>	/
	D	2						<	>	/
	D	3						<	>	/
	D	4						<	>	/
	小計							の内数	の内数	/
合計							162,604 の内数	138,677 の内数	-5,208	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	国家公務員の人事管理の推進			番号	①			
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） (B)+ (C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
評価者等講習会		14,975	9,767	△ 5,208	△ 5,208		△ 5,208	研修用コンテンツ購入費を実績勘案し、減額要求することとした。
合計		14,975	9,767	△ 5,208	△ 5,208		△ 5,208	

## 平成22年度「主要な政策」に係る評価書要旨

政策名	国家公務員の人事管理の推進	担当部局、課室名	人事・恩給局総務課、人事政策課、公務員高齢対策課、参事官室				
基本目標	国民の信頼を確保しつつ、質の高い行政サービスを実現していくため、公務員が能力を発揮できる環境を整備する。そのために、国家公務員制度改革を推進すると共に、人事に関する制度を適切に運営し、的確な人事管理を推進する。						
政策の概要	<p>国家公務員の人事管理の推進について、平成21年度においても各種施策を実施したが、そのうち重点事項としては、①能力・実績主義を重視した人事運用の推進、及び②適切な退職管理の推進と職員の高齢化への対応を実施した。</p> <p>また、多様な人材の確保・活用の推進に関しては、女性国家公務員の採用の拡大、国家公務員の配置転換について、具体的目標を設定するなどしてその推進に努めた。</p> <p style="text-align: right;">[予算額：265百万円]</p>						
	主な施策	概要 (主な事業の例)	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等		
	能力・実績主義を重視した人事運用の推進	人事評価制度の円滑な導入	43	人事評価担当参事官			
	適切な退職管理の推進と職員の高齢化への対応	再就職情報の一元管理等の改正国家公務員法の円滑な運用	—	公務員高齢対策課	・第174回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説(平成22年1月29日)		
指標等の状況	(多様な人材の確保・活用の推進に関するもの)						
	指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
	国家公務員I種事務系区分(行政、法律、経済)採用者に占める女性の割合	30%	22年度	「男女共同参画基本計画」(第2次)(平成17年12月27日閣議決定)で示された政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安を踏まえ、各府省において多様な人材の確保・活用が進められているか。	25.1% (74名/ 295名中)	24.2% (71名/ 293名中)	30.6% (93名/ 304名中)
	国家公務員の配置転換の人数	347人	21年度	国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画(平成18年6月30日閣議決定)の確実な実施を図る観点から、各年度に定める配置転換、採用抑制等に関する実施計画(国家公務員雇用調整本部決定)を着実に達成しているか。	783人 (内定数。 平成20年 4月1日 実施)	705人 (内定数。 平成21年 4月1日 実施)	352人 (内定数。 平成22年 4月1日 実施)
政策の実施状況とその分析及び総合的な評価	<p><b>【政策の実施状況】</b></p> <p>①については、平成19年に成立した改正国家公務員法に基づき、能力・実績主義の人事管理のための人事評価制度が平成21年度から実施されたことから、制度の定着及び円滑かつ適切な運用を推進し、評価者講座を実施した。</p> <p>②については、</p> <p>(1) 再就職情報の一元管理・公表の実施については、職員の再就職の適正の確保及びその透明化を確保するため、国家公務員の再就職情報の一元管理・公表を着実に実施した。特に公表については、年1回の公表だけでなく、四半期ごとの閣議報告に当たっても公表し、充実させた。</p> <p>(2) 行政の多様化、複雑・高度化に対応するため、公務において職員が培ってきた高度の専門的な知識や経験を活用するとともに、在職期間の長期化に対応する観点から、専門スタッフ職制度の活用を推進した。また、高齢者の活用・雇用の推進等の観点から、再任用制度の活用を推進した。</p> <p>(3) 各府省庁における退職準備プログラム等の実施を促すため、各府省等人事担当者を集め、「退職準備・生涯生活設計プログラム等担当者等講習会」を実施した。</p>						

	<p><b>【政策の実施状況の分析】</b></p> <p>①については、人事評価は人事管理の基礎となるものであることから、人事評価制度が円滑かつ的確に行われるよう、制度の周知及び習熟を図ることが必要。そのため、評価者講座を実施したところ、講座後の参加者に対するアンケート結果においては、講座の開催に関して、「おおいに有益」又は「有益」という回答は9割以上となっており、効果があったものと考えられる。</p> <p>②については、</p> <p>(1) i) 再就職情報の一元管理・公表や ii) その他の再就職の状況に係る政府全体を通じた調査・状況把握とそれらの調査等の結果を踏まえた対応により、適切な退職管理の推進は進展している。</p> <p>(2) 専門スタッフ職については、20年度に59ポスト、21年度に75ポストが設置され、定年まで勤務できる環境の整備に向けた一定の効果が認められる。再任用制度については、再任用職員数が19年度1,261人、20年度2,307人、21年度2,970人と着実に増加しており、高齢者の活用・雇用の推進等に効果があったものと考えられる。</p> <p>(3) 各府省庁の退職準備プログラム及び生涯生活設計プログラムは、総務省が実施する「退職準備・生涯生活設計プログラム等担当者等講習会」などの施策を踏まえる形で実施されていることから、こうした取組の必要性が認められる。</p> <p><b>【総括的な評価】</b></p> <p>上記の重点事項についての分析や指標等の状況を踏まえると、国家公務員に関する制度の適切な運営・改善に向け、着実に前進しているものと評価できる。</p>
行政事業レビューとの関連	<p>人事管理推進事業について、「更なる見直し、改善が必要（効率化）」とされたことを踏まえ、官民人事交流推進会議、公平審理研究会を廃止したほか、庁費等について、執行実績も踏まえた精査を行い、既存事業については、約3割の予算縮減を行った。</p>
今後の課題と取組の反映の方向性	<p>今後も当政策の基本目標の実現に向けて、個別施策の課題などに引き続き取り組んでいく。これについては、平成22年度目標設定表において設定した当施策に係る具体的目標の達成に向けて努力をしていくことになる。</p> <p>また、人事行政部門全体としては、今後の公務員の在り方の改革、公務員の意識改革が求められていることから、関係部局との連携、政務三役の指示等を踏まえつつ、国家公務員制度改革に係る諸課題の検討・具体化を進める必要がある。</p> <p>以上を踏まえて、現時点で当政策全体の課題と取組の方向性について考えると、</p> <p>(1) 大臣の責任による人事管理機能の強化及び能力・実績主義の人事管理の徹底</p> <p>「政」と「官」の適切な役割分担と協力関係の下、内閣及び各大臣の責任による人事管理機能の強化により、適材適所の人材登用・配置を図るとともに、各行政機関において能力・実績主義の人事管理を徹底するなど適切な人事管理の推進を図る。</p> <p>(2) 官民人材交流の推進</p> <p>「官を開く」との基本方針の下、「官から民」「民から官」双方向の人材交流の積極的な推進を図る。</p> <p>(3) 退職管理の一層の適正化及び定年まで勤務できる環境の整備</p> <p>公務員制度において、退職管理の一層の適正化を図るとともに、定年まで勤務できる環境整備を進める。</p> <p>(4) ワーク・ライフ・バランスの一層の推進</p> <p>「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等の改定により公務部門における一層の取組の促進が求められていることを踏まえ、国家公務員においても率先して仕事と生活の調和に取り組む。</p> <p>などが挙げられる。</p>
その他関連データ	<p>・女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果（平成21年8月5日）<a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02jinji02_000015.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02jinji02_000015.html</a></p> <p>・平成22年度における国家公務員の配置転換の内定状況（平成21年12月25日）<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koumuin/091225joukyou.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koumuin/091225joukyou.pdf</a></p>

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	適正な行政管理の実施		評価方式	総合	番号	②
	20年度	21年度				
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	237,991	201,518		195,973		163,989
（ 補 正 後 ）	232,877	187,473				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	232,877	187,473				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	191,743	146,806				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	41,134	40,667				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別表②参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	—					
評価結果の予算要求等 への反映状況	平成23年度要求に当たっては、行政事業レビュー点検結果を踏まえて概算要求額を縮減した上で、平成21年度に実施した政策評価結果に基づき、引き続き、国の行政組織等の減量・効率化を図るとともに、行政手続制度、行政不服審査制度、国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図るために必要な経費を要求することとする。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	適正な行政管理の実施					番号	②			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目							22年度 当初予算額	23年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表において● となっているもの	A	1	一般	総務本省	行政管理実施費	行政管理の実施に必要な経費	132,026	101,200	△ 38,970	
	A	2	一般	管区行政評価局	行政評価等実施費	行政管理の実施に必要な経費	63,947	62,789		
	A	3								
	A	4								
	小計						195,973	163,989	△ 38,970	
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計									
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計									
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
	小計									
合計						195,973	163,989	△ 38,970		



政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成21年7月

担当部局名:行政管理局企画調整課

政策名	適正な行政管理の実施	番号	②
-----	------------	----	---

政策の概要  
 国の行政組織等の減量・効率化を図るとともに、行政手続制度・行政不服審査制度・国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図る。

**【評価結果の概要】**

(総合的評価)  
 ア 国の行政機関の定員に関し、定員合理化進捗率、純減目標達成率ともに目標を達成。また、機構、独法等についても、着実に減量・効率化を進めている。  
 イ 行政手続制度・行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用に関して、施行状況調査の結果を見ると、概ね適正かつ円滑な運用が図られており、取組が効果を上げているといえる。  
 ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用に関して、施行状況調査等の結果を見ると、「諮問庁の判断について情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)が妥当であるとされた事案の率」は前年度比で低下しているものの、「個人情報の適切な管理のために必要とされる監査実施率」は上昇しているなど、政策全体としては一定程度の成果を上げているものと

(必要性)  
 ア 国の行政組織等の減量・効率化については、社会経済情勢の変化に対応しつつ、簡素で効率的な政府を実現するためには、政府における人的資源の適切な再配分やスリム化を行う必要性が認められる。  
 イ 行政手続制度・行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用について、公正・適正な行政運営の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益を保護するためには、両制度の周知や趣旨の徹底を行う必要性が認められる。  
 ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用について、[審査会諮問の結果、諮問庁の判断が妥当でないとされた事案]や、個人情報の漏えい等事案がなお存在することから、両制度の周知や趣旨の徹底を行う必要性が認められる。

(効率性)  
 ア 各省の判断と責任において弾力的・効率的組織運営が可能となる仕組みを採っている。また、定員管理等実態調査の合理化により、コストの削減を図る等、効率化を図っている。  
 イ 行政手続制度・行政不服審査制度については、施行状況調査の実施時期等を見直すことにより、業務の効率化を図った。  
 ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度については、前年度同様、施行状況調査において調査票の集計効率化を図り、また、参考となる事例集を配布することにより各行政機関等の開示・不開示の判断の効率化を図った。

(有効性)  
 ア 国の行政機関の定員に関し、定員合理化進捗率、純減目標達成率ともに目標を達成する一方で、重点分野に定員を配するメリハリのある定員管理を実施している。機構等についても、スクラップアンドビルドの原則に基づく新設・改廃により着実に減量・効率化を進めている。  
 イ 行政手続制度・行政不服審査制度、国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用について、制度の周知、運用改善のための通知の発出、研修の実施等により、制度の利用拡大、適正な制度運営等がなされているということができ、有効性が認め

(反映の方向性)  
 ア 国の行政組織等の減量・効率化が図られるよう、引き続き取り組んでいく。  
 イ 行政手続法及び行政不服審査法等の改正及び現行制度の適正かつ円滑な運用を確保できるよう引き続き取り組んでいく。  
 ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度について、引き続き、行政機関・独立行政法人等連絡会議等において両制度の適切な運用に努めるよう注意喚起を行う。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
定員の合理化進捗率	(平成17年度～21年度)16年度末定員の10%以上を定員合理化	20年度(21年度査定)	定員合理化進捗率(当該年度までの定員合理化数/定員合理化目標数)	80.8% (26,864/33,230)	103.3% (34,316/33,230)	<参考> 101.5% (6,157/6,066)
定員の純減目標達成率	(平成18年度～22年度)17年度末定員の5.7%以上の純減を確保	21年度(22年度査定)	純減目標達成率(当該年度までの純減数/純減目標数)	40.9% (7,753/18,936)	52.6% (9,800/18,936)	104.4% (17,460/16,721)
意見公募手続等における命令等の公布・決定等から結果公示までの期間	命令等の公布・決定等の翌日までに結果公示された件数の割合の増加	21年度	命令等の公布・決定等と同時期に、適切かつ効果的に結果の公示を実施しているか	69.70%	68.80%	調査中
審査請求の処理期間	6か月以内に処理された審査請求の割合の増加	21年度	迅速な事務処理の促進の観点から、審査請求の全体の傾向として、期間の短縮が図れているか	—	国: 56.8% 地方公共団体: 59.6%	調査中
審査請求の処理期間	6か月以内に処理された審査請求の割合の増加	21年度	迅速な事務処理の促進の観点から、審査請求の全体の傾向として、期間の短縮が図れているか	—	国: 56.8% 地方公共団体: 59.6%	調査中

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

審査会諮問の結果、諮問庁の判断は妥当であるとされた事案の率	行政機関及び独立行政法人等について、前年度値より増加	21年度	諮問庁の判断が妥当であるとされた事案の率 (諮問庁の判断が妥当であるとされた件数/答申件数)	・行政機関 88.2% ・独立行政法人等 83.3%	・行政機関 80.1% ・独立行政法人等 82.6%	・行政機関 71.6% ・独立行政法人等 70.4%
個人情報の適切な管理のための監査実施率	行政機関については現状の維持、独立行政法人等については前年度より上昇	21年度	監査実施率(監査実施機関数/対象機関数)	・行政機関 100% ・独立行政法人等 84.0%	・行政機関 97.5% ・独立行政法人等 87.9%	・行政機関 100% ・独立行政法人等 88.9%

※ 定員の純減目標達成率について、

- ① 当初目標数は、△18,936人(5.7%)であったが、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)により、森林管理関係における人工林の整備、木材販売等の業務を非公務員型独立行政法人に移行することに係る純減数△2,041人及び気象庁関係における気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることによる純減数△174人を除くこととされたため、最終的な目標数は、△16,721人(5.0%)。
- ② 平成21年度審査結果に基づき実施された社会保険庁の日本年金機構への移行減△12,280人は、「国の行政機関の定員の純減について」(平成18年6月30日閣議決定)の対象外であるため、20年度(21年度審査)及び21年度(22年度審査)の純減数には含まない。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	国の行政機関の定員の純減について	平成18年6月30日閣議決定	国の行政機関の定員(平成17年度末定員を基準とする。以下同じ。)332,034人に対して、平成18年度から22年度までの5年間で18,936人(5.7%)以上の純減を確保する。
	個人情報の保護に関する基本方針	平成16年4月2日閣議決定。平成20年4月25日一部変更	行政機関個人情報保護法上、必要性が認められる場合は、個人情報の公表等は可能となっており、情報提供の意義を踏まえた上で、同法の適切な運用を図るものとする。
	第174回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説	平成22年6月11日	情報公開の重要性は、他の誰よりも強く認識しています。前内閣においては、財務大臣として、外務大臣とともに日米密約の存在を明らかにしました。情報公開法の改正を検討するなど、今後も、こうした姿勢を貫きます。

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	行政評価等による行政制度・運営の改善		評価方式	総合	番号	③
歳出予算額（千円）	20年度		21年度	22年度	23年度要求額	
（当初）	764,199	710,440	690,363	600,431		
（補正後）	755,283	710,440				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	755,283 <0>	710,440 <0>				
支出済歳出額（千円）	637,890	605,374				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	117,393 <0>	105,066 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	別紙「平成22年度主要な政策に係る評価書」（4ページ～6ページ）の各指標を参照					
政策評価結果を受けて改善すべき点	政策評価の推進については、予算概算要求までに政策評価を実施し公表する取組は定着しているため、既存の政策評価等の方法に関する調査研究や、政策評価に関する統一研修等の業務の重点化・効率化を図る。また、個々の調査に係る処理期間の一層の短縮化との課題が認められたため、調査の実施方法や体制等のマネジメントを見直し、調査の迅速化・効率化・生産性の向上を図る。さらに、行政相談の受付体制については、サービスの低下を招かないとの前提の下、総合行政相談所に係る運営の効率化を図る。					
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>国民に信頼される質の高い行政の実現に向け、行政評価機能の取り組むため、具体的な機能強化方策を盛り込んだ「行政評価等プログラム」（H22.4.13総務大臣決定）に基づき、主に以下の方向で反映。</p> <p>（政策評価、行政評価・監視経費）（予算：89百万円、定員：16名新規増）</p> <p>評価結果を踏まえ、政策評価の推進は、政策達成目標明示制度への対応、租税特別措置に係る政策評価の推進、点検活動の重点的実施といった取組を的確に進めるため、必要な体制整備を含め、政策評価推進機能の強化を図るとともに、調査研究、統一研修等の既存業務の見直しにより経費を削減し要求した。また、行政評価局調査は、国民視点から行政のパフォーマンスの改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うため、機動調査等推進室（仮称）の設置等の体制を整備するとともに、マネジメント改革による調査の迅速化・効率化により経費を削減し要求した。</p> <p>（行政相談制度推進費）（予算：511百万円、定員：1名新規増）</p> <p>評価結果を踏まえ、国民の声・ニーズを行政制度・運営の見直し、改善につなげるため、情報の調査・分析及び行政相談委員との協働の充実に関連するものを推進するとともに、総合行政相談所の運営等の既存業務の見直しにより経費を削減し要求した。</p> <p>（年金記録確認中央・地方第三者委員会経費）（予算：9,440百万円、定員12名減）</p> <p>評価結果を踏まえ、引き続き年金記録の訂正に関するあっせん等の事案処理の迅速化に取り組むため、事案の申立件数・処理状況を踏まえ、年金記録確認第三者委員会に関する事務処理体制については、23年度の業務量に応じた要求とした。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	行政評価等による行政制度・運営の改善					番号	③		
	予 算 科 目							22年度 当初予算額	23年度 要求額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項				
対応表において● となっているもの	A	1	一般	総務本省	行政評価等実施費	行政評価等の実施に必要な経費	130,173	100,748	▲ 33,316
	A	2	一般	管区行政評価局	行政評価等実施費	行政評価等の実施に必要な経費	560,190	499,683	▲ 35,176
	A	3							
	A	4							
	小計						690,363 の内数	600,431 の内数	▲ 68,492
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計						<00,000> の内数	<00,000> の内数	
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
合計						690,363 の内数	600,431 の内数	▲ 68,492	



## 平成22年度「主要な政策」に係る評価書要旨

<b>政策名</b>	行政評価等による行政制度・運営の改善	担当部局、課室名	行政評価局総務課他4課室				
<b>基本目標</b>	政策評価の推進、行政評価・監視の実施、行政相談の推進及び年金記録に関するあっせん等の実施により、各府省における行政制度・運営の改善を図る。特に、20～21年度の間は、重要対象分野に係る評価の実施の推進を図るとともに、年金記録に関するあっせん等の実施について、国民の立場に立って、公平な判断を示し、国民の正当な権利の実現等を図る。						
<b>政策の概要</b>	1 政策評価の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施 総務省は、①各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価を推進、②府省の枠を超えた全政府的な立場から、政策の統一性・総合性を確保するための評価（統一性・総合性確保評価）、③各府省の政策評価の客観的・厳格な実施を担保するための評価活動（客観性担保評価活動）を実施。 2 行政評価・監視の実施、行政相談の推進及び年金記録に関するあっせん等の実施 各府省の業務の実施状況等を調査し、その結果に基づき勧告等を行う行政評価・監視業務、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行う行政相談業務により、行政の制度・運営の見直し、改善を推進。また、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あっせん等を実施。 ※ 平成22年度の「行政評価等プログラム」においては、政策評価の推進（従来の政策評価の推進及び客観性担保評価活動）、行政評価局調査（従来の統一性・総合性確保評価及び行政評価・監視）及び行政相談と整理している。 <div style="text-align: right;">[予算額：13,214百万円]</div>						
<b>指標等の状況</b>	<b>指標等</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>分析の視点</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>
	年金記録に関するあっせん等の実施状況	平成20年度の年金受給者からの申立事案(35,451件)は、遅くとも平成21年中を目途に処理	21年度	年金制度に対する信頼を回復するよう、年金記録に関するあっせん等について、国民の立場に立って、公正な判断を示しているか。	—	—	35,427件 (H21.12.24時点) ※目標値に対して99.9%処理、申立人側の理由によるものを除き処理済みとなり、目標達成
<b>政策の実施状況とその分析及び総合的な評価</b>	<p><b>【政策の実施状況】</b>                  行政評価局の業務運営方針である「行政評価等プログラム」に基づき、以下取組。</p> <p>① 政策評価の推進については、「地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険」及び「医師確保対策」の重要政策（重要対象分野）の評価の徹底、評価結果の予算要求等政策への反映、「世界最先端の『低公害車』社会の構築」等4テーマに係る統一性・総合性確保評価及び「評価の内容点検」等の客観性の確保のための取組を推進したほか、租税特別措置等に係る評価の義務付け及び情報公表の徹底を促進するための企画立案を実施。</p> <p>② 行政評価・監視については、「雇用保険二事業」等4テーマについて勧告等を行うとともに、新たに「食品流通対策」等8テーマについて、調査に着手。また、「アスベスト対策」等9テーマについて、その後の改善措置状況を関係府省から受領。</p> <p>③ 行政相談については、行政機関等の業務に関する国民の苦情や意見・要望を受け付け、必要に応じてあっせんするとともに、行政相談により得られる情報を元に行政の制度・運営の改善に結びつける活動のほか、全国の市町村に配置されている行政相談委員の活動の支援を実施。</p> <p>④ 年金記録に関するあっせん等の実施については、平成21年12月に、「平成20年度に年金受給者（無年金者を含む。）から申し立てられたものについては、遅くとも平成21年中を目途に処理を終える」（H21.3.31年金記録問題に関する関係閣僚会議了承）との目標を達成した。また、22年1月以降においては、当面の方針として、21年度に申し立てられた年金受給者からのものについて、優先的に処理の促進を図るとともに、20年度に申し立てられた加入者からの事案についても、早急に処理。</p> <p><b>【政策の実施状況の分析】</b></p>						

	<p>① 重要対象分野に係る政策評価については、関係政策の推進に一定程度寄与。予算の効率化等国の政策に適切に反映するという目的については未達成であり、導入が予定される「政策達成目標明示制度」との関係を含め、今後の在り方について検討が必要。また、評価を実施し公表する取組は定着する一方、予算編成に資する政策評価の推進が必要。さらに、統一性・総合性確保評価の結果に基づき、関係府省において政策への反映がなされているが、処理期間をより短縮する必要。客観性担保評価活動の結果に基づき、関係府省において政策評価の改善が図られているが、予算編成に関連が深いものに基本的に点検対象を特化することによる更なる有効性の向上が必要。</p> <p>② 行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し、改善の状況を見ると、21年度に受領した「その後の改善措置状況」において、指摘事項の92.6%は既に改善措置が講じられているほか、改善措置を講ずることが具体的に予定されているものが6.8%となっている。行政評価・監視の実施を通じ、各府省における行政制度・運営の見直し、改善が図られているが、処理期間をより短縮する必要。</p> <p>③ 行政相談については、20年度及び21年度の年間総処理件数が約17万件、国の行政機関等に係る処理件数は約6万件、苦情あっせん解決率は90%超で、国民からの苦情等が引き続き一定量受け付けられており、行政制度・運営の見直し、改善に係る一定の役割を果たしている。一方、総処理件数に占める苦情事案の割合が小さいことなどを踏まえると、行政相談事案の分析・検討活動に課題があり、より効率性を高める必要。</p> <p>④ 年金記録に関するあっせん等の実施については、21年度の事案処理件数約5.8万件のうち、約2.8万件を年金記録訂正につなげるなど、国民の立場に立って、年金記録訂正に関する公正な判断を示すことにより、国民の正当な権利の実現を図っている。また、事案処理に要する期間（全国平均）を約8か月（H21.4時点）から約6か月（H22.3時点）と約2か月短縮するなど、効率性の向上が認められる。</p> <p>【総括的な評価】 上記の分析を踏まえると、年金記録に関するあっせん等の実施に係る目標達成をはじめ、予算概算要求までに政策評価を実施し公表する取組の定着状況、行政評価・監視に係る勧告等に基づく改善措置状況及び苦情あっせん解決状況など、当該政策全体としては、各府省における行政制度・運営の改善、見直しのため、一定の効果を発揮していると評価できる。一方、国民に信頼される行政の実現に向けて、更なる機能発揮が必要。</p>
行政事業レビューとの関連	行政評価等実施事業について、「更なる見直し、改善が必要（事業の見直し）」とされたところ。
今後の課題と取組の反映の方向性	<p>行政評価局の各機能については、業務実施体制の見直し・効率化を図りつつ、「行政評価等プログラム」（H22.4.13総務大臣決定）に基づき、以下に重点を置き、機能強化に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価の推進（客観性担保評価活動を含む）は、評価過程における使用データの評価書への記載など、各府省の情報公開の徹底促進及び租税特別措置等の見直しに資する厳格な点検の実施など、真に役立つ機能への重点化を図るとともに、調査研究、統一研修等の既存業務を見直し</li> <li>・行政評価局調査（統一性・総合性確保評価、行政評価・監視）は、各調査のねらいに応じた適期に勧告等を行うための進行管理の実施など、国民視点から行政のパフォーマンスの改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく、調査の実施方法や体制等のマネジメントを見直しつつ、機能を拡充</li> <li>・行政相談は、国民の声・ニーズを行政制度・運営の見直し、改善につなげるため、より一層の業務の効率化を図りつつ、行政苦情救済推進会議の制度・行政運営改善提言機能の積極的活用など、情報の調査・分析を推進するとともに、行政相談委員との協働を充実</li> </ul> <p>また、年金記録に関するあっせん等の実施は、年金記録の訂正に関して公正な判断を示すとともに、事案処理の迅速化に取り組むほか、機能強化の具体化・実行に当たっては、今後の年金記録確認体制の在り方について厚生労働省と協議し、結論を得ることが必要。</p>
その他関連データ	行政評価局の各機能については、政務三役、有識者から成る行政評価機能強化検討会におけるオープンな議論を経て、その抜本的強化方策を盛り込んだ「行政評価等プログラム」をとりまとめた。

## 平成22年度主要な政策に係る評価書

## 3 政策の実施状況

## ＜平成21年度目標設定表における指標等の状況＞

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
年金記録に関するあっせん等の実施状況	平成20年度に年金受給者（無年金者含む。）から申し立てられた事案(35,451件)については、遅くとも平成21年中を目途に処理を終える。	21年度	年金制度に対する信頼を回復するよう、年金記録に関するあっせん等について、国民の立場に立って、公正な判断を示しているか。	(参考) 申立件数 50,752件 処理件数 5,793件 うちあっせん 2,395件 うち訂正不要 2,937件 うち取下げ等 461件	申立件数 49,807件 処理件数 53,740件 うちあっせん 20,367件 うち訂正不要 31,176件 うち取下げ等 2,198件	[H21.12.24] 35,427件 目標値に対して99.9%処理、申立人側の理由によるものを除き処理済みとなり、目標達成  申立件数 60,205件 処理件数 57,381件 うちあっせん 27,565件 うち訂正不要 26,957件 うち取下げ等 2,859件  ※その他、日本年金機構での処理件数あり。

## ＜参考となる指標その他の参考となる情報＞（あらかじめ定めた参考指標）

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
重要政策（重要対象分野）の評価の実施状況	総務省が取り上げた重要政策について、関係府省は的確に評価を行ったか。		①少子化社会対策関連施策（育児休業制度、仕事と生活の調和、子育て支援サービス）、②若年者雇用対策	①地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険、②医師確保対策
政策評価結果の予算要求等政策への反映の状況（各府省の政策評価による見直し・改善の状況）	評価結果は政策の見直しにどの程度つながっているのか。	実績評価（代表指標） 実施 392件(a) 見直し 178件(b) 45% (b/a)	312件 121件 38%	297件 128件 43%
政策評価の質の向上の状況（各府省の政策評価における効果の具体化の状況）	評価の客観性（実績評価における達成目標の具体化）はどの程度確保されているのか。 (注)対象期間：暦年	実績評価（代表指標） 実施件数 318件(a) 目標具体化 226件(b) 71% (b/a)	276件 208件 75%	268件 221件 82%
総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映の状況	評価の結果が関係府省の政策に適切に反映されているか。	(1回目の回答) —  (2回目の回答) —	(1回目の回答) 指摘事項数 45 改善措置済数 35 措置率 78%  (2回目の回答) —	(1回目の回答) 指摘事項数 49 改善措置済数 41 措置率 84%  (2回目の回答) 指摘事項数 24 改善措置済数 24 措置率 100%

(注) 勧告に基づく回答のみ集計

<p>総務省が行った客観性担保評価活動の結果に基づく関係府省における政策評価の改善状況</p>	<p>客観性担保評価活動の一つである「評価の内容点検(認定関連活動)」の取組を通じて各府省の政策評価はどの程度改善されているのか。</p>	<p>47事例</p>	<p>50事例</p>	<p>39事例</p>
<p>国民の多様なニーズに対応した行政評価・監視の迅速かつ確かな実施の状況</p>	<p>国民の関心の高いテーマや早急に改善を要するテーマ等について、行政評価・監視に機動的に取り組んだか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の安全・安心の確保等の政府の重要行政課題などについて、重点的かつ機動的に実施。</li> <li>・例えば、「契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査」については、原口総務大臣の指示により、物品調達に係る一般競争契約において実質的な競争性が確保されていないと疑われるような実態、問題点等を明らかにするため、平成21年10月27日に着手し、11月30日には調査結果を全府省に通知。</li> </ul>		
<p>行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善の状況</p>	<p>行政評価・監視に係る勧告等の指摘事項は、実際に、関係府省において改善が図られているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勧告等を行った日から原則として6か月後に、勧告等に対して講じた改善措置についての「回答」を関係府省から受領し、さらに、「回答」を受領した日から原則として1年後に、関係府省から「その後の改善措置状況」を受領。</li> <li>・指摘事項の内容により、改善措置を講ずるために要する期間は相違するが、平成20年度に受領した「その後の改善措置状況」をみると、指摘事項の75.9%は既に改善措置が講じられているほか、改善措置を講ずることが具体的に予定されているものが22.8%となっている。また、平成21年度に受領した「その後の改善措置状況」をみると、指摘事項の92.6%は既に改善措置が講じられているほか、改善措置を講ずることが具体的に予定されているものが6.8%となっている。</li> </ul> <p>※勧告等に基づく関係府省の具体的な見直し・改善事例については、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別添3</span>のとおり。</p>		
<p>行政相談の処理件数とそのうちの国の行政機関等に係る処理件数</p>	<p>相談を受け付け、行政運営の改善の必要性を検討すること、関係機関等に対し、相談内容を通知・連絡すること、窓口となる行政機関を教示・助言すること等を通じ、行政運営等の見直し・改善に結びついていることから、各年度に国民から受付・処理した行政相談のうち、国の行政機関等に係る相談(対象内事案)の件数を把握。</p>	<p>処理件数 175,306件 (うち、国の行政機関に係る処理件数) 61,295件</p>	<p>処理件数 173,627件 (うち、国の行政機関に係る処理件数) 61,509件</p>	<p>処理件数 171,430件 (うち、国の行政機関に係る処理件数) 58,249件</p>
<p>苦情あつせんに基づく関係府省の行政相談制度・運営の見直し・改善の状況</p>	<p>行政相談活動が効果的に実施されているかを把握。行政制度・運営の見直し・改善状況の把握手段の一つとして、苦情あつせん事案解決率を把握。</p>	<p>95.2% (苦情あつせん案件993件中945件が解決)</p>	<p>95.1% (苦情あつせん案件862件中820件が解決)</p>	<p>96.2% (苦情あつせん案件783件中753件が解決)</p>
<p>※ 当該数値は、本省及び管区行政評価局・行政評価事務所が当該年度に受け付けた苦情事案(行政相談委員から通知を受けた案件を含む。)のうち、関係機関にあつせんを行った案件を対象とした。</p>				

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等		評価方式	総合	番号	④
歳出予算額（千円）	20年度	21年度		22年度		23年度要求額
（ 当 初 ）				5,701,812		4,697,743
（ 補 正 後 ）				5,701,812		
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）						
支出済歳出額（千円）						
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）						
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて改善すべき点	<p>○分権型社会に対応した地方制度・体制の整備                      地方分権改革推進委員会における勧告、第29次地方制度調査会における調査審議の動向等を見据えつつ、分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究並びに企画及び立案を行うとともに、合併市町村の新しいまちづくりを着実に支援するほか、今後も自主的な合併を選択する市町村について、法制上の措置も含め、新たな合併支援策を検討する。また、集中改革プラン取組状況についてフォローアップを継続し、情報公開条例等の未制定団体に対し、早期に制定するよう助言等を行っていく必要がある。今後の地方行革のあり方、住民の信頼を確保する組織マネジメント改革の普及、経営感覚をもった総合行政主体の実現についても、所要の検討を行う必要がある。</p> <p>○分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立                      地方公務員の給与については、引き続き、各地方公共団体において、地域民間給与水準の適切な反映等が進められ、住民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるよう取り組んでいく必要がある。定員・給与情報の公表については、給与情報等公表システムの公表様式に沿った情報開示を徹底していく必要がある。人材育成基本方針について、引き続き未策定団体における策定を推進するとともに、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に早急に取り組み、勤務実績の給与への適切な反映を推進する必要がある。</p>					
評価結果の予算要求等への反映状況	地方行政体制等の整備に必要な経費を要求した。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等				番号	④		政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	総務本省	地方行政制度整備費	地方行政制度の整備に必要な経費	5,701,812	4,697,743	1,092,425
	A	2							
	A	3							
	A	4							
	小計							5,701,812 <00,000> の内数	4,697,743 <00,000> の内数
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計							<00,000> の内数	<00,000> の内数
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
合計							5,701,812 の内数	4,697,743 の内数	1,092,425

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等				番号	④	(千円)	
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
地方公共団体の組織と運営		1,369	1,080	△ 289	289		289	
地縁による団体の調査助言に要する経費		761	1,191	430	0			
地域主権改革の推進に要する経費		301	201	△ 100	100		100	
地方分権の推進に要する経費		210,960	246,109	35,149	0			
地方財務会計制度の再構築に関する経費		2,861	0	△ 2,861	2,861		2,861	
地方行政財政検討会議に要する経費		0	17,826	17,826	0			
市町村振興等に要する経費		3,764	3,127	△ 637	637		637	
住民基本台帳制度等の実施及び地方公共団体の経営改善に要する経費		2,459	2,680	221	0			

事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)+(C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
外国人住民に係る住民基本台帳の整備・運営に要する経費			5,571	42,605	37,034	0			外国人登録法の廃止に伴い、外国人住民を住民基本台帳の適用対象に加える法改正の施行が平成24年に予定されていることから、各市町村が新制度に円滑に移行することができるようにするために必要な経費を要求するもの。
個人情報保護に十分留意した住民基本台帳制度の実施及び住民基本台帳情報の取扱いに要する経費			4,788	5,484	696	0			
市町村の合併円滑化に必要な経費			5,421,481	4,337,260	△ 1,084,221	1,084,221		1,084,221	今後交付すべき補助金残額を考慮し、23年度の要求額を見直し
地方行革の推進に要する経費			15,174	14,674	△ 500	500		500	
新地方行革指針の推進に要する経費			2,281	0	△ 2,281	2,281		2,281	
地方公務員制度の企画立案、研修、調査及び指導等に要する経費			6,028	5,498	△ 530	530		530	
時代の変化に即応する地方公務員制度・運用の基礎研究に要する経費			2,983	2,883	△ 100	100		100	
地方公共団体の人事管理に関する調査・研究等に要する経費			2,244	2,150	△ 94	94		94	
地方公務員の勤務時間・休暇に関する適正化等の助言及び勤務時間短縮に関する調査助言に要する経費			286	260	△ 26	26		26	
高齢社会に対応する地方公務員制度・施策の企画立案及び推進等に要する経費			1,085	835	△ 250	250		250	

事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
地方公務員給与制度等の調査及び助言等に要する経費			2,416	1,959	△ 457	457	457		
地方公共団体の定員管理に関する基礎的データの作成及び助言等に要する経費			1,947	1,891	△ 56	56	56		
地方公務員の人材育成等の推進に要する経費			865	784	△ 81	81	81		
人事委員会の機能強化等の調査及び助言に要する経費			5,764	4,174	△ 1,590	1,590	1,590	業務効率化等の観点から、印刷製本に係る経費を見直したことにより、必要な経費の圧縮となったもの。	
地方公務員共済制度			3,902	3,647	△ 255	255	255		
財源率再計算に要する経費			278	278	0	0	0		
地方議会議員共済会に関する調査検討に要する経費			1,071	0	△ 1,071	1,071	1,071		
地方公務員の安全衛生管理体制の確立強化対策の推進に要する経費			1,173	1,147	△ 26	26	26		
合計			5,701,812	4,697,743	△ 1,004,069	1,095,425	0	1,095,425	

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成21年7月

担当部局名:自治行政局行政課総務室 酒井

政策名	分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等	番号	④
<p>政策の概要</p>	<p>○分権型社会に対応した地方制度・体制の整備 地方分権改革推進委員会の4次にわたる勧告、第29次地方制度調査会の答申、地域主権戦略会議における審議状況や地方行財政検討会議における地方自治法の抜本見直しに向けた検討状況等を踏まえ、地域主権型社会に対応した地方制度のあり方等の検討を行う。また、市町村の行財政基盤等の強化を図るため、自主的な市町村合併の円滑化を図り、合併市町村の新しいまちづくりの取組を着実に支援するとともに、地方公共団体における行政運営の質の向上などを図るため、集中改革プランの策定・公表や、情報公開条例等の制定を促進する。</p> <p>○分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立を図るために、適正な定員管理、給与の適正化を推進する。また、地方公共団体における必要な人事・組織体制の整備、能力を有した意欲ある人材の育成・確保を推進する。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) ○分権型社会に対応した地方制度・体制の整備 地方分権改革推進委員会の4次にわたる勧告、第29次地方制度調査会答申、地域主権戦略会議における審議状況や地方行財政検討会議における地方自治法の抜本見直しに向けた検討状況等を踏まえながら、地域主権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究及び企画立案を行っている。市町村合併については、全国で市町村合併が進展しており、多くの合併市町村において一定程度、行財政基盤が強化されたと言える。また、集中改革プランの策定・公表や情報公開条例等の制定の状況から、地方公共団体における行政改革の取組も進展していると評価できる。 ○分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立 地方公共団体において、適正な定員管理、給与の適正化、人材の育成・確保に向けた取組等が進んでいることが把握でき、諸施策の有効性が認められる。</p> <p>(必要性) ○分権型社会に対応した地方制度・体制の整備 明治以来の中央集権体制を改め、地域のことは地域で決められる仕組みの構築をめざし、地域主権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究及び企画立案を行う必要がある。また、人口減少・少子高齢化の進行など社会経済情勢の変化や厳しい財政状況の下、市町村の行財政基盤を強化するため、自主的な合併を選択する市町村への支援や地方行政改革の推進に取組む必要がある。 ○分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立 国民・住民から厳しい意見が多くある中、地方公共団体においては、適正な定員管理の推進、適正な給与制度・運用の確保、人材の育成・確保等に取り組み、分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立に努めていくことが必要である。</p> <p>(効率性) ○分権型社会に対応した地方制度・体制の整備 市町村合併による効果のうち、行政コストの削減については、投入した国費以上の効果を上げており、効率性があると認められる。また地方行革に関しても、集中改革プランのフォローアップを関係課室で連携して行うとともに、情報公開条例等についての地方公共団体への助言等を各種会議等の機会を利用して行うなど効率的に行った。</p> <p>(有効性) ○分権型社会に対応した地方制度・体制の整備 市町村合併推進のために講じた各種施策により、全国で市町村合併が進展した結果、市町村の行財政基盤が強化され、分権型社会に対応した地方行政体制の整備が進められていることから、本政策には有効性があると認められる。集中改革プランについて、地方公共団体が行政改革の取組を住民にわかりやすく明示し説明責任を果たすという点において施策の有効性が認められる。情報公開条例等の制定状況を調査、公表し、必要に応じて助言を行ってきたが、未制定団体の中には全国的な制定状況を踏まえて制定に踏み切った団体もあり、取組の有効性が認められる。 ○分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立 地方公共団体においては行政改革の推進、給与水準や給与制度・運用の適正化等に着実に取り組んでいることが把握でき、施策の有効性が認められる。地方公務員の定員・給与情報の公表についても透明性が確保されるとともに、各団体間の比較・分析が容易となり施策の有効性が認められる。人材育成基本方針を策定した各団体では、人材育成についての方向性が明らかになり、示された方向へ取り組むという効果があり、地方公務員の適正な人事管理の推進に有効性が認められる。</p>		

(反映の方向性)

○分権型社会に対応した地方制度・体制の整備

地方分権改革推進委員会における4次にわたる勧告、第29次地方制度調査会答申の内容や地域主権戦略会議における審議状況、地方行財政検討会議における地方自治法の抜本見直しに向けた検討状況等を踏まえ、地域主権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究並びに企画及び立案を行うとともに、合併市町村の新しいまちづくりを着実に支援するほか、今後も自主的な合併を選択する市町村について、合併の円滑化のための支援を行う。また、また、地方行革の推進状況を把握するとともに、今後の地方行革のあり方、住民の信頼を確保する組織マネジメント改革の普及、経営感覚をもった総合行政主体の実現についても、所要の検討を行う必要がある。

○分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立

地方公務員の給与については、引き続き、各地方公共団体において、地域民間給与水準の適切な反映等が進められ、住民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるよう取り組んでいく必要がある。定員・給与情報の公表については、給与情報等公表システムの公表様式に沿った情報開示を徹底していく必要がある。人材育成基本方針について、引き続き未策定団体における策定を推進するとともに、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に早急に取り組み、勤務実績の給与への適切な反映を推進する必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

参考となる指標	平成18年度	平成19年度	平成20年度
合併後の市町村数	1,804 団体 (H19.3.31)	1,793 団体 (H20.3.31)	1,777 団体 (H21.3.31)
集中改革プランの公表状況	都道府県 46 団体 95.7%	都道府県 46 団体 97.9%	都道府県 47 団体 100%
	政令市 15 団体 100%	政令市 17 団体 100%	政令市 17 団体 100%
	市区町村 1,542 団体 84.4%	市区町村 1,738 団体 99.3%	市区町村 1,738 団体 100%
	計 1,602 団体 84.8% (H18.7.31現在)	計 1,861 団体 99.3% (H19.9.1現在)	計 1,852 団体 100% (H20.12.1現在)
地方公務員数の推移	2,998,402 人 ※( )対前年比	2,951,296 人 (▲1.6%)	2,899,378 人 (▲1.8%)

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	民主党の政権政策Manifesto 2009 (改訂)	平成21年8月11日	27. 霞が関を解体・再編し、地域主権を確立する 【政策目的】 ○明治維新以来続いた中央集権体制を抜本的に改め、「地域主権国家」へと転換する。 ○中央政府は国レベルの仕事に専念し、国と地方自治体の関係を、上下・主従の関係から対等・協力の関係へ改める。地方政府が地域の実情にあった行政サービスを提供できるようにする。 ○地域の産業を再生し、雇用を拡大することによって地域を活性化させる。
	基本方針2009	平成21年9月16日	二 この鳩山内閣は、「本当の国民主権の実現」、「内容のともなった地域主権」を政策の二つの大きな柱として、新たな国づくりに向けて、動き出したいと思います。 明治以来の中央集権体質から脱却し、「地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任も負う「地域主権」へと、この国のあり方を、大きく転換していきます。 十一 地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」への転換です。国の権限や財源を精査し、地方への大胆な移譲を進めるなど、国と地方の関係を抜本的に転換します。それはまた、地域に住む住民の皆さんに、自らの暮らす町や村の未来に、自ら責任を持っていただくという住民主体の新しい発想を求めていく第一歩でもあります。
	第173回臨時国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説	平成22年10月26日	(地域主権の確立) 地域のことは、その地域に住む住民が責任をもって決める。この地域主権の実現は、単なる制度の改革ではありません。 今日の中央集権的な体質は、明治の富国強兵の国是のもとに導入され、戦時体制の中で盤石に強化され、戦後の復興と高度成長期において因習化されたものです。地域主権の実現は、この中央政府と関連公的法人のピラミッド体系を、自律的でフラットな地域主権型の構造に変革する、国のかたちの一大改革であり、鳩山内閣の改革の一丁目一番地です。 今後、地域主権戦略の工程表に従い、政治主導で集中的かつ迅速に改革を進めます。その第一弾として、地方に対する不必要な義務付けや枠付けを、地方分権改革推進計画に沿って一切廃止するとともに、道路や河川等の維持管理費に係る直轄事業負担制度を廃止します。また、国と地方の関係を、上下関係ではなく対等なものとするため、国と地方との協議の場を新たな法律によって設置します。地域主権を支える財源についても、今後、ひも付き補助金の一括交付金化、出先機関の抜本的な改革などを含めた地域主権戦略大綱を策定します。
	第174回通常国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説	平成22年6月11日	二 改革の続行 ― 戦後行政の大掃除の本格実施 (地域主権・郵政改革の推進) さらに、地域主権の確立を進めます。中央集権型の画一的な行政では、多様な地域に沿った政策の実現に限界があります。住民参加による行政を実現するためには、地域主権の徹底が不可欠です。「総論の段階」から「各論の段階」に進む時が来ています。地方の皆さまと膝をつきあわせ、各地の要望を踏まえ、権限や財源の移譲を丁寧に進めていきます。その上で、特区制度も活用しつつ、各行政分野で地域ごとに具体的な結論を出していきます。
	第174回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説	平成22年6月11日	(地域主権・郵政改革の推進) さらに、地域主権の確立を進めます。中央集権型の画一的な行政では、多様な地域に沿った政策の実現に限界があります。住民参加による行政を実現するためには、地域主権の徹底が不可欠です。「総論の段階」から「各論の段階」に進む時が来ています。地方の皆さまと膝をつきあわせ、各地の要望を踏まえ、権限や財源の移譲を丁寧に進めていきます。その上で、特区制度も活用しつつ、各行政分野で地域ごとに具体的な結論を出していきます。
	民主党の政権政策Manifesto 2010	平成22年6月18日	「国のかたち」を変える 国内では、大胆な地域主権改革を実行します。地域主権改革は地域の自立を促す改革であり、そのために権限や財源の移譲に取り組みます。地域のことは地域で決められる仕組みをつくることで、明治以来の中央集権体制を改めます。

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	地域力創造（旧 地域振興）		評価方式	総合	番号	⑤
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度		23年度要求額	
（ 当 初 ）		837,866	1,013,429		3,097,863	
（ 補 正 後 ）		14,741,916	1,013,429			
前年度繰越額（千円）		137,745				
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）		14,879,661				
支出済歳出額（千円）		5,197,110				
翌年度繰越額（千円）		7,636,817				
不用額（千円）		2,045,734				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	平成21年度においては、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するという基本目標の達成に向けて、緑の分権改革の推進、定住自立圏構想の推進、地域人材力活性化事業における人的支援等に取り組んでいる。地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正に取り組むとともに、緑の分権改革の推進や定住自立圏構想の推進等、新たな施策で更なる地域の活性化に取り組み、一定の成果をあげたところである。これまでの取組により一定の成果をあげているが、厳しい地方財政の状況下、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、地方公共団体のニーズ等を的確に把握した上で、更なる取組を推進する必要がある。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	緑の分権改革の推進、定住自立圏構想の推進や過疎対策事業等について一層の取組を進めるために必要な予算を要求する一方で、既存の事業については事業の整理統合等により経費を削減している。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	地域力創造（旧 地域振興）				番号	⑤		政策評価結果等 による見直し額	
	(千円)								
	予 算 科 目								
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	総務本省	地方振興費	地方振興に必要な経費	1,013,429	3,097,863	33,026
	A	2							
	A	3							
	A	4							
	小計						1,013,429 <〇〇,〇〇〇> の内数	3,097,863 <〇〇,〇〇〇> の内数	33,026
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計						<〇〇,〇〇〇> の内数	<〇〇,〇〇〇> の内数	
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
合計						1,013,429 の内数	3,097,863 の内数	33,026	

## 政策評価調書（個別票①-3）

## 【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	地域力創造（旧 地域振興）			番号	⑤			
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
地方自治に係る政策の企画立案に要する経費		2,708	2,620	△ 88	88		88	
「地域力創造」施策の展開に要する経費		874	874					
「緑の分権改革」の推進に要する経費		157,024	318,947	161,923				
「緑の分権改革」推進プロジェクトに要する経費			2,009,302	2,009,302				
地域の国際化の推進に要する経費		959	4,789	3,830				
地方分権に関する国際セミナーに要する経費		984	984					
「二国間内政関係者セミナー」に要する経費		3,529	2,835	△ 694	694		694	
自治体国際化協力推進事業に要する経費		2,925	1,334	△ 1,591	1,591		1,591	
世界貿易機構(WTO)等に対応するために要する経費		1,531	605	△ 926	926		926	
地域振興に関する調査指導等一般事務に要する経費		1,249	1,409	160				
土地開発公社抜本的改革推進対策に要する経費		3,111	3,149	38				
地方公共団体におけるPFI事業等の推進のための方策の検討に要する経費		2,655	2,734	79				
過疎地域振興対策に要する経費		643,982	525,702	△ 118,280	15,680		15,680	執行状況を踏まえ、過疎地域等自立活性化推進交付金、過疎地域集落等整備事業補助金を統合し、それぞれメニュー化した。（21年度不用額231,400千円）。

事務事業名	整理番号	予算額(千円)			見直し額(A) (B)+(C)-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
定住自立圏構想推進費		66,716	109,804	43,088				
地域自立応援推進費		91,934	78,569	△ 13,365	13,365		執行状況を踏まえ、「定住自立圏」の推進を目的とした全国市町村長サミットについては、所要の目的を達成したため、予算要求を行わないこととした。	
地域協働体の構築に要する経費		5,673	5,313	△ 360	360			
人材力活性化プログラム拡充事業に要する経費		2,555	2,468	△ 87	87			
官民連携型人材育成普及実証研究事業に要する経費		16,656	16,589	△ 67	67			
全国キャラバンの実施等に要する経費		3,766	3,598	△ 168	168			
地域活性化関連大臣表彰		4,598	6,238	1,640				
合計		1,013,429	3,097,863	2,084,434	33,026		33,026	

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名:地域力創造グループ地域政策課  
 担当者(連絡先):

評価実施時期:平成22年8月

<p>政策名</p>	<p>地域力創造(旧 地域振興)</p>		<p>番号</p>	<p>⑤</p>
<p>政策の概要</p>	<p>地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため定住自立圏構想の推進、地方公共団体の地域づくりの支援等の地域力創造施策を推進する。</p>			
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【政策の実施状況】</b>                  地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するという基本目標の達成に向けて、緑の分権改革推進の推進、定住自立圏構想の推進、地域人材活性化事業における人的支援、過疎地域の自立促進等に取り組んでいる。                  ① 緑の分権改革の推進については、クリーンエネルギー資源の賦存量等の調査及びクリーンエネルギー活用の具体的な事業展開のための実証調査を地方公共団体に委託する「緑の分権改革推進事業」に取り組んでいるところ。                  ② 定住自立圏構想の推進に関しては、定住自立圏構想推進シンポジウム(2回)及びセミナー(5回)を開催するとともに、同構想に取り組む団体に対する支援策として、交付税等の地方財政措置や関係府省による国庫補助事業の優先採択を行った。                  ③ 過疎地域の定住促進や地域間交流を促進するため、過疎地域集落整備事業(10件)及び地域間交流施設整備事業(7件)に対しての補助を行い、過疎地域自立促進計画の着実な進捗を図ったほか、平成21年度末をもって過疎法が失効するにあたり、時代に対応した新たな過疎対策のあり方やソフト事業を始めとする新たな過疎対策を実施する際に重視すべき視点や配慮すべき点等について検討を行った。  <b>【政策の実施状況の分析】</b>                  既存の事業について、継続的に地域の活性化・国際化、過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正に取り組むとともに、緑の分権改革の推進や定住自立圏構想の推進等、新たな施策で更なる地域の活性化に取り組み、一定の成果をあげたところである。                  ① 「緑の分権改革推進事業」については地方公共団体との間で49件の委託契約を締結し、161団体において取組が進んでいるところであり、緑の分権改革に係る取組の普及、推進に向け効果があったと考えられる。                  ② 定住自立圏構想に取り組む団体は、平成22年3月31日現在で中心市宣言団体数52団体、協定締結等団体数117団体、共生ビジョン策定団体数18団体となり、定住自立圏の形成が全国的に進展しているところである。                  ③ 過疎対策事業に関しては、後期過疎地域自立促進計画に基づく事業の進捗率が平成20年度時点で都道府県77%、市町村69%となっており、厳しい財政状況下において着実に進捗していることから一定の有効性が認められる。  <b>【総括的な評価】</b>                  これまでの取組により一定の成果をあげているが、厳しい地方財政の状況下、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、地方公共団体のニーズ等を的確に把握した上で、更なる取組を推進する必要がある。  <b>【反映の方向性】</b>                  総務省では、これまで、地域の活性化・国際化や過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正を目指して取り組む地方公共団体に対して、情報提供や助言、財政措置等を継続して行ってきたところである。                  しかしながら、平成22年1月の施政方針演説において、新しい時代にふさわしい地域の絆の再生や成長の基盤づくりに取り組むという政府方針が示されていることから、これまで以上に、総務省では、実態やニーズを的確に把握することにより、地域の特性にあった魅力ある地域づくりをしようとする地方公共団体に対し支援を実施していくとともに、地域力創造に向けた取組を進めていく必要がある。                  具体的には、緑の分権改革に取り組む地方公共団体数を平成22年には、400団体、平成26年には800団体、平成32年には1400団体を目標とする。    <b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>                  別添 平成22年度評価書参照</p>			
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等                   新成長戦略                  ～元気な日本復活のシナリオ～</p>	<p>年月日                   平成21年12月30日</p>	<p>記載事項(抜粋)                   それぞれの地域資源を最大限活用する仕組みを地方公共団体と住民、NPO等の協働・連携により創り上げ、分散自立型・地産地消型としていくことにより、地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会の構築を図る「緑の分権改革」を推進し、地域からの成長の道筋を示すモデルを構築する。                  都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進する。また、離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める。</p>	
	<p>第174回国会総理施政方針演説</p>	<p>年月日                   平成22年1月29日</p>	<p>「緑の分権改革」を推進するとともに、情報通信技術の徹底的な利活用による「コンクリートの道」から「光の道」への発想転換を図り、新しい時代にふさわしい地域の絆の再生や成長の基盤づくりに取り組みます。</p>	

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化		評価方式	総合	番号	⑥
歳出予算額（千円）	20年度	21年度		22年度		23年度要求額
（ 当 初 ）	65,681,647,616	67,044,006,528		68,942,961,209		68,716,752,606
（ 補 正 後 ）	65,812,885,174	67,044,006,528		68,942,961,209		
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	65,812,885,174 <0>	67,044,006,528 <0>				
支出済歳出額（千円）	65,503,191,480	66,637,336,024				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	309,693,694 <0>	406,670,504 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	省略（別紙13-4「政策評価調書（個別票②）」に記載）					
政策評価結果を受けて改善すべき点	—					
評価結果の予算要求等への反映状況	○予算概算要求 平成23年度の予算要求については、施策の着実な実施に必要な経費について執行実績等を勘案して見直しを行い、減額して要求。このうち、地方公共団体財政健全化法に基づくわかりやすい財政状況の開示を徹底するため、資産債務改革を推進する地方公会計の普及促進を要する予算を引き続き要求することとし、3,628千円を盛り込んだ。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化				番号	⑥		政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	総務本省	地方財政制度整備費	地方財政制度の整備に必要な経費	64,264	45,790	18,474
	A	2	特別	交付税及び譲与税配付金勘定	地方交付税交付金	地方交付税交付金に必要な経費	16,893,529,056	16,860,509,808	
	A	3	特別	交付税及び譲与税配付金勘定	地方特例交付金	地方特例交付金に必要な経費（児童手当及び子ども手当特例交付金）	233,654,000	47,887,000	
	A	4	特別	交付税及び譲与税配付金勘定	地方特例交付金	地方特例交付金に必要な経費（減収補てん特例交付金）	149,511,000	188,309,000	
	小計						17,276,758,320 <〇〇.〇〇〇> の内数	17,096,751,598 <〇〇.〇〇〇> の内数	18,474
対応表において◆ となっているもの	B	1	一般	総務本省	地方交付税交付金	地方交付税交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定へ繰入れに必要な経費	17,094,542,481	17,313,509,600	
	B	2	一般	総務本省	地方特例交付金	地方特例交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定へ繰入れに必要な経費	383,165,000	236,196,000	
	B	3	特別会計	交付税及び譲与税配付金勘定	国債整理基金特別会計へ繰入	国債整理基金特別会計へ繰入	34,188,495,408	34,070,295,408	
	B	4							
小計						51,666,202,889 <〇〇.〇〇〇> の内数	51,620,001,008 <〇〇.〇〇〇> の内数		
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
小計						の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
小計						の内数	の内数		
合計						68,942,961,209 の内数	68,716,752,606 の内数	18,474	



## 平成22年度「主要な政策」に係る評価書要旨

政策名	政策6 地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化	担当部局、課室名	自治財政局財政課 他 4課室	
基本目標	地域主権型社会の確立に向け、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。			
政策の概要	地方財政計画等の策定により、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の円滑な施行による地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。 [予算額:64 百万円]			
	主な施策	概要 (主な事業の例)	予算額 (百万円)	担当課室
	地方財政計画等の策定	地方財政計画等の策定により、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保する。	15	財政課 交付税課 地方債課
	地方公共団体財政健全化法の円滑な施行 地方公営企業等の経営改革の推進	地方公共団体財政健全化法の円滑な施行により、地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。	21 18	財務調査課 公営企業課
指標等の状況	指標等	19 年度	20 年度	21 年度
	地方財政計画の規模 (うち地方交付税)	83 兆 4,014 億円 (15 兆 4,061 億円)	82 兆 5,557 億円 (15 兆 8,202 億円)	82 兆 1,268 億円 (16 兆 8,935 億円)
	一般財源比率	68.4%	65.3%	63.0%
	地方債依存度	11.5%	14.3%	16.4%
	借入金残高	197 兆円	197 兆円	200 兆円
	地方債計画の規模	12 兆 4,776 億円	14 兆 1,844 億円	15 兆 8,976 億円
※参考となる指標の進捗状況については、それぞれ表題の年度の次年度の内容を記載している。				
政策の実施状況とその分析及び総合的な評価	<p><b>【政策の実施状況】</b></p> <p>平成 22 年度の地方財政計画においては、地方が自由に使える財源を増やすため、地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、下記の措置を講じたところ。</p> <p>① 平成 22 年度単年度の措置として、平成 21 年度までと同様、財源不足のうち建設地方債(財源対策債)の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんするルールを引き続き適用した。</p> <p>② これに基づき、平成 22 年度の財源不足見込額 18 兆 2,168 億円については、次により完全に補てんした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方交付税については、平成 20 年度分の精算による 6,596 億円の減額を繰り延べるほか、「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設による別枠の加算額 9,850 億円を含め、国の一般会計加算により 7 兆 6,291 億円を増額</li> <li>平成 22 年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還 7,812 億円を後年度へ繰り延べるとともに、交付税特別会計剰余金 3,700 億円を活用</li> <li>臨時財政対策債を 7 兆 7,069 億円発行</li> <li>建設地方債(財源対策債)を 1 兆 700 億円増発</li> </ul> <p>③ 上記の結果、平成 22 年度の地方交付税については、11 年ぶりに 1.1 兆円の増額となる 16.9 兆円を確保し、臨時財政対策債をあわせた実質的な地方交付税を 24.6 兆円確保した。</p> <p>また、地方公共団体財政健全化法に基づき、平成 20 年度決算に基づく財政指標が一定の水準以上の団体については、財政健全化計画(21 団体)や財政再生計画(1 団体)、地方</p>			

別紙 (13-4) 個別票②

	<p>公営企業の経営健全化計画(42 団体・53 会計)(以下「財政健全化計画等」という。)が策定された。</p> <p><b>【政策の実施状況の分析】</b></p> <p>地方財源の確保については、平成 22 年度においては、地方税、地方譲与税、地方交付税、臨時財政対策債等をあわせた一般財源総額を、59.4 兆円(対前年度比+0.6%)確保しており、景気の低迷等により地方税や地方交付税の原資となる国税 5 税が大幅に減少する中で、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保することができたことから、政策の有効性が認められる。</p> <p>地方財政の健全化については、地方公共団体財政健全化法に基づき全ての団体が平成 20 年度決算に基づく財政指標の公表等を行い、財政指標が一定の水準以上の団体については、財政健全化計画等が策定され、早期健全化に向けた取組が進展し、地方公共団体及び地方公営企業等の運営の効率化が促進されたことなどから、有効性及び効率性が認められる。</p> <p><b>【総括的な評価】</b></p> <p>地方財源の確保については、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要の財源を確保することで、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていくという基本理念に基づいて、平成 22 年度の地方財政計画を作成した結果、地方交付税を 11 年ぶりに 1.1 兆円増額し、16.9 兆円を確保するなどにより、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保することができた。</p> <p>地方財政の健全化については、地方公共団体財政健全化法に基づき、全ての団体が平成 20 年度決算に基づく財政指標の公表等を行い、財政指標が一定の水準以上の団体は、財政健全化計画等を策定することにより、早期健全化に向けた取組が進展した。</p>
<p>行政事業レビューとの関連</p>	<p>本政策の推進に必要な経費(21 年度 64 百万円)については、行政事業レビューの対象とされ、更なる見直し、改善が必要とされた。</p>
<p>今後の課題と取組の反映の方向性</p>	<p>地方財源の確保については、「財政運営戦略」を踏まえ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源の総額について、実質的に平成 22 年度の水準を下回らないよう確保する。</p> <p>地方財政の健全化については、「財政運営戦略」を踏まえ、地方の行財政改革に積極的に取り組むとともに、国・地方が一丸になって「新成長戦略」を推進し、「強い経済」を実現することによる税収増で、財政の健全化、「強い財政」を実現していく。あわせて、地方公共団体財政健全化法に基づく財政指標が一定水準以上の団体について、財政健全化計画等の作成を支援する等により、地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。</p>
<p>その他関連データ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度地方財政の状況(地方財政白書) <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/22data/index.html">http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/22data/index.html</a></li> <li>・平成22年度地方財政計画 <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02zaisei02_000026.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02zaisei02_000026.html</a></li> <li>・地方財政関係資料 <a href="http://www.soumu.go.jp/iken/11534.html">http://www.soumu.go.jp/iken/11534.html</a></li> <li>・地方財政の借入金残高の状況 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000020157.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000020157.pdf</a></li> <li>・平成22年度地方債計画 <a href="http://www.soumu.go.jp/iken/23254_1.html">http://www.soumu.go.jp/iken/23254_1.html</a></li> </ul>

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	地域主権型社会を担う地方税制度の構築		評価方式	⑥ 総合実績・事業	番号	⑦
	歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額	
( 当 初 )	51,370	47,579	41,383	33,756		
( 補 正 後 )	51,370	47,579	41,383			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	51,370	47,579				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	29,711	33,095				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	21,659	14,484				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	(別紙13-4「政策評価書（個別票②）」参照)					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	政策評価結果を踏まえた次年度の目標は、いずれも着実に予算を確保し実行しなければならないものであるが、執行実績から、削減できる事務経費は削減すべきと判断した。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、事務事業の見直しを行いつつ、地方税制度改正等を確実に執行するため、必要な予算を要求した。</p> <p>○機構・定員要求 評価結果を踏まえ、地方税制度改正等を確実に執行するため、必要な定員を要求した。（定員要求3名）</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		地域主権型社会を担う地方税制度の構築				番号	⑦		(千円)
		予 算 科 目						政策評価結果等 による見直し額	
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	総務本省	地方税制度整備費	地方税制度の整備に必要な経費	41,383	33,756	5,036
	小計					41,383	33,756	5,036	
					<> の内数	<> の内数			
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	小計					<> の内数	<> の内数		
対応表において○ となっているもの	C	1				< >	< >		
	C	2				< >	< >		
	C	3				< >	< >		
	小計					の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの	D	1				< >	< >		
	D	2				< >	< >		
	D	3				< >	< >		
						の内数	の内数		
合計					41,383	33,756	5,036		
					の内数	の内数			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	地域主権型社会を担う地方税制度の構築				番号	⑦			
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度当初予算額	23年度要求額	増減				
地方税制度の整備に必要な経費	A	1	41,383	33,756	△ 7,627	5,036		5,036	執行状況を踏まえ、印刷製本に係る部数等を見直したことにより、対前年度予算額で△5,000千円以上の削減を行った。
合計						5,036		5,036	

## 平成22年度「主要な政策」に係る評価書要旨

<b>政策名</b>	地域主権型社会を担う地方税制度の構築	<b>担当部局、課室名</b>	自治税務局企画課総務室 他5課室													
<b>基本目標</b>	<p>分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当面、国と地方の税収比1：1を目指して、地方税を充実すること、</li> <li>・ 地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差を縮小すること、等を目指す。</li> </ul>															
<b>政策の概要</b>	<p>平成22年度地方税制改正について、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人住民税における扶養控除等の見直し、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととした。</p> <p style="text-align: right;">[予算額：47.5百万円]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">主な施策</th> <th style="width: 25%;">概要 (主な事業の例)</th> <th style="width: 15%;">予算額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">担当課室</th> <th style="width: 25%;">関連する 政府方針等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方税に関する制度の企画及び立案</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税制改正に係る地方税法改正法案等の作成</li> <li>・ 税制改正に係る税制調査会における審議等への対応</li> <li>・ 地方税に関する調査、資料の作成</li> </ul> </td> <td style="text-align: center;">47.5</td> <td>企画課 総務室 都道府県税課 市町村税課 固定資産税課 資産評価室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税制調査会の設置について（平成21年9月29日閣議決定）</li> <li>・ 平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>						主な施策	概要 (主な事業の例)	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等	地方税に関する制度の企画及び立案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税制改正に係る地方税法改正法案等の作成</li> <li>・ 税制改正に係る税制調査会における審議等への対応</li> <li>・ 地方税に関する調査、資料の作成</li> </ul>	47.5	企画課 総務室 都道府県税課 市町村税課 固定資産税課 資産評価室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税制調査会の設置について（平成21年9月29日閣議決定）</li> <li>・ 平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）</li> </ul>
主な施策	概要 (主な事業の例)	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等												
地方税に関する制度の企画及び立案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税制改正に係る地方税法改正法案等の作成</li> <li>・ 税制改正に係る税制調査会における審議等への対応</li> <li>・ 地方税に関する調査、資料の作成</li> </ul>	47.5	企画課 総務室 都道府県税課 市町村税課 固定資産税課 資産評価室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税制調査会の設置について（平成21年9月29日閣議決定）</li> <li>・ 平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）</li> </ul>												
<b>指標等の状況</b>	<b>指標等</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>分析の視点</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>									
	国・地方の財源配分 (国：地方)	-	-	国・地方の歳出割合に見合った歳入となっているか。	(決算) 57.1： 42.9	(決算) 54.1： 45.9	調査中									
	地方税収の人口一人当たり税収額指数 (最大/最少)	-	-	偏在性の小さい地方税体系となっているか。(人口一人当たりの税収額指数が低下し、地方間の税収格差が縮小しているか。)	地方税収計 3.1倍 法人二税 6.6倍 地方消費税(清算後) 1.8倍	地方税収計 3.0倍 法人二税 6.6倍 地方消費税(清算後) 1.8倍	調査中									

別紙（13-4）個別票②

<p>政策の実施状況とその分析及び総括的な評価</p>	<p><b>【政策の実施状況】</b></p> <p>個人住民税における扶養控除の見直し、自動車取得税及び軽油取引税の税率の特例措置の見直し、地方のたばこ税の税率の引き上げ、地方税における税負担の軽減措置等の摘要状況等に関する報告書を国会に提出する措置の創設を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行った。</p> <p><b>【政策の実施状況の分析】</b></p> <p>平成 22 年度地方税制改正では、個人住民税における扶養控除の見直し、地方のたばこ税の税率引き上げ等の改正を行い、地財計画等における国と地方の税収比が平成 22 年度では 53.0 : 47.0 となり、平成 21 年度に比べ地方の配分比率が 2.9 ポイントの増加が見込まれている。</p> <p><b>【総括的な評価】</b></p> <p>平成 22 年度地方税制改正は、地域主権を確立するための地方税制度の構築において有効的な改正と考えられる。</p> <p>引き続き地域主権を確立するために、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源配分のあり方を見直すこと、税源の偏在性が少なく、税収が安定的となる税体系の構築、地方税負担軽減措置の整理等を進めていくことが重要である。</p>
<p>行政事業レビューとの関連</p>	<p>本政策の推進に必要な経費については、行政事業レビューの対象とされ、更なる見直し、改善が必要とされた。</p>
<p>今後の課題と取組の反映の方向性</p>	<p>今後、経済財政運営の方針、中長期的な財政健全化の道筋など政府全体の検討を踏まえながら、税制の抜本改革を実現していく中で、真の地域主権に向けて、地方税制は、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源配分のあり方を見直すこと、税源の偏在性が少なく、税収が安定的となる税体系の構築、地方税負担軽減措置の整理等を進めていく必要がある。</p>
<p>その他関連データ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税制調査会の設置について <a href="http://www.cao.go.jp/zei-cho/pdf/0929zeicho.pdf">http://www.cao.go.jp/zei-cho/pdf/0929zeicho.pdf</a></li> <li>・ 平成22年度税制改正大綱 ～納税者主権の確立へ向けて～ <a href="http://www.cao.go.jp/zei-cho/etc/pdf/211222taikou.pdf">http://www.cao.go.jp/zei-cho/etc/pdf/211222taikou.pdf</a></li> <li>・ 平成22年度 地方税に関する参考計数資料 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran06_h22.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran06_h22.html</a></li> </ul>

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	選挙制度等の適切な運用		評価方式	総合	番号	⑧
	20年度	21年度				
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	<546,047>	<73,571,415>		<51,069,723>		<226,449>
（ 補 正 後 ）	<546,047>	<73,571,415>		<51,069,723>		
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）		<3,510,011>				
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	0 <546,047>	0 <77,081,426>				
支出済歳出額（千円）	<479,640>	<68,788,324>				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	0 <66,407>	0 <8,293,102>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別表②を参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	投票率の向上については、国民一人一人が主権者として強い自覚と高い政治意識を持って選挙に積極的に参加することができるよう、長期的視野に立って取り組んでいく必要がある。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果も踏まえ、政治資金・政党助成制度の適切な運営について必要な経費を要求した。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	選挙制度等の適切な運用					番号	⑧			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目							22年度 当初予算額	23年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	総務本省	選挙制度等整備費	選挙制度等の整備に必要な経費	2,421,520	226,449		
	A	2	一般	総務本省	選挙制度等整備費	参議院議員通常選挙に必要な経費	48,648,203			
	A	3								
	A	4								
	小計						51,069,723 <〇〇,〇〇〇> の内数	226,449 <〇〇,〇〇〇> の内数		
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計						〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数	〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数		
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >		
	C	2					< >	< >		
	C	3					< >	< >		
	C	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1	一般	〇〇本省	独立行政法人■■■運営費		< >	< >		
	D	2	一般	〇〇本省	独立行政法人■■■施設整備費		< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
合計						51,069,723 の内数	226,449 の内数			

## 政策評価調書（個別票①-3）

## 【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	選挙制度等の適切な運用				番号	⑧			
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
選挙制度の企画立案	A	1	1,650	1,650					
選挙制度等の調査研究に要する経費	A	1	1,437	497	△ 940	940	940		
選挙事務の管理運営及び助言等に要する経費	A	1	3,416	2,898	△ 518	518	518		
明るい選挙の推進事業に要する経費	A	1	128,228	110,527	△ 17,701	17,701	17,701		
明るい選挙の運営指導に要する経費	A	1	83,792	56,683	△ 27,109	27,109	27,109		
在外選挙の管理に要する経費	A	1	50,923	43,815	△ 7,108	7,108	7,108		
国民投票制度の準備等に必要経費	A	1	28,284		△ 28,284				
国民投票制度の準備等に必要経費（特殊要因分）	A	1	2,094,408		△ 2,094,408				
政治資金の運営指導	A	1	3,259	2,008	△ 1,251	1,251	1,251		
政治資金関係事務に要する経費	A	1	22,567	6,474	△ 16,093	11,064	11,064		
政党助成関係事務に要する経費	A	1	2,368	950	△ 1,418	1,418	1,418		
政党助成制度の調査研究に要する経費	A	1	1,188	947	△ 241	241	241		
参議院議員通常選挙の管理執行に必要な経費	A	2	47,623,894		△ 47,623,894				

事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)+ (C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
参議院議員通常選挙の啓発推 進に必要な経費	A	2	459,010		△ 459,010				
参議院議員通常選挙の開票速 報に必要な経費	A	2	565,299		△ 565,299				
合計			51,069,723	226,449	△ 50,843,274	67,350		67,350	

## 政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成20年7月

担当部局名:自治行政局選挙部管理課 他

政策名	選挙制度等の適切な運用	番号	⑧
政策の概要	<p>社会のニーズ、選挙の執行等から明らかとなった問題や国民投票制度に対して調査検討を行い、その結果等を踏まえ、所管法令の整備を図ることによって、国民主権主義に則した選挙制度等の確立を図る。</p> <p>選挙等の管理執行に関する統計調査等を行うことにより、選挙等の管理執行に関する問題を把握し、問題を検証することで選挙等の管理執行体制の改善を図るとともに、調査結果を踏まえた投票参加の呼びかけや制度周知により、自発的な投票参加の向上及び選挙違反の排除に努め、もって公明かつ適正な選挙執行の実現を図る。</p> <p>政治資金収支報告書の公表等の実施により、政治活動に関する国民の不断の監視と批判を可能ならしめ、政治資金の透明性確保を図る。</p> <p>以上により、民主政治の健全な発達を実現するものである。</p>		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b></p> <p>① 国民主権主義に則した選挙制度等の確立について 「首長の多選問題に関する調査研究会」及び「補充立候補制度等のあり方に関する研究会」を立ち上げ、報告書が取りまとめられたことにより、各方面からの指摘等を踏まえて所管法令の問題を調査し、法令整備における一つの指針を示すことができ、有効性等が認められる。 また、日本国憲法の改正手続に関する法律が平成19年5月に成立し、公布されたことに伴い、同法の施行に向けた検討を行うとともに、同法の附則第3条に規定された選挙権年齢の引下げについての必要な検討がなされ、有効性等が認められる。</p> <p>② 公明かつ適正な選挙執行の実現について 平成19年7月29日執行の第21回参議院議員通常選挙では、選挙の管理執行の効率化及び選挙人の利便性の向上が図られつつ、滞りなく選出手続を終了することができたため、有効性等が認められる。</p> <p>③ 政治資金の透明性確保について 政治資金収支報告書の定期公表時における収支報告書の提出率については、平成18年度から平成20年度の3年間、例年と同水準の80%台を確保しており、有効性等が認められる。</p> <p><b>(必要性)</b> 選挙人が選挙人の自由意思に基づいて公明かつ適正に選挙を行えること及び政治活動の公明と公正を確保することとなるため、民主政治の健全な発達に必要な施策である。</p> <p><b>(効率性)</b> 平成19年参議院議員通常選挙の執行経費の基準となる「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」改正を行い、地方公共団体委託費について約30.5億円(前回基準比5.5%減)の節減を図った。</p> <p><b>(有効性)</b></p> <p>① 国民主権主義に則した選挙制度等の確立について 平成18年中に相次いだ都道府県知事の不祥事を背景に地方公共団体の長の多選制限の議論における憲法論に焦点を当て調査研究を行う「首長の多選問題に関する調査研究会」及び平成19年4月に行われた統一地方選挙における各方面からの指摘を背景に補充立候補の届出期間や決選投票制度等のあり方について検討する「補充立候補制度等のあり方に関する研究会」をそれぞれ発足させ、各方面からの指摘等を踏まえて、所管法令の問題を調査し、法令整備における一つの指針を示すことができたため、有効性が認められる。 また、日本国憲法の改正手続に関する法律が平成19年5月に成立し、公布されたことに伴い、同法の施行に向けた検討を行うとともに、同法附則第3条において規定された選挙権年齢の引下げについての必要な検討がなされたため、有効性が認められる。</p> <p>② 公明かつ適正な選挙執行の実現について 平成19年執行の第21回参議院議員通常選挙においては、投票用紙計数機等の選挙用電子機器の活用による選挙の管理執行の効率化や、期日前投票所の増加、バリアフリー対策を必要とする施設の減少といった選挙人の利便性の向上が図られつつ、管理執行上問題となった事例も60~80件台で推移しているが滞りなく選出手続を終了することができたため、有効性が認められる。なお、様々な要因によって左右されるものであるが、投票率についても前回、前々回の通常選挙を上回った。</p> <p>③ 政治資金の透明性確保について 政治資金収支報告書の定期公表時(総務大臣は、特別な場合を除き、政治資金収支報告書が提出された年の9月30日までに公表するものとされている。)における収支報告書の提出率については、平成18年度から平成20年度の3年間、例年と同水準の80%台を確保することで政治資金の透明性確保に寄与しているため、有効性が認められる。</p>		

	<p>(反映の方向性)          投票率の向上については、国民一人一人が主権者として強い自覚と高い政治意識を持って選挙に積極的に参加することができるよう、長期的視野に立って取り組んでいく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】          別紙 平成21年度政策評価書 278～280ページを参照</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>該当無し</p>		

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	電子政府・電子自治体の推進		評価方式	総合	番号	⑨-1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度		22年度		23年度要求額
（ 当 初 ）	5,105,494	5,550,966		6,022,631		5,401,904
（ 補 正 後 ）	5,102,230	5,367,538				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	5,102,230	5,367,538				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	4,707,704	5,232,060				
翌年度繰越額（千円）		49,311				
不用額（千円）	394,526	86,167				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	「事業の継続について再検討が必要」という行政事業レビューの評決を受け、費用対効果や国民のニーズを考慮しながら、総合窓口システム（e-Gov）の保有する機能を抜本的に見直す。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	総合窓口システム（e-Gov）の保有する機能のうち、府省HP検索及び電子申請体験システムを廃止したことにより、予算の減額要求を行った。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		電子政府・電子自治体の推進				番号	⑨-1		(千円)
		予 算 科 目						政策評価結果等 による見直し額	
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	総務本省	電子政府・電子自治体推進費	電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	3,357,821	3,147,060	△ 47,833
	A	2	一般	総務本省	電子政府・電子自治体推進費	文書管理業務・システムの最適化実施に必要な経費	817,843	763,481	
	A	3	一般	総務本省	電子政府・電子自治体推進費	職員等利用者認証業務・システムの最適化実施に必要な経費	508,811	370,509	
	A	4	一般	総務本省	電子政府・電子自治体推進費	共同利用システム基盤業務・システムの最適化実施に必要な経費	1,338,156	1,120,854	
	小計							6,022,631	5,401,904
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計							000,000 <00,000>の内数	000,000 <00,000>の内数
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
合計							6,022,631 の内数	5,401,904 の内数	△ 47,833

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		電子政府・電子自治体の推進			番号	⑨-1			
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度当初予算額	23年度要求額	増減				
総合窓口システム等整備費	A	1	1,022,032	911,410	△ 110,622	△ 47,833	△ 36,363	△ 11,470	府省HP検索及び電子申請体験システムを廃止したことにより、予算の減額要求を行った。
合計						△ 47,833	△ 36,363	△ 11,470	

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	電子政府・電子自治体の推進		評価方式	総合	番号	⑨-2
歳出予算額（千円）	20年度	21年度		22年度		23年度要求額
（ 当 初 ）	1,003,996	1,119,759		590,366		699,324
（ 補 正 後 ）	978,876	3,524,490		590,366		
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	0 978,876	0 3,524,490				
支出済歳出額（千円）	-	-				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	0 #VALUE!	0 #VALUE!				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて改善すべき点	<p>地方に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率の推移等をみると、行政サービスの高度化については、一定の有効性が認められるものの十分とは言えないことから、今後、本分野の政府方針等を踏まえ、地方公共団体における行政の効率化・住民サービスの一層の向上に向け、地方公共団体に対する支援を強化することとする。</p> <p>行政の簡素化・効率化及び信頼性・安全性の確保については、地方公共団体においてその取組が着実に浸透してきているといえるが、今後実施する事業は、国民の利便性向上のために早期に着手する必要がある調査研究項目等を優先して実施することとし、その他の調査研究項目等についてはその必要性も含め内容を再検討することとする。</p>					
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>公的個人認証の普及拡大については、より国民が現実的な価値を実感できるような、利便性の向上に重点を置いた調査研究を行うべきではとの指摘を受けたことを踏まえ、平成23年度予算要求にあたっては、公開プロセスの結果を踏まえ、利便性に特化した事業にするとともに、要求額を大幅に減額した。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		電子政府・電子自治体の推進				番号	⑨-2		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	総務本省	電子政府・電子自治体推進費	電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	590,366	699,324	131,061
	A	2					「別シート」の「電子政府・電子自治体の推進に必要な経費」と合計しても、分析表と一致しない。		
	A	3							
	A	4							
	小計							590,366 <〇〇,〇〇〇> の内数	699,324 <〇〇,〇〇〇> の内数
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計						〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数	〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数	
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
合計						590,366 の内数	699,324 の内数	131,061	

## 政策評価調書（個別票①-3）

## 【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		電子政府・電子自治体の推進				番号	⑨-2		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度当初予算額	23年度要求額	増減				
住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策経費	A	1	5,494	7,534	2,040				
新たな住基カード技術開発経費	A	1	31,310	17,808	△ 13,502	13,502		13,502	
次世代公的個人認証サービス等研究・開発事業	A	1	71,065	16,107	△ 54,958	54,958	54,958		平成23年度予算要求にあたっては、政策評価及び行政事業レビュー等の結果を踏まえ、利便性に特化した事業にするとともに、要求額を大幅に減額した。
自治体クラウドの推進に向けた調査研究	A	1		27,183	27,183				
行政情報管理に必要な経費	A	1	7,520		△ 7,520	7,520		7,520	
地方行税政統計等に要する経費	A	1	91,815	81,502	△ 10,313	10,313		10,313	
災害時等における情報通信メディアの有効活用に関する経費	A	1	7,028	7,028					
電磁的記録式投票の導入支援に要する経費	A	1	36,303	11,930	△ 24,373	24,373		24,373	
政治資金関係申請・届出オンラインシステム等の改善・維持・運営に要する経費	A	1	116,103	103,422	△ 12,681	4,667		4,667	
地方財政決算情報管理システムの運営に要する経費	A	1	216,145	202,240	△ 13,905	13,905		13,905	
電算機を利用して行う地方公営企業に対する経営指導に要する経費	A	1	7,583	5,760	△ 1,823	1,823		1,823	
国民ID制度に対応した公的な本人確認に関する調査研究事業等に要する経費	A	1		150,220	150,220				

事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A）			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減	(B)+(C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
住民基本台帳ネットワークシステムと共通番号制度との連携のための検討に要する経費	A	1		59,361	59,361				
地方税務システムの共通番号制度との連携・活用のための検討に要する経費	A	1		9,229	9,229				
合計			590,366	699,324	108,958	131,061	54,958	76,103	

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 年 月

担当部局名：  
担当者(連絡先)：

政策名	電子政府・電子自治体の推進	番号	⑨																																						
政策の概要																																									
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) <div style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center; margin: 10px 0;">                     別添「評価書」、「評価書要旨」参照                 </div> (必要性) (効率性) (有効性) (反映の方向性)																																								
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>○年度</th> <th>○年度</th> <th>○年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	○年度	○年度	○年度																										
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																											
				○年度	○年度	○年度																																			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																						

# 平成22年度主要な政策に係る評価書（案）

政策所管（政策評価担当）部局課室名 大臣官房秘書課、会計課、企画課、政策評価広報課  
行政管理局行政情報システム企画課、自治行政局地域情報政策室、  
情報流行政局情報流通振興課  
評 価 年 月 平成22年8月

## 1 主要な政策の概要

### （政策名）

電子政府・電子自治体の推進

### （基本目標）

行政分野へのITの活用により、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、高度化及び透明性の向上を図り、世界一便利で効率的な電子行政の実現を目指す。

### （政策の概要）

国民の利便性の向上、行政透明化の推進や行政効率化の推進のため、「国の行政手続のオンライン利用促進」「業務・システムの刷新（最適化）」等の取組を実施する。また、地方公共団体が提供する行政サービスの利便性向上や無駄のない電子自治体構築のため、「自治体クラウド」「オンライン利用促進」、「公的個人認証の普及拡大」等の取組を実施する。

主な施策	概要 (主な事業の例)	予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等
国民利便性の向上、行政透明化の推進	・国の行政手続のオンライン利用促進 ・電子政府の総合窓口を活用したサービスの推進	1,713	行政情報システム企画課	オンライン利用拡大行動計画 新たな情報通信技術戦略 新成長戦略
行政効率化の推進	・業務・システム刷新（最適化）の推進 ・情報システムの戦略的な調達の推進	3,654	行政情報システム企画課	新たな情報通信技術戦略 新成長戦略
自治体クラウド	実証実験の実施	2,000	地域情報政策室	デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～(平成21年4月9日IT戦略本部決定)ほか
オンライン利用促進	オンライン手続見直し・ASP・SaaSガイドライン検討	30	地域情報政策室	オンライン利用拡大行動計画ほか
公的個人認証の普及拡大	普及拡大検討会の開催等	80	地域情報政策室	重点計画-2008(平成20年8月20日IT戦略本部決定)ほか

(平成21年度予算額)

13,029百万円

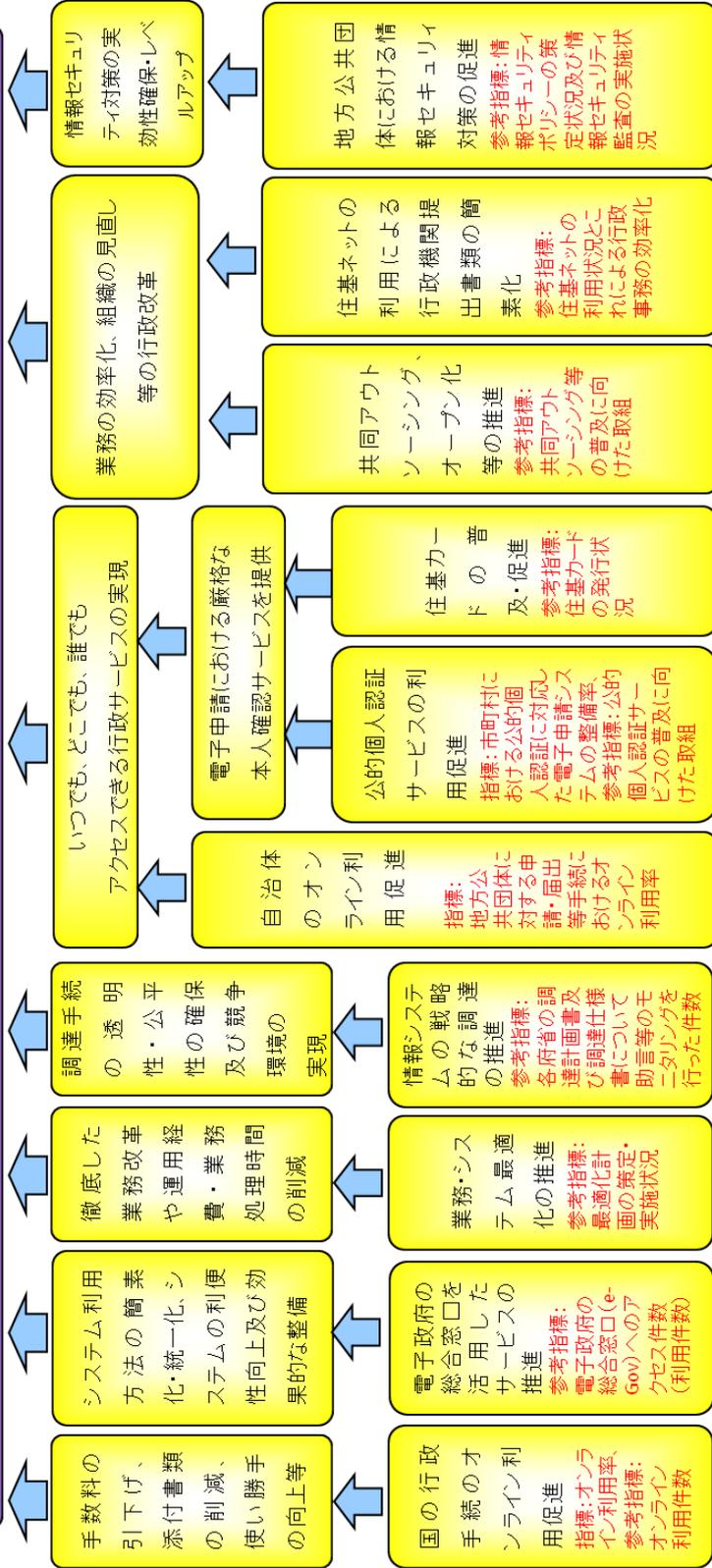
(基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」))

基本目標 行政分野へのITの活用により、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、高度化及び透明性の向上を図り、世界一便利で効果的な電子行政の実現を目指す。

### 政策9 電子政府・電子自治体の推進

## 世界一便利で効果的な電子行政の実現

### 国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、高度化及び透明性の向上



### 政府の情報化の推進

(行政管理局 行政情報システム企画課)

### 地方公共団体の情報化の推進

(自治行政局 地域情報政策室)

## 2 政策実施の環境

### (1) 政策をとりまく最近の情勢

厳しい財政状況の下、行政の効率化の推進は以前にも増して重要な課題となっており、クラウドコンピューティングをはじめとする新たな情報通信技術を活用した行政の一層の効率化が求められている。同時に、費用対効果を十分に踏まえた上で、情報通信技術を活用した行政情報の提供や各種申請手続等の利便性向上を最大限進めることが求められている。

また、「重点計画-2008」（平成20年8月20日IT戦略本部決定）において、「オンライン利用率の大幅な向上に向け、電子政府推進の基礎となる認証基盤の改善・普及と併せて、オンライン利用拡大策の抜本的な改善を図るとともに、従来までの発想を大きく転換し、次世代の電子行政サービスの実現に向けた取り組みを従来にないスピード感をもって、抜本的に強化する。」とあることから、IT活用によるすべての国民による生活の利便の向上の実感、行政運営の効率化の推進を図るため、引き続き地方公共団体の情報化の取組を進める必要がある。

### (2) 関係する内閣の重要方針（主なもの）

重要方針	年月日	記載事項（抜粋）
新たな情報通信技術戦略	平成22年5月11日 IT戦略本部決定	○ 国民本位の電子行政の実現 ・ 情報通信技術を活用した行政刷新と見える化（※） ・ オープンガバメント等の確立  （※） 行政サービスのオンライン利用について、費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画を2010年度中にとりまとめる。 地方自治体における電子行政について、利用者の負担軽減、行政効率化の観点から、クラウドコンピューティング技術を活用した情報システムの統合・集約化を進める。
新成長戦略	平成22年6月18日	ワンストップで利用できる電子行政を実現し、国民・企業の手間（コスト）を軽減
IT新改革戦略	平成18年1月19日 IT戦略本部決定	国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上とする。
重点計画-2007	平成19年7月26日 IT戦略本部決定	利便性・サービス向上が実感できる電子行政の実現、業務・システム最適化の推進
IT政策ロードマップ	平成20年6月11日 IT戦略本部決定	地方公共団体の手続についても、オンライン利用へのインセンティブを付与し、各種証明書等のペーパーレス化を推進するための具体的方策等を地方公共団体に対して提示し、オンライン利用の一層の促進を図る。

重点計画－2008	平成 20 年 8 月 20 日 IT 戦略本部決定	地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を 2010 年度までに 50%以上とする目標を達成するため、「電子自治体オンライン利用促進指針」を踏まえた取組を引き続き推進する。 公的個人認証サービスの国民の使い勝手を向上させる観点から必要な改善策を検討し、国民のニーズに対応した普及の促進に積極的に取り組む。
デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～	平成 21 年 4 月 9 日 IT 戦略本部決定	電子自治体の推進に当たっては、ASP・SaaS や共同利用型のクラウド・コンピューティングなどの技術を積極的に活用するとともに、地域情報プラットフォームに準拠して情報システムの刷新を推進する。
i-Japan 戦略 2015	平成 21 年 7 月 6 日 IT 戦略本部決定	業務改革としての業務・システム最適化の徹底、行政情報システムの全体最適化をさらに推進するため、電子政府・電子自治体クラウドの構築等により、サーバを含む行政情報システムの共同利用や統合・集約化を進める

### 3 政策の実施状況

#### <平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

##### ➤ あらかじめ目標(値)を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
オンライン利用率	50%	22 年度	オンライン利用率がどのくらい向上したか。	21.9%	34.1%	39.5%
重点 71 手続のうち取組効果が早期に発現しやすいと考えられる先行 54 手続のオンライン利用率	66%	23 年度	先行 54 手続のオンライン利用率がどのくらい向上したか。	48%	56.5%	62.0%
地方に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率(※)	50%	22 年度	電子政府・電子自治体の推進については、国民の利便性・サービスの向上、IT 化によ	23.8%	27.6%	36.1%

市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率	100%	22年度	る業務改革を目標として取り組まれるものであることから、当該政策に係る国民の利用環境や業務・システムの効率化の状況を示す左記指標により評価するものである。 (※)電子自治体オンライン利用促進指針で選定した対象手続に係る利用率	32.8%	33.2%	41.1%
--------------------------------	------	------	--	-------	-------	-------

➤ 参考となる指標その他の参考となる情報

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
オンライン利用件数	オンラインを利用した申請等手続がどのくらい知られているか。	約1億6,860万件	約1億5,998万件	約1億8,067万件
電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数	どのくらいe-Govが利用されているか。	約1億5,000万件	約1億8,000万件	約1億9,668万件
最適化計画の策定	最適化対象分野について、計画が策定されているか。	84/86分野	86/86分野	87/87分野
調達指針に基づく、各府省の調達計画書・仕様書のモニタリング件数	各府省において、どの程度調達指針に基づく調達が行われているか。	26件	41件	34件
公的認証サービスの普及に向けた取組	公的認証サービスの普及に向けた取組がどの程度行政事務の効率化に貢献したか。	公的個人認証の信頼性確保及び利便性向上のための取組として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会の論点整理公表(2007年5月22日)</li> <li>・公的個人認証サービスにおける暗号化方式等の移行に関する検討会の報告書の公表(2009年1月26日)</li> <li>・公的個人認証に係る広報啓発などを実施した。</li> </ul>		

住基カードの発行状況（各年度末）	電子申請での本人確認として利用できる住基カードが、各年度末においてどの程度交付されているか。	約 234 万枚	約 340 万枚	約 445 万枚
住基ネットの利用状況とこれによる行政事務の効率化	住基ネットの利用状況がどれぐらい向上し、行政事務の効率化に貢献したか	約 9,900 万件	約 11,000 万件	約 11,500 万件
共同アウトソーシング等の普及に向けた取組	共同アウトソーシング等の普及に向けた取組がどの程度行政事務の効率化に貢献したか。	レガシー移行促進事業によるバックオフィス系業務システムの共同アウトソーシング移行の促進や、共同アウトソーシング推進協議会の設立による共同運用やシステム改修等の課題の検討などが進められた。		
情報セキュリティポリシーの策定状況及び情報セキュリティ監査の実施状況	情報セキュリティポリシーの策定及び情報セキュリティ監査の実施がどの程度進んでいるか。	ポリシー策定状況 (都道府県) 100.0% (市町村) 96.8%  監査実施状況 (都道府県) 87.2% (市町村) 28.6%	ポリシー策定状況 (都道府県) 100.0% (市町村) 97.1%  監査実施状況 (都道府県) 85.1% (市町村) 30.5%	ポリシー策定状況 (都道府県) 100.0% (市町村) 97.1%  監査実施状況 (都道府県) 85.1% (市町村) 33.0%

## <平成 21 年度における政策の実施状況>

### (電子政府)

#### ① 国民利便性の向上、行政透明化の推進

国民利便性の向上、行政透明化の推進については、オンライン利用の促進について国民や企業による利用の頻度が高い手続につき一層のオンライン利用の促進を図る一方で、オンライン利用が低調で、今後の利用者ニーズや費用対効果、代替措置の有無等を総合的に勘案して、改善の見込みがない手続については、システムの停止等も含めた見直しを実施している。この結果、平成 21 年度においては、会計検査院の指摘や IT 戦略本部の下に設置された電子政府評価委員会の検討結果を踏まえ、7 府省等 8 システムが停止されたところである。

#### ② 行政の効率化

業務・システムの刷新については、平成 21 年度までに各府省において策定された最適化計画（87 分野）につき、計画に沿って業務・システムの刷新が進められているか定期的に報告を聴取するなどモニタリングを行った。また、政府全体としての業務・システム刷新（最適化）についても費用対効果を踏まえつつ、積極的に推進する必要がある。このため、クラウドコンピューティング等最新の ICT を活用し、各府省別々に構築・運用している政府情報システムの統合・集約化やデータ連携の基盤となる政府共通プラットフォームの構築に向けた基本構想の検討を行った（「政府情報システムの整備の在り方に関する研究会」を開催。全 8 回にわたる議論を行い、平成 22 年 4 月に最終報告書を公表。）。

## （電子自治体）

### ① 自治体クラウド

自治体クラウドについては、地方公共団体の情報システムをデータセンターに集約し、市町村がこれを共同利用することにより、情報システムの効率的な構築と運用を実現するための実証実験を6道府県に委託している。今後は、このような取り組みを全国に展開することにより、情報システムにかかる経費の3割の削減を目指す。

### ② オンライン利用促進

電子自治体のオンライン利用促進については、オンライン利用率は、平成20年度で27.6%であり、50%達成の目標値には到達していないため、電子自治体の一層の推進のため、現在のオンライン利用率推計手法の問題点や手続毎の普及動向等を分析し、今後の「新たな情報通信技術戦略」（平成22年5月11日IT戦略本部決定）の実施に反映する。ASP/SaaSについては、検討成果をもとにとりまとめられた「地方公共団体向けのASP・SaaS導入活用ガイドライン」を、今後、地方公共団体が自治体クラウドを導入する際などに活用する。

### ③ 公的個人認証の普及拡大

公的個人認証の普及拡大策については、「公的個人認証サービス普及拡大検討会」を開催し、認証用途の追加や署名検証者の拡大といった公的個人認証サービスの利便性の向上等、普及拡大のための方策を検討した。また、暗号危殆化時の緊急対応計画に関する調査研究については「政府機関の情報システムにおいて使用されている暗号アルゴリズムSHA-1及びRSA1024に係る移行指針」（平成20年4月22日、情報セキュリティ政策会議）等において、新たな暗号アルゴリズムへの移行が完了する以前に、SHA-1又はRSA1024の安全性の低下による影響が発生する状況に備える必要性から求められたものであり、本調査研究から安定的な運用の確保について方針を得た。また、電子証明書に関する海外での実態調査を行うことで、公的個人認証の利便性向上に資するデータを収集した。今後、制度の利便性の向上及び安定的な運用を実現するため、国としても制度面に係る普及拡大策や信頼性の向上についての課題検討を行う必要がある。

### ④ その他

電磁的記録式投票導入支援は、国が技術的条件への適合確認を行うことで電子投票機における信頼性向上を図るために実施している。平成21年度は適合確認は行われず、結果として予算執行はなかった。

政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム運営等経費については、平成21年分の収支報告書から支出の明細の記載及び領収書等の写しの添付基準が拡大されたことにより、総務省及び都道府県選挙管理委員会の事務量が大幅に増加することが予想されたことから、従来のシステムを見直し、平成21年1月に最適化計画を策定。平成21年4月からシステム構築を開始し、平成22年1月から運用を開始した。

## （その他）

人事関係事務システム化推進事業については、平成14年1月に人事管理事務情報システムを導入した。府省個別導入方式の人事・給与関係業務情報システムへ移行するため、平成18年3月に省内にサ

サーバ等システム機器類を設置し、人事業務のみ先行してデータ移行作業を実施し、本システムを構築した。さらに、「人事・給与等業務・システム最適化計画」（2007年（平成19年）8月24日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定（改訂版））により、人事院において給与事務を含め集中的に運用管理を行うこととなったため、当該集中管理方式に移行するまでの間、継続運用を行っている。

給与事務処理システム運用事業は、旧総務庁（旧行政管理庁）の本省及び管区行政監察局職員等を処理対象として昭和53年にホストコンピュータ上に構築されたシステムをベースに、平成10年度からの3か年計画の事業計画の下、クライアント／サーバ型システムに再構築を行い、省庁再編に併せて、旧自治省及び旧郵政省職員を処理対象に含めて運用を開始。「人事・給与等業務・システム最適化計画」（2007年（平成19年）8月24日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定（改訂版））により、更なる効率化の観点から、これまでの各府省個別導入方式を見直し、集中的に運用管理を行うこととなったため、当該集中管理方式に移行するまでの間、現行システムの継続運用を行っている。

全省庁統一参加資格審査実施事業については、22年1月に、政府の全調達機関に共通して有効な平成22・23・24年度統一参加資格の定期審査を実施した。

共済事務処理システム運用事業については、平成19年4月以降、「共済業務システム最適化計画」に基づく共済事務処理システムの運用を行ってきたが、本計画が平成21年8月に改定され、各府省が個別に導入することを前提として開発された同システムが各共済組合共同で設置、運用されることとなった。

電子入札・開札システム運用事業については、電子政府構想の一環として、平成14年10月から、各省に先駆けて運用してきたところ。21年度においては、電子入札の約千件に対し、調達情報へのアクセスが約80万件、仕様書・入札説明書のダウンロードが約1万2千件あった。

情報システム高度化等推進事業については、外部専門家や情報システムの活用を通じ、総務省における①業務・システム最適化の着実な実施、②透明性・公平性を確保した情報システムの調達、③妥当性ある予算規模の情報システムの整備・運用、④万全な情報セキュリティ対策等による電子政府の推進により、業務の効率化・合理化を推進した。

総務省LAN整備・運用事業については、平成21年6月に、統計局LAN及び総合通信局LANを総務省LANに統合し、省全体としての一元化を実現した。

インターネット利用申請・届出システム開発整備事業については、総務省の総合文書管理システムの一部機能を平成22年1月から府省共通の一元的文書管理システムに移行するとともに、職員等利用者認証基盤システムと連携している。一方、電子申請・手続機能は総務省事業仕分けでの廃止の決定を受け、平成21年度末をもって当該部分の運用を停止し、関係システムとの連携等最小限の機能を有するシステムとして運用しているところ。

総務省ホームページ運営事業については、総務省ホームページにおいて行政情報の迅速な発信や情報内容の充実を図るために、平成20年度以降、本省における情報提供サイトの集中管理（総合通信局等の情報提供サイトの本省ホームページへの集約化）による合理化を図るとともに、利用者に対して効率的な行政情報を提供するために、情報提供サイト構造の点検、見直し・改善及び行政情報（コンテンツ）の作成経費の抑制を目的としてCMS（Contents Management System）の導入等を図り、ウェブ・サーバ調達に係る国庫債務負担行為（平成20～24年度）の利用及び利用者の利便性向上（ウェブコンテンツのアクセシビリティ確保等）を実施した。

政府調達（公共事業を除く）手続きの電子化に向けたシステム開発等については、21年8月に調達業

務の業務・最適化計画を策定し、システムの設計・開発に係る調達業務を実施した。

## 4 政策の実施状況の分析及び総括的な評価

### (1) 政策の実施状況の分析

#### (電子政府)

ICT を活用した行政サービスについて、インターネットの活用を前提としつつ、国民のニーズと費用対効果を検証した上で、適切な方法で提供し国民の利便性向上に資するとともに、行政事務の効率化を図ることは、透明かつ簡素で効率的の高い行政を実現するために必要である。

ICT を活用した国民利便性の向上、行政透明化の推進については、国民・企業の利用頻度の高い手続については、オンライン利用率が向上していること、電子政府の総合窓口（e-Gov）へのアクセス件数が年々増加していること等から、施策の有効性が確認できると考えているが、行政事業レビューの公開プロセスにおいて、「事業の継続について再検討が必要」との指摘を受けたことから、事業の目的・効果をより明確にし、必要な機能に特化するなど、より効率的な方法で目的が達成できるよう、抜本の見直しの必要があると考えている。また、2010 年度に新たなオンライン利用の計画を策定する予定であるが、その際には、国民のニーズを的確に把握するとともに、費用対効果等を十分に勘案した取組とする必要があると考えている。

ICT を活用した行政の効率化については、行政管理局の審査を踏まえて、各省の業務や情報システムの最適化計画が作成され、これを実施することで、情報システムの運用経費の削減や業務処理時間の削減効果があり、実際に行政の効率化が図られている。特に、情報システムの運用経費削減においては、計画の着実な実施に向けたモニタリング等により、当初計画において平成 20 年度の経費削減効果は約 326 億円と試算されていたところ、実際には平成 20 年度の経費削減効果は約 367 億円であり、当初目標値を約 40 億円上回った。今後は、政府情報システムの統合・集約化の推進をはじめとする政府全体としての業務・システム刷新（最適化）を着実に推進するため、最新の ICT を活用した政府共通プラットフォームを構築する等、更なる効率化に向けた取組を推進する。

#### (電子自治体)

自治体クラウドは、複数の地方公共団体にまたがる施策として成果を出し、その成果を全国に広めていくためのパイロット事業であり、地方公共団体の情報システムにかかる経費を削減する効果があるため、行政効率化の観点から必要性が認められる。有効性の面では、開発実証の取り組みを通じ、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用に向けた具体的な検討を行うことにより、無駄のない電子自治体の基盤構築に向けた取組が進展しつつある。

地方公共団体に対する行政手続におけるオンライン利用の促進は行政サービスの利便性向上の観点から必要性が認められる。また、当該施策は政府の IT 戦略において目標が設定された国の戦略として位置づけられることから、国が行う必要がある。有効性の面では、オンライン化を実施している地方公共団体において、図書予約や施設予約・入札に関する手続等の利用率の向上が見られ、行政サービスの利便性向上等に貢献しているといえる。また、ASP・SaaS 導入活用ガイドラインは、実際に地方公共団体が ASP・SaaS を導入する際、事業者の選定、契約、導入後の運用などの各段階における課題解決のための措置などをまとめたものであり、地方公共団体が今後 ASP・SaaS を導入して行くに当たって参照す

べきものである。今後は、オンライン化率・オンライン利用率に関する動向等を踏まえつつ、効率性・利便性の観点から目標を見直し、自治体業務に係るクラウド導入等を目標として設定する予定である。

公的個人認証の利用促進は行政サービスの利便性向上の観点から必要性が認められる。公的個人認証サービスは、「電子署名にかかる地方公共団体の認証事務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）（以下「公的個人認証法」という）」に基づき実施している電子政府の基盤であり、累次の IT 戦略本部決定において、利便性向上等が強調されている。今後も、新 IT 戦略において「公的個人認証サービスの利便性向上・用途拡大のための検討を 2010 年度中に行い、検討結果に基づく改善を速やかに行う。」とされたこと等を踏まえ、制度の利便性の向上及び安定的な運用の実現に向け、制度面に係る普及拡大策や信頼性の向上についての課題検討を続けていく必要がある。また、所期の成果を達成するために、各支出先と随時連絡・調整を行うことに加え、有識者による検討会を開催し意見を聴取すること等により、一定の知見を得た。

なお、オンライン利用促進・公的個人認証の普及拡大策のいずれの調達においても、一般競争入札によって事業者を選定し、競争性の確保に努めているところであるが、行政事業レビューにおいて指摘されたとおり、今後は利便性向上のために早期に着手する必要がある調査研究項目を優先して実施することとし、その他の調査研究項目についてはその必要性も含め内容を再検討することとする。

「政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム」の構築・運用保守業務の調達にあたっては、一般競争入札を実施した結果、相当の経費削減に繋がった。

また、同システムは、平成 21 年 1 月に策定された最適化計画に基づき、保守・運用条件の見直し、データ加工作業のシステム化等の措置を講じ、保守・運用経費の削減、業務の効率化を図ったところ。

#### （その他）

人事関係事務システム化推進事業については、平成 17 年度に人事・給与関係業務情報システムの開発主体である人事院の指示に基づき調達仕様書を作成し、意見招請の後、一般競争入札（契約期間：契約日より 54 か月間）を実施し、システム機器等を省内に設置した。運用保守作業は、職員立会いのもとで実施している。

給与事務処理システム運用事業については、当該システムに関する専門的な技術やまたその蓄積された実績から、効率的な運用が図られており、給与関係の制度改正が行われた際には、迅速なシステム改修を行う等円滑な給与事務処理が行える体制を整えている。また、給与システムの利用者である各部局の新任給与事務担当者に対しては、システムの利用説明会等を行い、スキルの向上を目指すとともに、効率的に給与計算作業が進められるよう業務支援を充実させている。

全省庁統一参加資格審査実施事業については、政府における調達情報の一元的提供及び競争参加資格の統一化がなされており、入札を希望する事業者の利便性の向上が図れている。

共済事務処理システム運用事業については、「共済業務システム最適化計画」の改定や診療報酬明細書のオンライン化により廃止する。

電子入札・開札システム運用事業については、国内外企業の負担軽減、入札参加機会の拡大等事業者の利便性の向上及び行政事務の簡素・効率化が図れている。

情報システム高度化等推進事業については、省内情報システムの効率的な整備運用、公平性を確保した調達、情報セキュリティ対策の実施等を実現。なお総務省における平成 20 年度の業務・システム最適化の経費削減効果については、約 33 億円となっている。

総務省 LAN 整備・運用事業については、省内のすべての LAN が総務省 LAN 本体に統合され、省全体としては非常に効率的な基盤整備を実現した。

インターネット利用申請・届出システム開発整備事業については、総務省の情報システムである総務省 LAN や、府省共通の情報システムである一元的文書管理システム等との連携を効率的に実施した。

総務省ホームページは、総務省の施策、行政情報を広く国民に周知、提供するための手段として重要であるが、JIS X 8341-3 の改定予定、行政評価局が実施した「ホームページのバリアフリーの推進に関する行政評価・監視」結果に基づく勧告など、アクセシビリティに係わる動きがあり、費用対効果等を十分に勘案した上で、アクセシビリティ改修を行う必要がある。

政府調達（公共事業を除く）手続きの電子化に向けたシステム開発等については、各府省個別に構築された電子入札システムの府省共通化、契約締結に係る事務手続きの電子化・効率化のための取組を進めるものとなった。

## （２）総括的な評価

上記の分析を踏まえると、一部に課題があるものの、政策全体としては一定程度の成果を上げているものと評価できるが、今後も国民の利便性向上・行政運営効率化の観点から、一層の取組の強化が不可欠である。

## 5 今後の課題と取組の方向性

### （１）個別施策・事業の課題と取組の方向性

（電子政府）

- ① 電子政府関連事業（オンライン利用促進及び電子政府の総合窓口を活用したサービスの促進）について、「事業の継続について再検討が必要」との指摘を受けた。これを踏まえ、行政情報の総合的な提供と申請・届出等手続きの一元的受付を行う「政府のポータルサイト」として総務省行政管理局が運営する電子政府の総合窓口（e-Gov）の機能につき、以下の方向で検討を行う。

		方向性の内容
予算要求	▲	・府省ホームページ検索機能等 e-Gov の一部機能の廃止による保守・運用費用の削減を検討
制度	○▲	・22 年度中に策定される新たなオンライン利用計画の検討と併せ、e-Gov におけるオンライン申請機能の在り方を見直し ・予算執行の情報開示充実に関する指針に基づく予算執行情報の提供等を政府方針として、追加すべき機能を整備
実施体制	○	・システム改修等の調達に当たっては、公募等による競争性を十分に確保

- ② 行政の効率化の施策については、政府全体としての業務・システム刷新（最適化）を一層推進する必要があるため、平成 21 年度においては政府共通プラットフォームの構築に向けた基本構想の検討を実施。今後、「政府情報システムの整備の在り方に関する研究会」における検討結果を踏まえ、政府共通プラットフォームの要求仕様の明確化に向けた作業を進め、平成 23 年度からの設計・開発に

着手し、平成24年度からの運用開始を目指す。その際最も費用対効果が高くなる方法を検討。

		方向性の内容
予算要求	◎	平成24年度の政府共通プラットフォームの運用開始に向けて、設計・開発等に係る要求を検討。
制度	○	現行制度の適切な運用を進める。
実施体制	◎	確実な行政効率化につなげるため、政府共通プラットフォームの運用開始に向けた体制の強化を検討。

(電子自治体)

- ① 自治体クラウドについては、原口ビジョンⅡにおいて、「自治体クラウドの推進のための協定を地方三団体等と速やかに締結する等、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を推進し、住民等の利便性向上を実現」することとされていることから、全国展開に向けた取組を強化する。

		方向性の内容
予算要求	◎	実証実験事業の結果を受け、自治体クラウドの全国展開に向けた取組の強化を図り、必要に応じて予算要求を行う。
制度	◎	今後、地方公共団体のクラウド導入を促進していくため、所用の制度整備や支援措置の充実を図る。
実施体制	○	自治体クラウドの全国展開の促進に係る体制の充実を検討する。

- ② オンライン利用拡大については、「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月11日IT戦略本部決定)において、「行政サービスのオンライン利用については、費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画を2010年度中にとりまとめる。」とされていることを踏まえ、オンライン利用の進展に向けた取組を強化する。

		方向性の内容
予算要求	○▲	対象サービスの範囲等に係る基準の整理等を進め、住民本位のオンライン利用の実現に向けた取組を実施。
制度	—	(該当なし)
実施体制	○	対象サービスの範囲等に係る基準の整理等を進め、住民本位のオンライン利用の実現に向けた取組を実施。

- ③ 公的個人認証については、「新たな情報通信技術戦略」において、「公的個人認証サービスの利便性向上・用途拡大のための検討を2010年度中に行い、検討結果に基づく改善を速やかに行う。」とされていることを踏まえ、具体的な改善に向けた検討及び取組を進める。

	方向性の内容	
予算要求	○▲	前年度までの調査研究内容及び国民ID、社会保障・税共通番号の動きを踏まえ、公的個人認証サービスの利便性の向上のために、何が不足し何が必要かを十分に見極め、その対応に必要な予算要求を厳選して実施する。
制度	◎	今後、公的個人認証サービスの利便性向上に関する方策を実現していくため、所要の制度整備を行う方向で検討する。
実施体制	○	公的個人認証サービスの利便性向上を実現するため、効率的な体制を維持する方向で検討する。

- ④ その他

	方向性の内容	
予算要求	▲	電磁的記録式投票導入支援経費については、電子投票を新たに開発しているとの情報も相談もないことを鑑み、当面、適合確認の回数を減らして要求額を減額することについて検討。
	○	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム運営等経費については、平成22年1月より運用を開始したところであり、引き続きオンライン申請の利用拡大に向けた周知に努める。また、総務省及び都道府県選挙管理委員会が行う業務について、更なるシステム活用について検討を行う。
制度	—	—
実施体制	○	引き続き現状の体制で実施する。

(その他)

		方向性的内容
予算要求	▲	<p>人事関係事務システム化推進事業、給与事務処理システム運用事業については、「人事・給与等業務・システム最適化計画」(2009年(平成21年)8月28日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定(改定版))に基づき、人事院において平成22年度末までに構築することが予定されている人事・給与関係業務情報システム(集中管理方式)へ移行することを予定しており、完全に移行した後は、本事業は廃止の予定。</p> <p>共済事務処理システム運用事業については、「共済業務システム最適化計画」(2009年(平成21年)8月28日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定(改定版))や診療報酬明細書のオンライン化を受け22年度で廃止の予定。</p>
	○	<p>全省庁統一参加資格審査実施事業については、引き続き事業者の利便性の向上を図るため、円滑な業務を実施する。</p> <p>電子入札・開札システム運用事業については、2009年(平成21年)8月28日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議において「調達業務の業務・システム最適化計画について」(決定)に基づき、総務省において平成22年度内に調達業務の一部業務機能(入札・開札業務を含む)について開発を行い、平成23年度末までにすべての業務について開発することが予定されている「電子調達システム」(府省共通)へ移行することを予定しており、完全に移行した後は、本事業は廃止の予定。なお、同システム的设计・開発の調達手続きは、一旦停止の状況となっている。</p> <p>総務省ホームページ運営事業については、ウェブサーバディスク容量の削減、CMS利活用の推進によるウェブコンテンツ作成の抑制、メールマガジンの廃止等の見直しの上、継続して要求する。</p> <p>政府調達(公共事業を除く)手続きの電子化に向けたシステム開発等については、引き続き調達の競争環境及び調達手続きの透明性・公平性を確保しつつ電子政府調達システムの開発に向けた取組を実施する。</p>
	○▲	<p>情報システム高度化等推進事業については、今後、政府全体の電子政府推進の取組状況を踏まえつつ、事業内容の更なる見直し等一層の業務の効率化・合理化を推進する。</p> <p>総務省LAN整備・運用事業については、行政事業レビュー公開プロセスにおいて、入札における競争性の確保等の観点から、「更なる見直し、改善が必要」との指摘を受けたことを受け、質の確保に留意しつつ業者の参入機会を広げることでより低廉な調達が実現できるように、調達仕様の見直し、手続の透明性・公平性の確保や、情報システムの分離・分割化などに努める。また、政府共通プラットフォームの構築に向けた検討状況を踏まえつつ、次期総務省LANの構想を検討する必要がある。</p> <p>インターネット利用申請・届出システム開発整備事業については、本事業は、省内外の情報システムの連携を効率的に実施する総務省共通基盤支援設備整備・運用等事業と名称を変更し、事業内容のさらなる見直し等を図り、一層の効率的な運用を行う。また、政府共通プラットフォームの構築に向けた検討状況を踏まえつつ、今後の運用を行う必要がある。</p>
制度	—	—
実施体制	○	引き続き現状の体制で実施する。

## (2) 政策全体の課題と取組の方向性

今後、「新たな情報通信技術戦略」及び「新たな成長戦略ビジョンー原口ビジョンⅡー」を踏まえ、国民のニーズを的確に把握した上で、ニーズの高いサービスを重点的に提供するなど、費用対効果の意識を持ち、国民の利便性向上・行政運営効率化の観点から、取組を推進する。

### (電子政府)

行政サービスのオンライン利用拡大については、これまで、国民・企業と国の行政機関との間の申請・届出等手続については、そのほとんど(平成20年度末時点におけるオンライン化率:92%)がオンライン化されている。しかし、本来手続の種類、内容は様々であり、費用対効果、利用者ニーズ、代替措置の有無等は手続ごとに異なっている。今後は、「新たな情報通信技術戦略」において、費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画を2010年度中にとりまとめる。」とされていることを踏まえ、オンライン利用の進展に向けた取組を強化する。

また、「新たな情報通信技術戦略」及び原口ビジョンⅡに基づき、今後更なる政府全体としての業務・システム刷新(最適化)積極的に推進すべく、クラウドコンピューティング等最新のICT技術を活用し、各府省別々に構築・運用している政府情報システムの統合・集約化やデータ連携の基盤となる政府共通プラットフォームの構築の取組を推進する。

### (電子自治体)

地方公共団体における行政の効率化・住民サービスの向上を図るため、行政サービスの高度化については、地方に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率の推移等をみると、一定の有効性が認められるものの、十分とは言えないことから、今後、本分野の政府方針等を踏まえ、地方公共団体に対する支援を一層強化することが必要である。また、行政の簡素化・効率化及び信頼性・安全性の確保については、地方公共団体においてその取組が着実に浸透してきているといえるが、今後実施する事業は、利便性向上のために早期に着手する必要がある調査研究項目を優先して実施することとし、その他の調査研究項目についてはその必要性も含め内容を再検討することとする。

今後は、政府方針や地方公共団体の現状を踏まえつつ、自治体クラウドの全国展開に向けた支援や、オンライン利用の促進策・公的個人認証サービスの普及拡大策の検討を行っていく必要がある。

## 6 学識経験を有する者の知見の活用

平成22年6月、三菱UFJリサーチ&コンサルティングの高崎氏に、本政策の評価方法について「有効性」の欄で、例えば“利便性の向上”や“効率化”のデータ提示・言及ができないかとの御意見をいただいた。これを踏まえ、利便性の向上や費用対効果を評価するにあたり、どのように評価指標が考えられるかを検討し、次回の目標設定表や評価書等へ反映。

また、IT戦略本部(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)の決定した「重点計画-2008」(平成20年8月20日決定)、「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月11日決定)等を参照している。IT戦略本部は、内閣総理大臣を本部長とし、他のすべての国务大臣及び有識者で構成される内閣に設置された政策会議であり、経済人や学識経験者等、10名の有識者が参加している。

## 7 評価を行う過程において使用した資料

- ・「新たな情報通信技術戦略」（平成 22 年 5 月 11 日 IT 戦略本部決定）  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100511honbun.pdf>
- ・「新たな情報通信技術戦略 工程表」（平成 22 年 6 月 22 日 IT 戦略本部決定）  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100622.pdf>
- ・「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）  
<http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf>
- ・「新たな成長戦略ビジョンー原口ビジョンⅡー」（平成22年5月発表）  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/topics/s\\_topics100506.html](http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/topics/s_topics100506.html)
- ・「オンライン申請等手続システム評価ワーキンググループ中間報告書」（平成 21 年 12 月 21 日  
オンライン申請等手続システム評価ワーキンググループ）  
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/hyoukaworking/091222chuukan\\_houkoku.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/hyoukaworking/091222chuukan_houkoku.pdf)
- ・平成 20 年度における行政手続のオンライン化等の状況（平成 21 年 8 月 7 日総務省）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000031924.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000031924.pdf)
- ・「政府情報システムの整備の在り方に関する研究会」の開催（計 8 回）（平成 21 年 6 月 3 日～平  
成 22 年 3 月 30 日総務省）  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/system\\_seibi/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/system_seibi/index.html)
- ・「オンライン利用拡大行動計画」（平成 20 年 9 月 12 日、IT 戦略本部決定）  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/080916honbun.pdf>
- ・「重点計画-2008」（平成 20 年 8 月 20 日 IT 戦略本部決定）  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/080820honbun.pdf>
- ・「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～」（平成 21 年 4 月 9 日 IT 戦略本部決  
定）  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/090409plan/090409honbun.pdf>
- ・「i-Japan 戦略 2015」（平成 21 年 7 月 6 日 IT 戦略本部決定）  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/090706honbun.pdf>
- ・「新成長戦略（基本方針）」（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定）  
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokkasenryaku/image/20091230\\_sinseichosenryaku.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kokkasenryaku/image/20091230_sinseichosenryaku.pdf)

## 平成 22 年度「主要な政策」に係る評価書要旨（案）

<b>政策名</b>	政策9 電子政府・電子自治体の推進	<b>担当部局、課室名</b>	大臣官房秘書課、会計課、企画課、政策評価広報課、行政管理局行政情報システム企画課、自治行政局地域情報政策室、情報流通行政局情報流通振興課					
<b>基本目標</b>	行政分野への IT の活用により、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、高度化及び透明性の向上を図り、世界一便利で効率的な電子行政の実現を目指す。							
<b>政策の概要</b>	① 電子政府の推進により、国民の利便性の向上、行政透明化の推進や行政効率化を図るため、「国の行政手続のオンライン利用促進」「業務・システムの刷新」等の取組を実施する。							
	② 地方公共団体が提供する行政サービスの利便性向上や無駄のない電子自治体構築のため、「自治体クラウド」「オンライン利用促進」、「公的個人認証の普及拡大」等の取組を実施する。 [予算額：13,029 百万円]							
	<b>主な施策</b>	<b>概要 (主な事業の例)</b>	<b>予算額 (百万円)</b>	<b>担当課室</b>	<b>関連する 政府方針等</b>			
	国民利便性の向上、行政透明化の推進	・国の行政手続のオンライン利用促進 ・電子政府の総合窓口を活用したサービスの推進	1,713	行政情報システム企画課	オンライン利用拡大行動計画(平成 20 年 9 月 12 日 IT 戦略本部決定) ・新たな情報通信技術戦略(平成 22 年 5 月 11 日 IT 戦略本部決定) ・新成長戦略(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)			
	行政効率化の推進	・業務・システムの刷新の推進 ・情報システムの戦略的な調達の推進	3,654	行政情報システム企画課	・新たな情報通信技術戦略 ・新成長戦略			
	自治体クラウド	実証実験の実施	2,000	地域情報政策室	デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～(平成 21 年 4 月 9 日 IT 戦略本部決定)			
	オンライン利用促進	オンライン手続見直し・ASP・SaaS ガイドライン検討	30	地域情報政策室	オンライン利用拡大行動計画			
公的個人認証の普及拡大	普及拡大検討会の開催等	80	地域情報政策室	重点計画・2008(平成 20 年 8 月 20 日 IT 戦略本部決定)				
<b>指標等の状況</b>	<b>指標等</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>分析の視点</b>	<b>19 年度</b>	<b>20 年度</b>	<b>21 年度</b>	
	重点 71 手続のうち取組効果が早期に発現しやすいと考えられる先行 54 手続のオンライン利用率	66%	23 年度	先行 54 手続のオンライン利用率がどのくらい向上したか。	48%	56.5%	62.0%	

	地方に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率	50%	22年度	電子自治体オンライン利用促進指針で選定した対象手続に係るオンライン利用率の向上が図られているか。	23.8%	27.6%	36.1%
<b>政策の実施状況とその分析及び総合的な評価</b>	<p><b>【政策の実施状況】</b> (電子政府)</p> <p>① 国民利便性の向上、行政透明化の推進については、国の行政手続のオンライン利用を促進。国民や企業による利用頻度の高い手続について、一層のオンライン利用の促進を図る一方で、オンライン利用が低調で、今後の利用者ニーズや費用対効果、代替措置の有無等を総合的に勘案して、改善の見込みがない手続については、システムの停止等も含めた見直しを実施した。</p> <p>② 行政の効率化については、業務・システムの刷新の取組を推進。平成21年度までに各府省において策定された最適化計画(87分野)につき、計画に沿って業務・システムの刷新が進められているか定期的に報告を聴取するなどモニタリングを行った。また、更なる業務・システム刷新を積極的に推進すべく、クラウドコンピューティング等最新のICT技術を活用し、各府省別々に構築・運用している政府情報システムの統合・集約化やデータ連携の基盤となる政府共通プラットフォームの構築に向けた基本構想の検討を行った。</p> <p>(電子自治体)</p> <p>① 自治体クラウドについては、地方公共団体の情報システムをデータセンターに集約し、市町村がこれを共同利用することにより、情報システムの効率的な構築と運用を実現するための実証実験を6道府県に委託(66市町村が参加)。</p> <p>② 「地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドライン」を策定公表したほか、オンライン化推進及びオンライン利用促進に資するため、調査研究等を実施した。ASP・SaaSについては、「地方公共団体ASP・SaaS活用推進会議」における検討結果をもとに地方公共団体向けのASP・SaaS導入活用ガイドラインを策定、公表(平成22年4月1日)した。</p> <p>③ 公的個人認証の普及拡大については、「公的個人認証サービス普及拡大検討会」を開催し、認証用途の追加や署名検証者の拡大といった公的個人認証サービスの利便性の向上等、普及拡大のための方策を検討した。また、暗号危殆化時の緊急対応計画に関する調査研究及び海外事例調査を実施した。</p> <p><b>【政策の実施状況の分析】</b> (電子政府)</p> <p>① 国の行政手続のオンライン利用促進については、国民・企業の利用頻度の高い手続についてオンライン利用率が向上している(平成20年度:56.5%→平成21年度:62.0%)こと、行政情報の総合的な提供と申請・届出等手続の一元的受付を行う「政府のポータルサイト」として総務省行政管理局が運営する電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数が年々増加している(平成20年度:約1億8千万件→平成21年度:約2億件)こと等から、施策の有効性が確認できると考えている。</p> <p>② 業務・システムの刷新については、行政管理局のモニタリングにより、各府省における業務・システムの刷新が着実に進められたことで、当初計画において平成20年度の経費削減効果は約326億円と試算されていたところ、実際には平成20年度の経費削減効果として約367億円の発現効果が現れ、当初目標値を約40億円上回る効果が得られた。</p> <p>(電子自治体)</p> <p>① 自治体クラウドについては、開発実証事業を通じ、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用に向けた具体的な取組が進展し、無駄のない電子自治体の基盤構築に寄与するものと考えている。</p> <p>② 電子自治体のオンライン利用促進については、オンライン利用率は、平成21年度</p>						

	<p>4月1日時点で27.6%であり、50%達成の目標値には到達していないことを踏まえ、現在のオンライン利用率推計手法の問題点や手続毎の普及動向等を分析し、今後のオンライン利用推進方策の検討に有益な調査結果が得られた。今後は、「新たな情報通信技術戦略」の内容も踏まえたオンライン利用の推進に着手していく必要がある。</p> <p>③ 公的個人認証の普及拡大策については、「公的個人認証サービス普及拡大検討会」における有識者による議論等を通じて、拡大方策について一定の知見を得たほか、国において必要とされた暗号危殆化対応を検討し、安定的な運用の確保について方針を得たが、一方で、今後は、より国民が現実的な価値を実感できるような、利便性の向上に重点を置いた調査研究を行うべきではないかとの課題を認識している。</p> <p><b>【総括的な評価】</b></p> <p>上記の分析を踏まえると、一部に課題があるものの、政策全体としては一定程度の成果を上げているものと評価できるが、今後も国民の利便性向上・行政運営効率化の観点から、一層の取組の強化が不可欠である。</p>
<p>行政事業レビューとの関連</p>	<p>(電子政府関係)</p> <p>行政事業レビュー公開プロセスにおいて、電子政府関連事業について、「事業の継続について再検討が必要」との指摘を受けたことを踏まえ、電子政府の総合窓口(e-Gov)の機能のうち、府省ホームページ検索機能等を廃止することにより、保守・運用費用の削減を検討するとともに、平成22年度中に策定される新たなオンライン利用計画の検討と併せ、e-Govにおけるオンライン申請機能を抜本的に見直す。また、システム改修等の調達にあたっては、公募等による競争性を十分に確保する。</p> <p>(総務省LAN)</p> <p>行政事業レビュー公開プロセスにおいて、入札における競争性の確保等の観点から、「更なる見直し、改善が必要」との指摘を受けたことを受け、質の確保に留意しつつ業者の参入機会を広げることでより低廉な調達が実現できるように、調達仕様の見直し、手続の透明性・公平性の確保や、情報システムの分離・分割化などに努める。また、政府共通プラットフォームの構築に向けた検討状況を踏まえつつ、次期総務省LANの構想を検討する必要がある。</p> <p>(電子自治体)</p> <p>次世代公的個人認証サービス等研究・開発事業(公的個人認証の普及拡大・オンライン利用促進が該当)について、予算を半減～1/3に縮減させたいと、調査研究については利便性に関するものに特化することとされた。そこで、平成22年度は、本年度実施予定の調査研究項目に関し、利便性向上のために早期に着手する必要がある調査研究項目を優先して実施することとし、その他の調査研究項目についてはその必要性も含め内容を再検討する。</p>
<p>今後の課題と取組の反映の方向性</p>	<p>今後、「新たな情報通信技術戦略」及び「新たな成長戦略ビジョンー原口ビジョンII」を踏まえ、国民のニーズを的確に把握した上で、ニーズの高いサービスを重点的に提供するなど、これまで以上に費用対効果の意識を持ち、国民の利便性向上・行政運営効率化の観点から、取組を推進する。</p> <p>(電子政府)</p> <p>国の行政手続のオンライン利用促進については、これまで、国民・企業と国の行政機関との間の申請・届出等手続のほとんどがオンライン化されてきたものの、本来自手続の種類、内容は様々であり、費用対効果、利用者ニーズ、代替措置の有無等は手続ごとに異なっている。今後は、「新たな情報通信技術戦略」において、「費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方」の下、オンライン利用に関する計画を2010年度中にとりまとめる。」とされていることを踏まえ、オンライン利用の進展に向けた取組を強化する。</p> <p>業務・システム刷新(最適化)については、「新たな情報通信技術戦略」及び「原口ビジョンII」に基づき、今後更なる政府全体としての業務・システム刷新(最適化)積極的に推進すべく、クラウドコンピューティング等最新のICT技術を活用し、各府省別々</p>

	<p>に構築・運用している政府情報システムの統合・集約化やデータ連携の基盤となる政府共通プラットフォームの構築の取組を推進する。</p> <p>(電子自治体)</p> <p>自治体クラウドについては、「原ロビジョンⅡ」や「新たな情報通信技術戦略」を踏まえ、実証実験、調査、体制の整備等を実施し、全国展開に向けた取組を強化する。オンライン利用拡大については、現在のオンライン利用率推計手法の問題点や手続毎の普及動向等を調査した結果を踏まえ、オンライン利用の進展に向けた取組を強化する。</p> <p>公的個人認証については、「新たな情報通信技術戦略」、公開プロセスの結果、前年度までの調査研究内容及び国民 ID、社会保障・税共通番号の動きなどを踏まえ、公的個人認証サービスの利便性向上のための具体的な改善に向けた検討及び取組を進める。</p>
<p>その他関連データ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「オンライン利用拡大行動計画」(平成 20 年 9 月 12 日、IT 戦略本部決定)  <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/080916honbun.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/080916honbun.pdf</a></li> <li>・「新たな情報通信技術戦略」(平成 22 年 5 月 11 日 I T 戦略本部決定)  <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100511honbun.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100511honbun.pdf</a></li> <li>・「新たな成長戦略ビジョンー原ロビジョンⅡー」(平成22年5月発表)  <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/topics/s_topics100506.html">http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/topics/s_topics100506.html</a></li> </ul>

## 平成22年度「主要な政策」に係る評価書要旨（案）

<b>政策名</b>	政策9 電子政府・電子自治体の推進	<b>担当部局、課室名</b>	行政管理局行政情報システム企画課、自治行政局地域情報政策室				
<b>基本目標</b>	行政分野へのITの活用により、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、高度化及び透明性の向上を図り、世界一便利で効率的な電子行政の実現を目指す。						
<b>政策の概要</b>	<p>① 電子政府の推進により、国民の利便性の向上、行政透明化の推進や行政効率化を図るため、「国の行政手続のオンライン利用促進」「業務・システムの刷新」等の取組を実施する。</p> <p>② 地方公共団体が提供する行政サービスの利便性向上や無駄のない電子自治体構築のため、「自治体クラウド」「オンライン利用促進」、「公的個人認証の普及拡大」等の取組を実施する。<span style="float: right;">[予算額：13,029百万円]</span></p>						
	<b>主な施策</b>	<b>概要 (主な事業の例)</b>	<b>予算額 (百万円)</b>	<b>担当課室</b>	<b>関連する 政府方針等</b>		
	国民利便性の向上、行政透明化の推進	・国の行政手続のオンライン利用促進 ・電子政府の総合窓口を活用したサービスの推進	1,713	行政情報システム企画課	オンライン利用拡大行動計画(平成20年9月12日IT戦略本部決定) ・新たな情報通信技術戦略(平成22年5月11日IT戦略本部決定) ・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)		
	行政効率化の推進	・業務・システム刷新の推進 ・情報システムの戦略的な調達の推進	3,654	行政情報システム企画課	・新たな情報通信技術戦略 ・新成長戦略		
	自治体クラウド	実証実験の実施	2,000	地域情報政策室	デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～(平成21年4月9日IT戦略本部決定)		
	オンライン利用促進	オンライン手続見直し・ASP・SaaSガイドライン検討	30	地域情報政策室	オンライン利用拡大行動計画		
	公的個人認証の普及拡大	普及拡大検討会の開催等	80	地域情報政策室	重点計画・2008(平成20年8月20日IT戦略本部決定)		
<b>指標等の状況</b>	<b>指標等</b>	<b>目標値</b>	<b>目標年度</b>	<b>分析の視点</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>
	オンライン利用率	50%	22年度	オンライン利用率がどのくらい向上したか。	21.9%	34.1%	(集計中)
	重点71手続のうち取組効果が早期に発現しやすいと考えられる先行54手続のオンライン利用率	66%	23年度	先行54手続のオンライン利用率がどのくらい向上したか。	48%	56.5%	(集計中)

	地方に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率	50%	22年度	電子自治体オンライン利用促進指針で選定した対象手続に係るオンライン利用率の向上が図られているか。	23.8%	27.6%	(集計中)
<b>政策の実施状況とその分析及び総合的な評価</b>	<p><b>【政策の実施状況】</b> (電子政府)</p> <p>① 国民利便性の向上、行政透明化の推進 オンライン利用促進については、国民や企業による利用頻度の高い手続については一層のオンライン利用の促進を図る一方で、オンライン利用が低調で、今後の利用者ニーズや費用対効果、代替措置の有無等を総合的に勘案して、改善の見込みがない手続については、システムの停止等も含めた見直しを実施した。</p> <p>② 行政の効率化 業務・システムの刷新については、平成21年度までに各府省において策定された最適化計画(87分野)につき、計画に沿って業務・システムの刷新が進められているか定期的に報告を聴取するなどモニタリングを行った。また、更なる業務・システム刷新を積極的に推進すべく、クラウドコンピューティング等最新のICT技術を活用し、各府省別々に構築・運用している政府情報システムの統合・集約化やデータ連携の基盤となる政府共通プラットフォームの構築に向けた基本構想の検討を行った。</p> <p>(電子自治体)</p> <p>① 自治体クラウドについては、地方公共団体の情報システムをデータセンターに集約し、市町村がこれを共同利用することにより、情報システムの効率的な構築と運用を実現するための実証実験を6道府県に委託(66市町村が参加)。</p> <p>② 「地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドライン」を策定公表したほか、オンライン化推進及びオンライン利用促進に資するため、調査研究等を実施した。ASP・SaaSについては、「地方公共団体ASP・SaaS活用推進会議」における検討結果をもとに地方公共団体向けのASP・SaaS導入活用ガイドラインを策定、公表(平成22年4月1日)した。</p> <p>③ 公的個人認証の普及拡大については、「公的個人認証サービス普及拡大検討会」を開催し、認証用途の追加や署名検証者の拡大といった公的個人認証サービスの利便性の向上等、普及拡大のための方策を検討した。また、暗号危殆化時の緊急対応計画に関する調査研究及び海外事例調査を実施した。</p> <p><b>【政策の実施状況の分析】</b> (電子政府)</p> <p>① 国民利便性の向上、行政透明化の推進</p> <p>② ICTを活用した国民利便性の向上、行政透明化の推進については、国民・企業の利用頻度の高い手続についてオンライン利用率が向上している(平成19年度:48%→平成20年度:56.5%)こと、電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数が年々増加している(平成19年度:約1億5千万件→平成20年度:約1億8千万件)こと等から、当局の施策の有効性が確認できると考えている。</p> <p>③ 行政の効率化 ICTを活用した行政効率化の推進については、行政管理局のモニタリングを受け、計画に基づく業務・システムの刷新が進められたことで、当初計画において平成20年度の経費削減効果は約326億円と試算されていたところ、実際には平成20年度の経費削減効果として約367億円の発現効果が現れ、当初目標値を約40億円上回る効果が得られた。</p> <p>(電子自治体)</p> <p>① 自治体クラウドについては、開発実証事業を通じ、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用に向けた具体的な取組が進展し、無駄のない電子自治体の基盤構築に寄</p>						

	<p>与。</p> <p>② 電子自治体のオンライン利用促進については、オンライン利用率は、平成 21 年度 4 月 1 日時点で 27.6%であり、50%達成の目標値には到達していないことを踏まえ、現在のオンライン利用率推計手法の問題点や手続毎の普及動向等を分析し、今後のオンライン利用推進方策の検討に有益な調査結果が得られた。今後は、「新たな情報通信技術戦略」の内容も踏まえたオンライン利用の推進に着手していく必要がある。</p> <p>③ 公的個人認証の普及拡大策については、「公的個人認証サービス普及拡大検討会」における有識者による議論等を通じて、拡大方策について一定の知見を得たほか、国において必要とされた暗号危殆化対応を検討し、安定的な運用の確保について方針を得たが、一方で、今後は、より国民が現実的な価値を実感できるような、利便性の向上に重点を置いた調査研究を行うべきではないかとの課題を認識している。自治体クラウドについては、開発実証事業を通じ、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用に向けた具体的な取組が進展し、無駄のない電子自治体の基盤構築に寄与するものと考えている。</p> <p><b>【総括的な評価】</b></p> <p>上記の分析を踏まえると、一部見直しの必要性が指摘されているものの、政策全体としては一定程度の成果を上げているものと評価できるが、今後も国民の利便性向上・行政運営効率化の観点から、一層の取組みの強化が不可欠である。</p>
<p>行政事業レビューとの関連</p>	<p>(電子政府)</p> <p>【P】電子政府関連事業(オンライン利用促進及び電子政府の総合窓口を活用したサービスの促進)について、「事業の継続について再検討が必要」との指摘を受けた。これを踏まえ、府省ホームページ検索機能等 e-Gov の一部機能廃止による保守・運用費用の削減を検討するとともに、平成 22 年度中に策定される新たなオンライン利用計画の検討と併せ、e-Gov におけるオンライン申請機能を抜本的に見直す。また、システム改修等の調達にあたっては、公募等による競争性を十分に確保する。以上のように、事業の目的・効果をより明確にし、必要な機能に特化するなど、より効率的な方法で目的が達成できるよう、抜本的見直しを進めることとしている。</p> <p>(電子自治体)</p> <p>次世代公的個人認証サービス等研究・開発事業(公的個人認証の普及拡大・オンライン利用促進が該当)について、予算を半減～1/3に縮減させたいと、調査研究については利便性に関するものに特化することとされた。そこで、平成 22 年度は、本年度実施予定の調査研究項目に関し、利便性向上のために早期に着手する必要のある調査研究項目を優先して実施することとし、その他の調査研究項目についてはその必要性も含め内容を再検討する。</p>
<p>今後の課題と取組の反映の方向性</p>	<p>今後、「新たな情報通信技術戦略」及び「新たな成長戦略ビジョンー原口ビジョンⅡー」を踏まえ、国民のニーズを的確に把握した上で、ニーズの高いサービスを重点的に提供するなど、これまで以上に費用対効果の意識を持つ必要がある。</p> <p>(電子政府)</p> <p>行政サービスのオンライン利用拡大については、これまで、国民・企業と国の行政機関との間の申請・届出等手続については、そのほとんど(平成20年度末時点におけるオンライン化率)がオンライン化されている。しかし、本来手続の種類、内容は様々であり、費用対効果、利用者ニーズ、代替措置の有無等は手続ごとに異なっている。今後は、「新たな情報通信技術戦略」において、費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画を2010年度中にとりまとめる。」とされていることを踏まえ、オンライン利用の進展に向けた取組を強化する。</p> <p>また、「新たな情報通信技術戦略」及び原口ビジョンⅡに基づき、今後更なる、政府</p>

	<p>全体としての業務・システム刷新（最適化）積極的に推進すべく、クラウドコンピューティング等最新のICT技術を活用し、各府省別々に構築・運用している政府情報システムの統合・集約化やデータ連携の基盤となる政府共通プラットフォームの構築の取組を推進する。</p> <p>（電子自治体）</p> <p>自治体クラウドについては、「原ロビジョンⅡ」や「新たな情報通信技術戦略」を踏まえ、実証実験、調査、体制の整備等を実施し、全国展開に向けた取組を強化する。オンライン利用拡大については、現在のオンライン利用率推計手法の問題点や手続毎の普及動向等を調査した結果を踏まえ、オンライン利用の進展に向けた取組を強化する。</p> <p>公的個人認証については、「新たな情報通信技術戦略」、公開プロセスの結果、前年度までの調査研究内容及び国民 ID、社会保障・税共通番号の動きなどを踏まえ、公的個人認証サービスの利便性向上のための具体的な改善に向けた検討及び取組を進める。</p>
その他関連データ	

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	情報通信技術の研究開発・標準化の推進		評価方式	総合・実績・事業	番号	⑩
歳出予算額（千円）	20年度	21年度		22年度		23年度要求額
（当初）	44,717,294	43,791,649		39,537,285		45,403,286
（補正後）	44,717,294	66,125,598				（うち要望枠 16,786,118）
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	44,717,294 <0>	66,125,598 <0>				
支出済歳出額（千円）	44,580,200	52,500,200				
翌年度繰越額（千円）	0	12,994,657				
不用額（千円）	137,094 <0>	630,741 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて改善すべき点	<p>○情報通信技術の研究開発の推進については、引き続き、我が国の国際競争力の強化及び社会問題解決に資する研究開発を効果的・重点的に推進し、研究開発の成果展開にも注力する。</p> <p>○情報通信技術の標準化の推進についても、引き続き、技術革新のメリットのユーザーへの還元、及び我が国の国際競争力強化の観点から、「グローバルスタンダード」策定の貢献に資する施策を重点的に推進する。</p>					
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>○政策評価結果を踏まえ、「脳の仕組みを生かしたイノベーション創成型研究開発」他2課題に要する経費に係る予算を新たに要求する予定。</p> <p>○研究開発の推進については、我が国の国際競争力の強化及び社会問題解決に資する研究開発課題の重点化を図り、今後の予算要求においてメリハリをつける。また、行政事業レビュー公開プロセスでの指摘を踏まえ、戦略的情報通信研究開発推進制度については、評価指標の見直しや、研究開発終了後のフォローアップの充実を行い、平成23年度予算要求額を縮減する。準天頂衛星システムの研究開発については、関係府省等と連携してアウトカムの在り方を検討するとともに、事業内容を見直すことにより平成23年度予算要求額を縮減する。また、ユビキタス・プラットフォーム技術の研究開発については、平成23年度予算要求を行わない。</p> <p>○標準化の推進については、標準化に関する分野の重点化に係る方針に基づき、我が国の国際競争力強化等の観点から、「グローバルスタンダード」策定の貢献に資する施策を重点的に推進するため、引き続き予算を要求する予定。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	情報通信技術の研究開発・標準化の推進					番号	⑩			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目							22年度 当初予算額	23年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表において● となっているもの	A	1	一般	総務本省	情報通信技術研究開発推進費	情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	3,415,513	3,347,895 (うち要望枠 1,037,436)	539,514	
	A	2	一般	総務本省	情報通信技術研究開発推進費	ユビキタスネット社会実現のための技術戦略に必要な経費	5,161,795	7,296,948 (うち要望枠 7,094,444)	1,031,718	
	A	3								
	A	4								
	小計						8,577,308 の内数	10,644,843 の内数	1,571,232	
対応表において◆ となっているもの	B	1	一般	総務本省	独立行政法人情報通信研究機構運営費	独立行政法人情報通信研究機構施設整備に必要な経費	30,899,629	34,698,095 (うち要望枠 8,654,238)		
	B	2	一般	総務本省	独立行政法人情報通信研究機構施設整備費	独立行政法人情報通信研究機構運営費交付金に必要な経費	60,348	60,348		
	B	3								
	B	4								
	小計						30,959,977 の内数	34,758,443 の内数		
対応表において○ となっているもの	C	1					<	<	>	
	C	2					<	>	>	
	C	3					<	>	>	
	C	4					<	>	>	
	小計							の内数	の内数	
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	>	
	D	2					<	>	>	
	D	3					<	>	>	
	D	4					<	>	>	
	小計							の内数	の内数	
合計						39,537,285 の内数	45,403,286 の内数	1,571,232		



政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名:情報通信国際戦略局技術政策課  
 担当者(連絡先):井出補佐(24090)

評価実施時期:平成22年8月

<p>政策名</p>	<p>情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p>		<p>番号</p>	<p>⑩</p>																																					
<p>政策の概要</p>	<p>我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。具体的には、国際競争力強化に資する研究開発課題への重点化を行うとともに、中長期的な戦略「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」(平成20年6月27日)に基づく取組を実施する。</p>																																								
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b>                  平成21年度においては、重点的研究資金制度、戦略的情報通信研究開発推進制度及び地球温暖化対策ICTイノベーション推進事業により、163件の研究開発事業を実施した。本政策についての目標指標の達成状況を見ると、平成21年度に目標年度を迎えた全ての指標において目標を達成していることが分かり、政策の基本目標に向け着実に取組効果が表れていることが認められる。</p> <p><b>(必要性)</b>                  限られた研究開発予算の中で、我が国の国際競争力強化や様々な社会問題解決等の政策的要請を勘案した科学技術の戦略的重点化が求められている。この中でも情報通信分野は、経済成長のけん引役として期待されるなど非常に重要な位置付けにあり、我が国としては継続的に研究開発に取り組む必要がある。特に、萌芽的な基礎研究や、民間企業が実施しにくいリスクの高い大規模な研究開発等を国が積極的に推進することにより、我が国の国際競争力の向上及び社会問題解決を図ることが一層重要となっている。また、これらの研究開発成果を基に「国際標準」を獲得することにより、我が国の国際競争力を向上させる取組が必要である。</p> <p><b>(効率性)</b>                  平成21年度に実施された各研究開発課題は、総務省及び研究実施機関自らの工程管理に加えて、情報通信技術に精通している外部専門家等による評価・助言を受けて一層の効率化を図りながら遂行されており、多くの課題において効率的に研究開発が進められているとの評価を得ている。なお、戦略的情報通信研究開発推進制度では、プログラムオフィサーおよびプログラムディレクターを配置し、本制度の個々のプログラムや研究分野での研究開発課題の選定、評価、フォローアップ等を一貫して行う体制を整備して、更なる効率化に努めているところである。</p> <p><b>(有効性)</b>                  平成21年度は当初予算で「高齢者・障がい者(チャレンジド)のためのユビキタスネットワークロボット技術の研究開発」等を開始するとともに、経済危機対策として補正予算で「超高速光伝送システム技術の研究開発」等が実施された。このように、社会的な動向等に応じた機動的な課題設定、重点化を行うとともに、研究開発の実施に当たっては、競争的な環境を保持しつつ、研究開発の多様性を保つよう配慮しており、外部の専門家等による適正かつ公平な評価を行っている。                  また、我が国に有益な国際標準を獲得していくために海外との連携を強めて行くことなどにより、情報通信に関する標準化の推進を図ることは、国民の利便性を向上し、我が国の技術水準を維持・向上するものであり、有効性がある。</p> <p><b>(反映の方向性)</b>                  我が国の国際競争力を強化及び社会問題解決に資するため、情報通信分野の研究開発については、研究開発課題の重点化を図るとともに、外部評価結果を踏まえて、効率的・効果的な研究開発を推進する。                  また、標準化については、技術革新のメリットのユーザへの還元、及び我が国の国際競争力強化の観点から、標準化に関する重点分野を絞り込み、情報通信分野における標準化活動に戦略的に取り組むこととする。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="414 1489 1117 1792"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1件以上の論文発表を行った研究開発課題の割合</td> <td></td> <td>90%</td> <td>98%</td> <td>97%</td> <td>94%</td> <td>21年度</td> <td>実施された研究開発に基づく成果が出ているか。また、その成果が第三者にPRされているか。</td> </tr> <tr> <td>専門家による評価において成果ありと評価される割合</td> <td></td> <td>90%</td> <td>100%</td> <td>99%</td> <td>98%</td> <td>21年度</td> <td>実施された研究開発が第三者である外部専門家の目から見て有用なものであったか。</td> </tr> <tr> <td>ITU,IETF等における標準提案の件数</td> <td></td> <td>20件</td> <td>90件</td> <td>71件</td> <td>86件</td> <td>21年度</td> <td>研究開発成果の国際標準化に向けた取組が積極的に行われているか。</td> </tr> </tbody> </table>						指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	1件以上の論文発表を行った研究開発課題の割合		90%	98%	97%	94%	21年度	実施された研究開発に基づく成果が出ているか。また、その成果が第三者にPRされているか。	専門家による評価において成果ありと評価される割合		90%	100%	99%	98%	21年度	実施された研究開発が第三者である外部専門家の目から見て有用なものであったか。	ITU,IETF等における標準提案の件数		20件	90件	71件	86件	21年度	研究開発成果の国際標準化に向けた取組が積極的に行われているか。
指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)				達成目標・指標の設定根拠・考え方																															
			19年度	20年度	21年度																																				
1件以上の論文発表を行った研究開発課題の割合		90%	98%	97%	94%	21年度	実施された研究開発に基づく成果が出ているか。また、その成果が第三者にPRされているか。																																		
専門家による評価において成果ありと評価される割合		90%	100%	99%	98%	21年度	実施された研究開発が第三者である外部専門家の目から見て有用なものであったか。																																		
ITU,IETF等における標準提案の件数		20件	90件	71件	86件	21年度	研究開発成果の国際標準化に向けた取組が積極的に行われているか。																																		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																																						
<p>新たな情報通信技術戦略</p>	<p>平成22年5月11日</p>	<p>Ⅲ. 3. 3 新市場の創出と国際展開                  (1) 環境技術と情報通信技術の融合による低炭素社会の実現                  (2) 我が国が強みを持つ情報通信技術関連の研究開発等の推進</p>																																							
<p>新成長戦略</p>	<p>平成22年6月18日</p>	<p>世界をリードするグリーン・イノベーション(環境エネルギー分野革新)やライフ・イノベーション(医療・介護分野革新)等を推進。</p>																																							

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	情報通信技術高度利活用の推進		評価方式	総合・実績・事業	番号	①
	20年度	21年度				
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	8,177,034	7,096,272		14,980,999		14,495,957
（ 補 正 後 ）	13,484,272	31,002,110				（うち要望枠 3,568,588）
前年度繰越額（千円）	107,990	4,871,050				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	13,592,262	35,873,160				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	7,906,109	18,918,836				
翌年度繰越額（千円）	4,871,050	14,305,862				
不用額（千円）	815,103	2,648,462				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	基盤技術の確立、制度整備等を目的とする実証実験をはじめ本政策に属する事業は、行政の政策的な要請に基づき実施しているものであるが、より効率的に政策を実施するために、一部の事業について、受託者に委託費の一定額を想定して負担してもらうこととして公募する等、推進体制、評価の在り方等について、見直し・改善に向けた検討を行っているところである。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	ICTを活用して我が国が抱える様々な課題（経済成長、少子高齢化、地域活性化、環境問題等）を解決するため、ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会システムの構築を図り、ICTの高度利活用を推進するために必要な経費を要求する予定。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	情報通信技術高度利用の推進					番号	⑩			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目							22年度 当初予算額	23年度 要求額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項					
対応表において● となっているもの	A	1	一般	総務本省	情報通信技術高度利用推進費	情報通信技術の利活用高度化に必要な経費	14,899,263	14,418,299 (うち要望枠 3,568,588)	1,114,635	
	A	2	一般	総合通信局	情報通信技術高度利用等推進費	情報通信技術の利活用高度化に必要な経費	81,736	77,658		
	A	3								
	A	4								
	小計						14,980,999 の内数	14,495,957 の内数	1,114,635	
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >		
	C	2					< >	< >		
	C	3					< >	< >		
	C	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >		
	D	2					< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
合計						14,980,999 の内数	14,495,957 の内数	1,114,635		

## 政策評価調書（個別票①-3）

## 【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	情報通信技術高度利活用の推進					番号	①	
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
ユビキタス特区事業の推進	A 1	1,605,071	810,602	△ 794,469	794,469		794,469	行政事業レビューにおいて「廃止を前提に全面的に見直し」との評決があったため、事業名を「新ICT活用サービス創出支援事業」としてユビキタス特区事業分8億円を廃止して予算要求を行った。
IPTVを活用した再送信などの技術確立に係る実証実験	A 1	220,355	-	220,355	220,355	220,355		当事業については所要の目的を達成したため、予算要求を行わないこととした。
最先端ネットワーク技術を活用した遠隔教育システムの開発・実証	A 1	174,952	99,920	△ 75,032	24,811	24,811		「最先端ネットワーク技術を活用した遠隔教育システムの開発・実証」については、遠隔教育システムの普及、活用の促進を図るために必要な予算を要求していく。
ふるさとケータイ創出推進事業	A 1	75,000	-	75,000	75,000	75,000		当事業については所要の目的を達成したため、予算要求を行わないこととした。
合計					1,114,635	320,166	794,469	

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名:情報流通振興課  
 担当者(連絡先):新沼 千佳(5748)

評価実施時期:平成22年8月

<p>政策名</p>	<p>情報通信技術高度利活用の推進</p>			<p>番号</p>	<p>①</p>
<p>政策の概要</p>	<p>社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等により、ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会システムの構築を図り、ICTの高度利活用を推進することで、ユビキタスネット社会を実現する。</p>				
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、ICTによる安心・安全対策の推進、先進的社会システムの構築の実現に向け、基盤技術の確立、制度整備等を行い、上記のような成果を得た。ユビキタスネット社会の実現に向け、着実に前進しているものと評価できる。</li> <li>委託事業の採択や成果の評価に当たっては、第三者の有識者による評価会において厳正な審査を実施し、有効性の高い案件の採択に努めることとした。また、関係省庁とも密接に連携し、有効性の確保に努めるとともに、高等教育機関、民間企業等との産学官連携や、事業委託先への現地検査や中間検査により、効率的に政策を推進している。</li> </ul> <p><b>(必要性)</b></p> <p>ICTは社会・経済活動の基盤であり、コミュニケーションを豊かにし、生産性を向上させることにより、あらゆる分野に変革をもたらすポテンシャルを持つものである。また、人間中心のICT政策実現のため、世界最先端のブロードバンド基盤を活かしつつ、行政、教育、医療など国民生活のあらゆる分野においてICTの利活用の促進等を図ることが必要である。</p> <p>そこで、総務省において、「原口ビジョン」、「原口ビジョンII」を策定・推進するとともに、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において、政府一体となって「新たな情報通信技術戦略」等を策定・推進しているところであり、社会・経済のICTの高度利活用を着実に推進する必要がある。</p> <p><b>(効率性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上については、国と電気通信事業者間における有効な情報伝達体制を整備することなどにより、効率的に迅速な対応等を行うことが可能となる。</li> <li>情報通信分野の人材育成については、助成対象となる研修事業の内容を高度なもの(例えば、ITアーキテクト等、情報通信システム等の開発の上流工程を担う人材を育成する研修事業)に限定し効率性を高めている。</li> <li>単独では民間からの出資を得ることが困難なスタートアップ期のICTベンチャーに対し、国が一部の資金を助成し、民間からの出資を後押しするスキームを構築することにより、効率的な支援を行っている。</li> <li>テレワーク・SOHOの普及促進に繋がるより実践的な取組となるよう、「テレワーク推進フォーラム」の活動と連携を図り、効率性を高めている。</li> </ul> <p><b>(有効性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「地域ICT利活用モデル構築事業」については全国に構築した73のICT利活用モデルの成果を分析・評価することでシステムの構築や解決策など多くの有用なノウハウを得ることができた。また、外部有識者からなる地域情報化評価会から「構築されたモデルのほとんどの事業が自律的に継続されており、それぞれの事業からその普及に有効なデータを得ていること、また構築されたモデルが全国に普及しつつあることなどから有効性、効率性が認められる。」との評価を得た。</li> <li>「テレワーク共同利用型システムの実証実験」においては、テレワーク適用業務の拡大に資するNGNを活用した新たなテレワークシステムに関する基礎技術の開発を行い、大容量データの安定的な授受や高度な機密性の確保等が必要な分野において、システムの機能検証等を実施したところであり、社会的認知の向上やテレワークに関する情報共有の機会が増加し、テレワーカーの就業人口に占める割合が平成17年の10.4%から、平成21年に15.3%に上昇した。</li> </ul> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ユビキタス特区事業の推進については、行政事業レビューにおいて「廃止を前提とした見直し」との評決があり、新ICT利活用サービス事業として、継続事業については事業規模の圧縮を行い、新規事業については事業数を縮減して予算措置</li> <li>遠隔教育システムの普及、活用の促進を図るための必要な予算措置</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p>別紙</p>				
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>		
<p>第174回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説</p>		<p>平成22年1月29日</p>	<p>「緑の分権改革」を推進するとともに、情報通信技術の徹底的な利活用による「コンクリートの道」から「光の道」への発想転換を図り、新しい時代にふさわしい地域の絆の再生や成長の基盤づくりに取り組みます。</p>		
<p>新たな情報通信技術戦略</p>		<p>平成22年5月11日</p>	<p>「国民主権」の観点から、まず政府内で情報通信技術革命を徹底し国民本位の電子行政を実現する。加えて情報通信技術の徹底的な利活用により地域の絆を再生し、さらに新市場の創出と国際展開を図る。</p>		

## 平成 22 年度主要な政策に係る評価書

### 3 政策の実施状況

ICT による生産性向上・国際競争力の強化、ICT による地域の活性化、ICT による安心・安全対策の推進、先進的社会システムの構築の実現に向け、以下のとおり、着実に成果をあげている。

#### ○「ユビキタス特区」事業の推進

ユビキタス特区における ICT サービスの開発・実証について、全 54 プロジェクトの事業者が実用化を目指し、開発・実証を継続している。

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

あらかじめ目標（値）を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
ユビキタス特区における ICT サービスの開発・実証等の推進	新たな ICT サービスモデルの確立	23 年度	新しいサービスの事業・サービス規模が拡大しているか。	—	—	—
新たな ICT サービスの実用化・展開がなされたプロジェクト数	実証を実施した全 54 件の新たな ICT サービスの実用化・展開		ニュービジネスが創出されているかどうか。			

※ 指標「新たな ICT サービスの実用化・展開がなされたプロジェクト数」は、平成 21 年度目標設定表には記載されていないが、平成 22 年度目標設定表で設定されていることを踏まえ、本評価書において活用している。

#### ○情報通信ニュービジネスの振興

情報通信分野のベンチャー企業支援について、NICT において公募を通じた選定の後、5 件の事業に対して助成を行った。また、平成 18～20 年度に助成した案件について、平成 21 年度における平均事業化率は 83%となった。

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

あらかじめ目標（値）を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
ベンチャー企業に対する助成の成果(事業化率)	18～20 年度に助成した案件の平均事業化率が 70%	22 年度	ニュービジネスが創出されているかどうか。	31%	39%	83%

#### ○コンテンツの流通促進

コンテンツの流通促進に関する実証実験について、IPTV 伝送技術に関する実証実験等を実施し、標準技術仕様を策定した。

公共利用等の映像配信に関する実証実験では、通信事業者、配信事業者、コンテンツホルダ等の参加の下、大容量コンテンツの効率的な配信を実証した。その結果を踏まえ、ガイドライン及び同ガイドラインの解説書を策定するとともに、適宜改訂を行った。さらに、ガイドラインに準拠しているサービス

及びソフトウェアである旨を表示するガイドライン準拠マークを制定した。

＜平成 21 年度目標設定表における指標等の状況＞

あらかじめ目標（値）を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
コンテンツの流通促進に関する実証実験の目標達成度	実証実験等の実施	21 年度	コンテンツの流通の促進に資するためのシステムの実証及びその結果を活用した技術仕様の策定が進んでいるか。	<p>情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会において具体的な検討を進めた。</p> <p>通信事業者、配信事業者、コンテンツホルダ等の参加のもと、効率的に配信を行うための複数の実証実験及び普及啓発活動を実施し、課題を抽出。</p>	<p>IP再送信に関する実証実験やコンテンツの権利処理の円滑化に向けた調査研究を実施し、必要な機能等の検証、課題の抽出等を行った。</p>	<p>平成20年度の成果を基に、多様なネットワークを活用したIPTVサービス技術の実証実験を行い、技術仕様の標準化を実施し、IPTVサービス市場の拡大を達成した。</p> <p>また、平成20年度の成果を基に、コンテンツの権利処理の円滑化に向けた調査研究を実施し、平成20年度から、調査研究への参加協力を拡大し、更に権利処理プロセスを進めた段階において必要な機能等の検証、課題の抽出等を行った。</p>
IPTV に係る技術の標準化状況	<p>放送連携サービスに係るテレビ受信機の標準技術仕様の策定及び一般公開</p> <p>コンテンツ加工標準技術の策定及び一般公開</p>	24 年度				

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
公共利用等の映像配信に関する実証実験の目標達成度	実証実験等の実施	21年度	公共目的等の大容量コンテンツ等を効率的に配信するための実証実験及び利用促進のための普及・啓発活動が実施されているか。	効率的に配信を行うための実証実験を実施し、その結果を踏まえガイドラインを策定。 また、シンポジウム等の普及・啓発活動を実施。	平成19年度の結果を踏まえ、効率的に配信を行うための実証実験を引き続き実施し、前年度策定のガイドラインを改訂するとともにその解説書を策定。 また、前年度に引き続き、シンポジウム等の普及・啓発を実施。	ガイドラインに準拠したサービス及びソフトウェアの更なる普及のため、ガイドライン及びその解説書を改訂するとともに、サービス及びソフトウェアがガイドラインに準拠している旨を表示するガイドライン準拠マークを制定。 また、前年度に引き続き、シンポジウム等の普及・啓発を実施。 なお、ガイドラインは、22年3月末時点で累計約6,000回ダウンロードされている。

※ 指標「IPTVに係る技術の標準化状況」は、平成21年度目標設定表には記載されていないが、平成22年度目標設定表で設定されていることを踏まえ、本評価書において活用している。

#### ○情報通信分野の人材育成

情報通信人材研修事業支援制度を活用した研修を平成20年度及び平成21年度累計で4,248人が受講した。

また、最先端ネットワーク技術を活用した遠隔教育システムの基礎的な機能について仕様を策定した。

<平成21年度目標設定表における指標等の状況>

あらかじめ目標（値）を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
情報通信分野の研修受講者数	11,200人（平成20年度～平成23年度までの累計）	23年度	ICT分野における専門的知識・技能を持つ人材の不足の解消に貢献するために必要な受講者数となっているか。	—	2,561	1,687
最先端ネットワーク技術を活用した遠隔教育システム（遠隔でのシステム開発演習環境の設定・管理等）の標準仕様の作成・公表についての目標達成度	標準仕様の作成・公表 高度 ICT 人材育成クラウドシステムの標準仕様の作成・公表 2 大学を中核とする地域で標準仕様に基づくクラウドシステムの共同利用開始	22年度 23年度	地域間で格差なく ICT 分野における専門的知識・技能を持つ人材が育成できる環境を整備しているかどうか。	—	—	— ※基礎的な機能について、仕様を策定した。引き続き、開発・実証を継続中。

※ 指標「最先端ネットワーク技術を活用した遠隔教育システム（遠隔でのシステム開発演習環境の設定・管理等）の標準仕様の作成・公表についての目標達成度」の目標値「高度 ICT 人材育成クラウドシステムの標準仕様の作成・公表」及び「2 大学を中核とする地域で標準仕様に基づくクラウドシステムの共同利用開始」は、平成21年度目標設定表には記載されていないが、平成22年度目標設定表で設定されていることを踏まえ、本評価書において活用している。

○ユビキタスコミュニティ構想の推進

地域課題の解決を図る ICT 利活用モデル（約 70 プロジェクト）について、地方公共団体への委託による実証を行った。

また、障がい者福祉分野における地方公共団体間等のバックオフィス連携によるサービス等のモデルについて検討・実証し、サービスの実現に向けた運用面・制度面における課題の洗い出しと対応案の提示、実用仕様案の作成等を行った。

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

あらかじめ目標（値）を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
地域の課題解決に対する ICT の寄与状況	地域 ICT 利活用モデルの構築	21 年度	地域の幅広い分野において諸課題の解決を図る ICT 利活用モデルが構築されているかどうか。	29 件	27 件	17 件
実証実験の目標達成度	地域情報プラットフォームの実証	21 年度	対象分野におけるシステム間連携によるサービスのモデルの提示、実現に向けた課題の洗い出しと対応案の提示、実用仕様案の作成等が行われているか。	—	引越ワンストップサービス等を対象に実証実験を実施し、実用仕様案の作成等を行った。	障がい者福祉等を対象に実証実験を実施し、実用仕様案の作成等を行った。

参考となる指標その他の参考となる情報

指標等	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
地域 ICT 利活用モデル普及の状況	構築した ICT 利活用モデルが普及しているかどうか。	—※	15	53

※ 本指標は地域 ICT 利活用モデル構築事業において構築したモデルの普及数を示すものである。同事業では、3 カ年で全国に ICT 利活用モデルを構築し、その後普及・展開を図っていくこととしている。そのため事業開始年度である平成 19 年度については本指標は該当なしとした。

○郷土（ふるさと）に根ざした携帯電話事業の創出

郷土（ふるさと）に根ざした携帯電話事業の創出について、7 箇所のふるさとケータイ事業の構築を行った。

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

あらかじめ目標（値）を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
地域の課題解決に対する ICT の寄与状況	ふるさとケータイモデルの構築	23 年度	地域の幅広い分野において諸課題の解決を図る ICT 利活用モデルが構築されているかどうか。	—	—	7 箇所 ※H22年度 2 件構築予定
	ふるさとケータイ事業の構築（9 箇所）					
	MVNO 加入契約数を 1.5 倍増					

※ 指標「地域の課題解決に対する ICT の寄与状況」の目標値「ふるさとケータイ事業の構築（9 箇所）」及び「MVNO 加入契約数を 1.5 倍増」は、平成 21 年度目標設定表には記載されていないが、平成 22 年度目標設定表で設定されていることを踏まえ、本評価書において活用している。

○情報バリアフリー環境の整備

参考となる指標その他の参考となる情報

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
情報バリアフリー環境の整備 (目標年度：平成29年度)	聴覚チャレンジの放送を通じた情報アクセス機会の均等化を実現する上で必要な字幕放送の普及が進んでいるか。(字幕付与可能な放送時間(※1)に占める字幕放送時間の割合)	【NHK(総合)】 100%(※2) 【在京キー5局】 89.0%(※2)	【NHK総合】 52.8%(※3) 【在京キー5局】 87.3%(※3)	集計中

※1 複数人が同時に会話を行う生放送番組など技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く7時から24時までのすべての放送番組。

※2 平成19年度までを目標とした行政指針における、字幕付与可能な放送時間(ニュース・スポーツ中継等の生放送番組など技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く7時から24時までの新たに放送するすべての放送番組の放送時間)に占める字幕放送時間の割合。

※3 平成29年度までを目標とした行政指針における、字幕付与可能な放送時間(複数人が同時に会話を行う生放送番組など技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く7時から24時までのすべての放送番組の放送時間)に占める字幕放送時間の割合(平成20年度から字幕付与可能な放送番組の定義を拡大したことから、平成19年度までの実績値との連続性はない)。

○子供たちによるインターネットの安全な利用に係る啓発活動の実施

青少年を取り巻くインターネットの脅威等の把握について、調査研究を実施し、保護者・教職員等に対する、インターネットの脅威等についての啓発講座用テキストを作成した。

<平成21年度目標設定表における指標等の状況>

あらかじめ目標(値)を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
青少年を取り巻くインターネットの脅威を把握	保護者・教職員等に対する、インターネットの脅威等についての啓発講座用テキストを作成	21年度	保護者・教職員等に対する、インターネットの脅威等についての啓発講座用テキストを作成しているかどうか。	—	—	保護者・教職員等に対する、インターネットの脅威等についての啓発講座用テキストを作成し、インターネットで公開するとともに、文部科学省と連携し、全国の教育機関への普及を推進した(平成22年6月現在において、約5,000部を配布済み)。

参考となる指標その他の参考となる情報

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
e-ネットキャラバン実施件数及び受講者数	e-ネットキャラバン実施件数及び受講者数の推移 ※「子供たちによるインターネットの安全な利用に係る啓発活動の実施」において作成したテキストを使用	1,089件 約120,000人	1,208件 約130,000人	624件 約65,000人

○ICTによる低炭素社会の実現

ITU-T 今期研究会期(21~24年度)において、ICTによる地球温暖化対策に関して、我が国から8件の寄書提案を行った。

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

あらかじめ目標（値）を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
ICT による地球温暖化対策に関する ITU - T の今期 (21 年度～24 年度) 標準化活動における勧告等	ITU - T 今期研究会期 (21 年度～24 年度) の標準化活動において行われる勧告等に我が国の提案を反映させる。	25 年度	ICT による地球温暖化対策に関して、ITU - T の活動に積極的に関与・貢献しているかどうか。	—	—	8 件 ※寄書提案数
ICT による地球温暖化対策に関する ITU - T の今期研究会期 (21～24 年度) 標準化活動における我が国からの寄書提案数	ITU - T 今期研究会期 (21～24 年度) 中に、我が国からの寄書提案を 20 件以上提出する。					

※ 指標「ICT による地球温暖化対策に関する ITU - T の今期研究会期 (21～24 年度) 標準化活動における我が国からの寄書提案数」は平成 21 年度目標設定表には記載されていないが、平成 22 年度目標設定表で設定されていることを踏まえ、本評価書において活用している。

○ICT の高度な利活用の推進・促進

テレワークについて、総務省職員によるテレワークの本格開始や産学官一体による「テレワーク推進フォーラム」と連携した普及啓発施策等の実施など普及に直結する実践的な取組により、社会的認知の向上やテレワークに関する情報共有の機会が増加しており、テレワーカーの就業人口に占める割合が平成 17 年の 10.4%が、平成 20 年に 15.2%に上昇した。

また、「インフラ協調による安全運転支援システム」について、無線システムの有効性をテストコース及び実環境で検証を行った。また、大都市や郊外地等の様々な道路環境を想定して通信特性を把握した。

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

あらかじめ目標（値）を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
テレワーカーが就業者人口に占める割合	2 割	22 年度	テレワークがアクションプランどおりに普及しているかどうか。	—	15.2%	15.3%
「インフラ協調による安全運転支援システム」の通信方式の検証	通信特性の把握	21 年度	様々な道路交通環境を考慮して、通信特性の把握が行われているか。	無線システムの有効性の確認	テストコースにおける数百台規模の通信特性の把握	公道における様々な道路環境を想定した通信特性の把握

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	ユビキタスネットワークの整備		評価方式	総合・実績・事業	番号	⑫
	20年度	21年度				
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	14,003,981	13,911,247		534,152		0
（ 補 正 後 ）	23,938,721	248,261,418				
前年度繰越額（千円）	3,908,233	12,032,412				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	27,846,954	260,293,830				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	12,800,130	165,059,872				
翌年度繰越額（千円）	12,032,412	87,852,697				
不用額（千円）	3,014,412	7,381,261				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	—					
評価結果の予算要求等 への反映状況	前回の政策評価結果等を踏まえて、地上デジタルテレビジョン放送への完全移行等ユビキタスネットワークの整備を推進するために必要な経費を要求する予定。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	ユビキタスネットワークの整備					番号	⑫			政策評価結果等 による見直し額
								(千円)		
予 算 科 目										
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	総務本省	ユビキタスネットワーク整備費	ユビキタスネットワーク整備に必要な経費	534,152	0		
	A	2								
	A	3								
	A	4								
	小計							534,152 の内数	0 の内数	0
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計							の内数	の内数	0
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計							<0> の内数	<0> の内数	<>
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
	小計							<0> の内数	<0> の内数	<>
合計							534,152 <0> の内数	0 <0> の内数	0	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	ユビキタスネットワークの整備				番号	⑫		
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		22年度当初予算額	23年度要求額	増減				
合計								

該当なし

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名:情報流通行政局地域通信振興課  
 担当者(連絡先):水野(24154)

評価実施時期:平成21年7月

<p>政策名</p>	<p>ユビキタスネットワークの整備</p>		<p>番号</p>	<p>⑫</p>
<p>政策の概要</p>	<p>2010年度末までに、ブロードバンド・ゼロ地域を解消するために、条件不利地域等の情報通信基盤の整備を推進するとともに、地域公共ネットワークの全国的普及の推進への取組を実施する。                  また2011年地上デジタル放送への移行に万全を期すため、地上デジタル放送の推進のための総合的な対策を実施するとともに、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させるため、NHKによる映像国際放送等の充実を図る。</p>			
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b>                  国民生活において不可欠なものとなっている情報通信サービスを全国で利用できる環境を整備するため、情報通信基盤を整備する地方公共団体等への支援等を行ってきたところであり、ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率(推計)の指標等をみると一定の有効性等があったといえる。放送政策の推進については、携帯端末向けマルチメディア放送に関して、法律案が国会に提出されるなど、調査研究の結果が着実に政策に反映されている。地上デジタルテレビジョン放送への完全移行については、デジタル中継局の整備状況、国民におけるアナログ放送の終了時期の認知度は順調に推移しており、また、デジタル対応受信機器についても当初の目標に近い水準まで普及が進みつつある状況である。映像国際放送の充実についても、本年2月より新たな外国人向け映像国際放送が開始されるなど、着実に効果をあげているものと認められる。</p> <p><b>(必要性)</b>                  情報化が進展する今日、多くの情報通信サービスが国民生活に不可欠なものとなっているが、民間事業者の採算性の観点から地域ICT基盤の整備等が期待できない地域が多数存在している。これらの課題解決に向け地域ICTの基盤整備、利活用、人材育成について国が各取組の整合性を図り、中長期的・総合的観点から統一的に実施することが、地域情報化の効率的・効果的な推進には不可欠である。                  なお、本施策は、IT新改革戦略及び重点計画-2008の推進の一環として実施される施策であり、国の責務において行われる必要がある。                  放送のデジタル化については、2011年7月のデジタル放送への完全移行が円滑に行われるよう、国民への働きかけや送受信環境の整備促進等について、引き続き対応していく必要がある。国際放送についても、放送に係る国際競争力強化のため、引き続き取組を進めていく必要がある。</p> <p><b>(効率性)</b>                  ブロードバンド・ゼロ地域の解消については、個々の地域におけるブロードバンドの具体的な整備について、関係する地方公共団体、事業者等の関係者と連携し適切な役割分担を行い、効率的に実施している。地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に向けて、国民の理解醸成、受信機器の普及、共聴施設のデジタル化改修、デジタル中継局の整備等の推進に当たっては、放送事業者、メーカー、販売店、地方公共団体等の関係者と連携し適切な役割分担を行い、効率的に実施している。                  なお、アナログ放送の難視聴解消事業については、平成20年度で終了した。</p> <p><b>(有効性)</b>                  ブロードバンド・ゼロ地域の解消や地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るための地方公共団体等への支援の取組については、ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率(推計)が平成21年3月末時点では98.8%となっている等、着実に進捗していることから、有効性が認められる。                  地上デジタルテレビジョン放送への完全移行については、デジタル中継局等の整備状況が97%、国民におけるアナログ放送の終了時期の認知度が89.6%に達しており、また我が国のデジタル放送方式が新たにペルーにおいて採用されるなど、有効性があると認められる。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 残りのブロードバンド・ゼロ地域を解消すべく、民間による整備を促進していくとともに、条件不利地域等において、情報通信基盤の整備を行う地方公共団体等への支援を実施していく。</li> <li>・ 地上デジタルテレビジョン放送への完全移行については、残されたわずかな期間で、円滑にデジタル放送に移行できるよう、国民における理解醸成、受信機器の普及、共聴施設のデジタル改修、デジタル中継局の整備等にさらに徹底して取り組んでいく必要がある。</li> <li>・ 国際放送の強化については、引き続き、対外情報発信力の強化に向けた取組を行う必要がある。</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p>別添のとおり</p>			
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>i-Japan戦略2015(IT戦略本部)</p> <p>第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>年月日</p> <p>平成21年7月6日</p> <p>平成20年1月18日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>・様々な人・モノがニーズに応じて、多様なネットワークでシームレスにつながる環境を整備し、誰でも、いつでも、どこでも、安全・安心な快適に情報をやり取りできる超高速ブロードバンド基盤の高度化(固定系でGbpsクラス、移動系で100Mbps超クラス)を図る。</p> <p>地方の情報通信基盤の整備を行い、市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中したり、路面電車を導入する取り組みなどを支援します。</p>	

(主要な政策名)

政策 12 ユビキタスネットワークの整備

➤ あらかじめ目標(値)を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
ブロードバンド・ゼロ地域の解消	ブロードバンド・ゼロ地域の解消	22年度	ブロードバンド・ゼロ地域の解消状況の判断の目安となるブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率推計により本施策の進行管理を行うもの。	平成21年3月末時点で、ブロードバンドのサービスエリアの世帯カバー率の推計値は98.8%となっており、全体としては整備が進んでいるものの、採算性が見込めないいわゆる条件不利地域等にあつては、民間事業者のみによる整備が困難な状況にある。そこで、民間事業者に対して電気通信基盤充実臨時措置法に基づく利子助成・税制優遇等の支援策を引き続き講じるとともに、国庫補助により、情報通信基盤を整備する条件不利地域における市町村等に対する支援等を行っているところ。		
難視聴解消世帯数	500世帯	20年度 (単年度)	民放テレビの難視聴等の解消状況を示す難視聴解消世帯数により本施策の進行管理をするものである。	202世帯	164世帯	67世帯 (13%)
地域公共ネットワークの全国的な普及	地域公共ネットワークの全国的な普及	22年度	地域公共ネットワークの全国整備の実現への貢献状況を示す地方公共団体による整備事業の実績により本施策の進行管理をするものである。目標値は、IT新改革戦略に基づくものである。	地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るための地域公共ネットワークの整備を行う地方公共団体等に対し、その経費を補助しているところ。		

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
地上デジタル テレビジョン 放送受信機の 普及世帯数 (注)	全 世 帯 (5,000万 世帯)への 普及(世帯 普 及 率 100%)	23年度	「IT新改革戦略 (H18.1.19)等におい て、2011年7月までに地 上デジタルテレビ放送 への全面移行を実現す るとされている。よっ て、2011年度までに全 世帯に地上デジタルテ レビジョン放送受信機 が普及することを目標 とするものである。	27.8% (約 1,400万 世帯相当)	43.7% (約 2,200万 世帯相当)	60.7% (約 3,035万 世帯相当)
ケーブルテレ ビによる地上 デジタル放送 視聴可能世帯 数	約 2,300 万世帯	22年度	国民が広くデジタル 放送を享受するため には、ケーブルテレビの デジタル化対応が不可 欠であり、その進捗状 況の目標値は、「重点計 画-2007」(H19.7.26) において、ケーブルテ レビについては、2010 年までにすべてデジタ ル化されることを目指 すこととされている。	約 1,870 万世帯	約 2,120 万世帯	約 2,250 万世帯
映像国際放送 の充実	新たな外 国人向け 映像国際 放送の開 始	20年度	我が国の対外情報発 信力を強化するため、 特に、映像国際放送の 充実を図ることとして おり、新たな外国人向 け映像国際放送の開始 時期を目標に設定し、 進行管理を行うことと する。	—	外国人向 け映像国 際放送に 関する制 度整備に 係る放送 法等の一 部を改正 する法律 案を国会 に提出	平成 21 年 2月2日新 たな外国 人向け映 像国際放 送を開始

(注) 実績値は地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査(平成16年度より毎年3月に実施)結果より

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	情報通信技術利用環境の整備		評価方式	総合 <sup>⑩</sup> 実績 <sup>⑪</sup> 事業	番号	⑬
歳出予算額（千円）	20年度	21年度		22年度		23年度要求額
（ 当 初 ）	1,041,671	1,219,874		4,881,653		7,717,532
（ 補 正 後 ）	1,041,671	1,309,775				（うち要望枠 3,525,285）
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	1,041,671	1,309,775				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	989,767	1,162,970				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	51,904	146,805				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて改善すべき点	<p>○今後も情報通信技術利用環境の整備に当たっては、電気通信事業における公正競争ルールに関して、必要に応じ制度改革を実施するための検討を行っていくほか、インターネットトラフィックのひっ迫対策等のインターネットの高度化を図ることにより、利用者の利便性の向上を図る。</p> <p>○社会・経済のICT化によって生じる安心・安全なインターネットの利用を確保するため、迷惑メール対策をはじめとする電気通信分野の消費者保護について継続的な予算要求を行うとともに、「第2次情報セキュリティ基本計画」及び「国民を守る情報セキュリティ戦略」に則り、情報セキュリティの強化について実施体制を維持していく。</p>					
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>評価結果における指標の状況等を踏まえ、電気通信事業分野における一層の競争促進と利用者利益の確保、インターネットの利用実態やサービス提供状況等に関する基礎データの把握・分析、消費者が安心して快適に電気通信サービスを利用できる環境の整備、迷惑メール問題の解決、情報通信ネットワークにおける情報セキュリティの高度化などを図るために必要な予算を要求する予定。</p> <p>また、引き続き技術基準への適合性について事後的に確認する必要があることから、「特定無線設備等に係る市場調査の実施」に係る予算を概算要求に盛り込んだ。同様に、引き続き相互承認協定（MRA）を確実に履行し、相互承認制度を更に推進していく必要があることから、「相互承認協定（MRA）推進のための各国基準認証制度調査及び研修会」に係る予算を要求する予定。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	情報通信技術利用環境の整備				番号	⑬			政策評価結果等 による見直し額
(千円)									
予 算 科 目									
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	総務本省	情報通信技術利用環境整備費	情報通信技術の利用環境整備に必要な経費	4,859,989	7,711,559	
								(うち要望枠 3,525,285)	
	A	2	一般	総合通信局	情報通信技術高度活用等推進費	情報通信技術の利用環境整備に必要な経費	21,664	5,973	
	A	3							
	A	4							
小計							4,881,653	7,717,532	
							の内数	の内数	
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
							の内数	の内数	
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<
	C	2					<	>	<
	C	3					<	>	<
	C	4					<	>	<
	小計								
							の内数	の内数	
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<
	D	2					<	>	<
	D	3					<	>	<
	D	4					<	>	<
	小計								
							の内数	の内数	
合計							4,881,653	7,717,532	
							の内数	の内数	



政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名:総合通信基盤局データ通信課  
 担当者(連絡先):川原 洋平(5854)

評価実施時期:平成22年8月

<p>政策名</p>	<p>情報通信技術利用環境の整備</p>		<p>番号</p>	<p>⑬</p>
<p>政策の概要</p>	<p>電気通信事業における公正競争ルールの整備により一層の競争促進及び利用者利益を確保し、IPv6対応に向けた実証実験等を実施することでICT利用者の利便性向上を促進するほか、電子メール利用についての良好な環境の整備やネットワークセキュリティの高度化等の推進により安心・安全なインターネット環境の整備を図り、情報通信技術に係る利用環境整備を推進する。</p>			
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b>                  公正競争ルールの整備、インターネットの高度化、電気通信分野の消費者行政の推進、情報セキュリティの強化をはじめ、以下のとおり着実に成果をあげている。                  公正競争ルールの整備については、「競争評価」や電気通信サービスに係る内外格差の状況の公表、料金算定等及び電気通信番号利用等に係る必要な省令等の改正を実施している。                  インターネットの高度化に関して、IPv6対応については、実証実験を実施し、IPv6で構築・運用できる人材育成を図っている。                  迷惑メール対策については、昨年度以上の件数の行政指導や行政処分などを実施し、より一層の法の実効性を強化するとともに、国際連携について一層の強化を図っている。また、違法・有害情報対策では、対応の判断に苦慮している中小プロバイダ等からの相談業務を着実に実施している。この結果、安心・安全なインターネット利用環境の整備に向けた効果的な取組みが行われていると認められる。                  情報セキュリティの強化については、認定認証業務に係る電子証明書の枚数は順調に増加し、安心・安全な電子商取引環境の整備に貢献している。また平成21年度から危害サイトを通じてマルウェア感染対策に関する実証実験を開始し、技術の有効性を確認することで、新たな情報セキュリティ脅威への取組は着実に進展している。この結果、安心・安全なインターネット利用環境の整備に向けた効果的な取組が行われていると認められる。</p> <p><b>(必要性)</b>                  電気通信事業における公正競争ルールの整備のため、電気通信市場の動向や競争状況を定期的に調査・評価することにより、現在の我が国の電気通信市場が置かれた状況を把握し、その結果を踏まえ、既存制度の在り方について検討することが必要である。                  電気通信分野の消費者行政の推進における迷惑メール対策については、流量が増加傾向にあり、手段も悪質・巧妙化し、世界的な連携が必要な問題となっている。</p> <p><b>(効率性)</b>                  IPv6対応に向けた実証実験については、IPv6ネットワークを構築し、運用できる人材の育成を図ることにより、インターネットの高度化に貢献している。その結果、我が国へのIPv6アドレス割振数は増加(平成19年度104→平成21年度150)しており、既存の設備やネットワーク回線等を活用することにより、実験環境の構築を効率的に実施している。                  迷惑メール対策については、相談窓口等を通じた情報収集・分析を行い、その結果に基づく適切な行政指導を実施することで効率的に運営されている。また、通報分析システムの開発を実施し、情報収集の効率化を図っている。</p> <p><b>(有効性)</b>                  「料金算定等の在り方」については、一層の競争促進及び利用者利益の確保を図るために必要な省令等の改正を行うための検討への活用など有効性があると認められる。                  違法・有害情報対策については、相談業務によって対応の判断に苦慮している中小プロバイダの対応が着実に促進されており、施策の有効性が認められる。                  マルウェア配布等危害サイト回避システムの実証実験については、複数のISPと連携し、実際のインターネット環境における当該システムの有効性が確認できた。                  市場調査を実施することにより、警察・消防等の重要無線通信等への混信や妨害による被害や電気通信回線設備の損傷を未然に抑止し、消費者・利用者保護や製造業者等の基準認証制度に係る遵法意識の向上による市場の規律維持などの効果が期待できる。</p> <p><b>(反映の方向性)</b>                  今後も情報通信技術利用環境の整備に当たっては、電気通信事業における公正競争ルールに関して、必要に応じ制度改正を実施するための検討を行っていくほか、インターネットトラヒックの逼迫対策等のインターネットの高度化を図ることにより、利用者の利便性の向上を図る。                  また、社会・経済のICT化によって生じる安心・安全なインターネットの利用を確保するため、迷惑メール対策をはじめとする電気通信分野の消費者保護について継続的な予算要求を行うとともに、「第2次情報セキュリティ基本計画」及び「国民を守る情報セキュリティ戦略」に則り、情報セキュリティの強化について実施体制を維持していく。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>                  別紙参照</p>			
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>第164回国会 内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>年月日</p> <p>平成18年1月20日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>我が国は、この4年半で、高速インターネットの加入者数が85万から2200万人へ、インターネットを使った株式取引の割合が6パーセントから29パーセントへ、それぞれ急成長し、世界で最も低い料金で素早く多くの情報に接することができる「世界最先端のIT国家」となりました。</p>	

(別紙)

【政策の実施状況】

○電気通信事業における公正競争ルールの整備

I P化・ブロードバンド化・モバイル化・ユビキタス化を背景とした電気通信市場の競争状況の変化を正確に把握するための調査研究を行うとともに、一層の競争促進及び利用者利益の確保に必要な料金政策、番号政策に関する調査研究を実施した。

なお、平成 21 年度目標設定表において本施策に係る「あらかじめ目標(値)を設定した指標」を設定していないが、平成 22 年度目標設定表では当該指標が設定されていることを踏まえ、次のとおり、その指標の状況についても把握した。

<平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

○あらかじめ目標(値)を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年度	20 年度	21 年度
電気通信市場における公正競争の確保・促進	固定通信・移動体通信・インターネット接続等を対象とした「電気通信事業分野における競争状況の評価」のとりまとめ、公表の実施	23 年度	電気通信事業分野の競争状況を的確に把握しているか。	定点観測的な分析・評価に加え、事業者間取引が競争状況に及ぼす影響、隣接市場間の相互関係、携帯電話番号ポータビリティ制度導入による競争状況の変化について分析・評価し、公表	定点観測的な分析・評価に加え、事業者間取引が競争状況に及ぼす影響に関する分析を深化させ、プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響について分析・評価し、公表	定点観測的な分析・評価に加え、バンドルサービス及び FMC 型サービスの市場競争への影響について分析・評価し、公表
	国内外の電気通信市場の動向及び既存の料金制度の在り方など、電気通信事業における料金算定等に関する調査研究の実施	22 年度	電気通信市場における一層の競争促進を図るために必要な省令改正等の具体的な政策検討に資するために必要な調査研究が実施されているか。	必要な調査研究を行い、固定電話網の接続料における算定方法等について制度改正を実施	必要な調査研究を行い、ユニバーサルサービス制度における算定方法等について制度改正を実施	必要な調査研究を行い、固定電話網の接続料における算定方法等について制度改正を実施

	諸外国の電気通信番号の管理動向及び国内の管理制度の在り方など、電気通信番号の管理の在り方について調査研究を実施	22年度	電気通信番号の有効活用の促進に資するために必要な調査研究が実施されているか。	必要な調査研究を行い、FMCサービスに対応した制度改正を実施	必要な調査研究を行い、次世代通信サービスに対応した制度改正を実施	必要な調査研究を行い、115番による電報類似サービス受付に対応した制度改正を実施
--	---	------	--	--------------------------------	----------------------------------	--

※ 指標「電気通信市場における公正競争の確保・促進」の目標値「固定通信・移動体通信・インターネット接続等を対象とした『電気通信事業分野における競争状況の評価』のとりまとめ、公表の実施」については、平成21年度目標設定表には参考となる指標として記載されていたが、平成22年度目標設定表では「あらかじめ目標(値)を設定した指標」として設定されていることを踏まえ、参考情報として把握した。

※ 指標「電気通信市場における公正競争の確保・促進」の目標値「国内外の電気通信市場の動向及び既存の料金制度の在り方など、電気通信事業における料金算定等に関する調査研究の実施」及び「諸外国の電気通信番号の管理動向及び国内の管理制度の在り方など、電気通信番号の管理の在り方について調査研究を実施」については、平成21年度目標設定表には記載されていないが、平成22年度目標設定表では「あらかじめ目標(値)を設定した指標」として設定されていることを踏まえ、参考情報として把握した。

## ○参考となる指標その他の参考となる情報

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
電気通信事業者数の推移	電気通信事業者数の推移の把握	(別紙1参照)		
ブロードバンド契約者数の推移	ブロードバンド契約者数の推移の把握	(別紙2参照)		
電気通信サービスの料金の推移	電気通信サービスの料金の推移の把握	(別紙3参照)		

※ 「競争評価の実施状況」については、前述の「あらかじめ目標(値)を設定した指標」中、「固定通信・移動体通信・インターネット接続等を対象とした『電気通信事業分野における競争状況の評価』のとりまとめ、公表の実施」のとおりであるため、ここでは記載を省略している。

### ○電気通信分野の消費者行政の推進

インターネット上の違法・有害情報問題に関する専門家の不足等により、対応の判断が困難なことが多い中小のプロバイダ等による違法・有害情報の削除等を促進するため、電話及びメールによる相談を受け付けるとともに、啓発・研修業務を実施した。また、迷惑メール対策については、迷惑メールの最新の実態等の把握・分析や受信者である国民への対応を強化するため、情報収集・分析のためのシステム開発を実施した。

## <平成21年度目標設定表における指標等の状況>

### ○あらかじめ目標(値)を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
改正特定電子メール法の適	法律の施行状況の検討及びその結果に基づく必	21年度	警告メールの発出が適切に行われているか。	759通	3,743通	5,987通

切な執行	要な措置の実施		特定電子メール法第28条第1項に基づく、報告徴収が適切に行われているか。	6件 この他、法律に基づかない任意聴取も随時実施	5件 この他、法律に基づかない任意聴取も随時実施	19件 この他、法律に基づかない任意聴取も随時実施
			特定電子メール法第7条に基づく、措置命令が適切に行われているか。	1件	1件	6件
	研究開発等の状況の公表等	21年度	毎年度公表を実施	1回	1回	1回
事業者によるインターネット上の違法・有害情報への適切な対応の促進	関係法令・ガイドラインに基づく事業者の適切な対応の支援	21年度	違法・有害情報に対処するための法令・ガイドラインは既に整備されているところ、これらに基づき具体的な措置を講じる場面での支援を行うことにより、事業者による適切な対応が促進されているか確認する。	—	—	中小プロバイダ等からの相談業務を通じ、違法・有害情報対策に対する民間の自主的な取組が促進された。また、相談内容の分析をもとに政策提言を受けた。

### ○インターネットの高度化

社会インフラであるインターネットの安定的な利用を可能とするため、ネットワーク内の位置情報の利用や地域IXの活用等によるトラヒックの経路制御に関する実証実験を実施し、地域へのユーザトラヒックの閉じ込めによるトラヒック削減効果の確認や調査研究等によりインターネットトラヒックの急増によるネットワークの混雑が緩和されるよう取り組んだ。また、IPv6利用促進を図るため、複雑かつ大規模なインターネットをIPv6で構築し、運用できるエンジニアの育成を目的としたIPv6インターネットの運用技術習得のためのテストベッドを全国2箇所に構築した。その上で、IPv6対応するための手順についてのシナリオを作成し、検証を繰り返した後、事業者がIPv6対応を実施するために必要となる参照モデルを作成した。

### <平成21年度目標設定表における指標等の状況>

#### ○あらかじめ目標(値)を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
IPv6の普及促進の実施状況	平成18年度と比較した我が国のIPv6アドレスブロック割振数等の増加	21年度	IPv6の普及促進の実施状況を評価するため、「我が国へのIPv6アドレス割振数」が年々増加していることを確認する。	104	123	150

実ネットワークと同等の環境を持つIPv6テストベッドの整備による人材（IPv6ネットワーク技術者）の育成	1,000人	22年度	複雑かつ大規模なIPv6インターネットを構築し、運用できる人材を何人育成できたか。	—	—	約310名
ネットワーク位置情報の活用等によるトラヒックの経路制御に関する実証実験の進捗度	実証実験の実施	23年度	実証実験の実施状況の指標により本施策の進行管理を行う。	—	—	ネットワーク位置情報システムの仕様を策定のうえ、地域に限定した実証実験を実施し、今後の全国規模での実証実験に向けての課題を抽出。

※ 指標「実ネットワークと同等の環境を持つ IPv6 テストベッドの整備による人材（IPv6 ネットワーク技術者）の育成」は、平成 21 年度目標設定表には記載されていないが、平成 22 年度目標設定表では「あらかじめ目標（値）を設定した指標」として設定されていることを踏まえ、参考情報として把握した。

※ 指標「ネットワーク位置情報の活用等によるトラヒックの経路制御に関する実証」については、平成 22 年度目標設定表では「トラヒックの集中回避のためのネットワーク制御に関する実証実験の進捗度」と改め、目標を「ネットワーク位置情報を利用する P2P や地域 ISP に設置したキャッシュを活用することにより、東京一極集中型のトラヒックを地方に分散させネットワークの混雑を緩和することの実証を実施」を目標（値）として記載している。

### ○参考となる指標その他の参考となる情報

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
IPv6 利用状況	我が国の、IPv6 による DNS クエリー（DNS サーバーへの問い合わせ）の IPv4 による DNS クエリーに対する比率の推移  注）これまで、「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」（総務省）における数値を参考指標としていたが、実際の利用率を示す DNS クエリーの比率がより有効であると判断し、指標を変更した。	—	0.76%	1.24%*  注）* 21 年度のデータは、平成 22 年 1 月末のもの

※ 指標「IPv6 テストベッドを活用した人材育成等の実施状況」については、前述の「あらかじめ目標(値)を設定した指標」中、「実ネットワークと同等の環境を持つ IPv6 テストベッドの整備による人材（IPv6 ネットワーク技術者）の育成」のとおりであるため、ここでは記載を省略している。

#### ○情報セキュリティの強化

平成 21 年度からユーザが危害サイトに直接アクセスすることを回避するシステムの実証実験を行い、新たな情報セキュリティ脅威への対策手法の確立に資する一方、「電子署名及び認証業務に関する法律」に基づく認定制度の円滑な実施・運用に資する調査研究や普及啓発活動を通して電子署名を利用できる環境を整備し、ネットワークを利用した社会経済活動を促進した。

### <平成 21 年度目標設定表における指標等の状況>

#### ○あらかじめ目標(値)を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
-----	-----	------	-------	------	------	------

<p>情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策の実施状況</p> <p>・サイバー攻撃等に対する電気通信事業者等における緊急体制の強化</p>	<p>緊急対応体制の強化</p>	<p>21年度</p>	<p>電気通信事業者の緊急対応体制を評価するためには、演習等による機能検証、サイバー攻撃に対する組織のマネジメントの確立等が求められる。</p> <p>そこで、電気通信事業者の緊急対応体制の強化のため、「電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習の実施」並びに「電気通信事業における情報マネジメントの強化」に向けた施策等を実施</p>	<p>平成18年度に引き続き、様々な攻撃を対象にした演習を実施し、緊急対応体制構築に向け更なる課題抽出を行うとともに、体制強化に向けた方策を検討した。</p> <p>また、我が国において検討した電気通信事業における情報セキュリティマネジメントについて国際規格化を行い、国内普及に向けた方策について調査研究を行った。</p>	<p>平成19年度に引き続き、様々な攻撃を対象にした高度な演習を実施し、緊急対応体制構築に向け更なる課題抽出を行い、体制強化に向けた方策を検討するとともに、演習を普遍化するためのマニュアルとして、演習フレームワークを策定した。</p> <p>我が国において検討した電気通信事業における情報セキュリティマネジメントについて19年度に引き続き国際規格化を行い、国内普及に向けた方策について調査研究を行った。</p>	<p>平成21年度以降に民間が主体となり、演習を実施するための母体となる検討の場が、平成21年5月に設置されたところであり、これまでの成果を踏まえ、平成21年度においても演習が実施された。</p> <p>また、我が国において検討した電気通信事業における情報セキュリティマネジメントに関する普及促進に向けて、民間における検討の場を設置した。</p>
---	------------------	-------------	--	---	---	---

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
<p>電子署名及び認証業務の普及状況</p>	<p>認定認証業務に係る電子証明書の枚数(30万枚以上)</p>	<p>22年度</p>	<p>特定認証業務の認定制度を円滑に実施し、電子署名法の目的(電子署名の円滑な利用を確保し、情報流通・情報処理の促進及びこれによる国民生活の向上等に寄与すること)が達成されているか。</p> <p>ある時点における、電子署名の円滑な利用が確保されているかどうかの評価指標として、発行累計総数から、既に失効された電子証明書の枚数を除いた「有効枚数」を用いる。</p>	<p>約25.7万枚</p>	<p>約27.3万枚</p>	<p>約28.6万枚</p>

	国民への電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動の実施回数（講演活動）の実施4回以上）	21年度	国民が安心して電子署名を利用できるようにするためには、電子署名及び認証業務に関する国民の理解の一層の深化を図ることが必要であるが、普及啓発活動は十分に実施されているか。  普及啓発活動は十分に実施されているかどうかの評価指標として、電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発を目的とした講演活動の実施回数を用いる。	5回	5回	5回
--	---	------	--	----	----	----

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
電子署名法に基づく認定制度の円滑な実施	認定基準に係る暗号技術等の動向や各国の電子署名に関する状況の調査を実施	22年度	電子署名法に基づく認定制度の円滑な運用のために必要な告示改正等の具体的な検討に資するため、認定基準に関する技術動向や各国の電子署名法に関する調査研究が実施されているか。			電子署名法に係る暗号技術の移行等、継続して取り組むべき課題の整理や、暗号技術の移行に向けた技術動向調査等を実施し、告示の改正等を行った。
マルウェア配布等危害サイト回避システムの構築を目的とした実証実験の進捗度	ユーザが危害サイトに意図せずアクセスすることを、ネットワーク側で回避する技術の実証を実験	23年度	偏りのない幅広い結果が得られるよう、複数のISPと協力を得た上で実証実験が実施されているか。	-	-	ISP3社と連携し、危害サイトリストの作成及びその信ぴょう性評価等を行い、今後の実証実験に向けての指針を得た。

※ 指標「電子署名法に基づく認定制度の円滑な実施」は、平成21年度目標設定表には記載されていないが、平成22年度目標設定表では「あらかじめ目標（値）を設定した指標」として設定されていることを踏まえ、参考情報として把握した。

※ 指標「マルウェア配布等危害サイト回避システムの構築を目的とした実証実験の進捗度」の目標（値）については、平成22年度目標設定表では、「ユーザが危害サイトに意図せずアクセスすることを、ネットワーク側で回避する技術の実証を実験」に改めている。

**○参考となる指標その他の参考となる情報**

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
電子署名及び認証業務に関する調査研究	国民に対し認証業務の信頼性の判断目安を提供する特定認証業務の認定制度につき、認定基準等は実態に即したものに維持できているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認証業務に関する信頼性の目安を適正なものに保つため、及び電子署名及び認証業務に関する国民の理解を深めるため、各種の調査研究を継続して実施している。</li> <li>・ 平成19年度は「電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に係る検討会」を実施し、現行の電子署名法に関する課題の検討を行った。平成20年度は同検討会報告書で指摘されている暗号移行等について検討し、認定基準を規定している電子署名法の告示に対して所要の改正を行うこととした。</li> </ul>		
電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定制度の運用	業務の用に供する設備及び業務の実施の方法に関する一定の基準を満たす特定認証業務に対し認定を行うことにより、国民に対し認証業務の信頼性の目安を提供できているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成19年度は1業務、平成20年度は1業務を認定認証業務として新規認定しており（平成18年度は新規認定なし）、平成21年3月31日現在、認定認証事業者数及び認定認証業務数は、18事業者18業務となっている。</li> <li>・ また、認定認証業務の認定の更新に関しては、平成18年度は18業務、平成19年度は18業務、平成20年度は18業務に対してなされており、認定認証業務の変更の認定に関しては、平成18年度は9業務、平成19年度は18業務、平成20年度は13業務に対してなされている。</li> </ul>		

指標等	分析の視点	19年度	20年度	21年度
電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発活動	国民が安心して電子署名を利用できるようにするためには、電子署名及び認証業務に関する国民の理解の一層の深化を図ることが必要であるが、普及啓発活動は十分に実施されているか。	電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動として、電子署名及び認証業務並びにその関連技術の利用促進を目的としたセミナーの開催、電子署名及び認証業務に関するリーフレットの作成等を通じて、国民の理解の醸成に努めている。		
実験に参加しているISP数	より多くのISPの参加を得た上で、マルウェア配布等危害サイト回避システムの有効性について十分な検証ができていますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4社のセキュリティ関連企業を含む各方面から危害サイトの候補を入手し、それらを元に危害サイトリストのデータベースの構築を行った。</li> <li>・H21年度の実証実験に3社のISPに参加してもらい、各社から3回に渡り危害サイトへのユーザのアクセスと照らし合わせ、危害サイトリストの有効性を検証した。</li> </ul>		

○基準認証制度の推進

電波法、電気通信事業法又は特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（MRA法）に基づき、技術基準への適合性の認証等を受けた無線通信機器等について、事後的に技術基準への適合性を確認することにより、無線通信機器等に係る基準認証制度を適正・健全に維持するとともに、各国の基準認証制度の調査及び研修会を実施し、MRAの適確な実施を確保した。

<平成21年度目標設定表における指標等の状況>

○あらかじめ目標(値)を設定した指標

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
基準認証制度に関する政策立案等に資する調査研究等の進捗度	特定無線設備等に係る市場調査の実施	21年度	特定無線設備等について、技術基準への適合性等を確認するため、市場調査が実施されているか否か。	71台の機器を選定し市場調査を実施。	60台の機器を選定し市場調査を実施。	80台の機器を選定し市場調査を実施。
	各国基準認証制度の調査の実施	21年度	MRAの円滑な実施及び一層の推進のため、各国基準認証制度に関する調査研究等が実施されているか。	10の国・地域の基準認証制度の調査を実施。 (※)	10の国・地域の基準認証制度の調査を実施。 (※)	10の国・地域の基準認証制度の調査を実施。 (※)
	相互承認協定(MRA)の実施に伴う研修会等の開催	21年度	国内外の認証機関の能力向上のため、研修会が開催されているか。	-	MRA国際研修会を開催。	MRA国際研修会を開催。

※ 本指標については、平成22年度目標設定表では「基準認証制度の円滑な実施」と改め、その目標(値)を「我が国の基準に適合しない特定無線設備等に係る市場調査の実施」及び「各国基準認証制度の動向調査及びMRA(相互承認協定)国際研修会の実施」としている。

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	電波利用料財源電波監視等の実施		評価方式	⑩ 総合・実績・事業	番号	⑭
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	67,356,020	68,554,553	62,186,285	71,185,028 (うち要望枠：6,219,921)		
（ 補 正 後 ）	67,354,793	92,990,666				
前年度繰越額（千円）	417,890	2,917,964				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	67,772,683 <0>	95,908,630 <0>				
支出済歳出額（千円）	59,802,257	60,189,123				
翌年度繰越額（千円）	2,917,964	24,651,591				
不用額（千円）	5,052,462 <0>	11,067,916 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	—					
評価結果の予算要求等 への反映状況	○前回の政策評価結果等を踏まえて、電波監視業務及び電波資源拡大のための研究開発等必要な経費を要求する予定。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	電波利用料財源電波監視等の実施					番号	⑭			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目							22年度 当初予算額	23年度 要求額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項					
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	総務本省	電波利用料財源電波監視等実施費	電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	48,723,218	58,057,961 (うち要望枠: 6,219,921)		
	A	2	一般	総務本省	電波利用料財源電波監視等実施費	電波利用料財源電波利用技術の研究開発等に必要な経費	8,615,716	9,020,909		
	A	3	一般	総合通信局	電波利用料財源電波監視等実施費	電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	4,847,351	4,106,158		
	A	4								
	小計						62,186,285 の内数	71,185,028 (うち要望枠: 6,219,921) の内数		
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計						の内数	の内数		
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
	小計						の内数	の内数		
合計						62,186,285 の内数	71,185,028 (うち要望枠: 6,219,921) の内数			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	電波利用料財源電波監視等の実施			番号	⑭			
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		22年度当初予算額	23年度要求額	増減				
該当なし								
合計								

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成20年7月

担当部局名:総合通信基盤局電波利用料企画室  
 担当者(連絡先):駒野係長、松下(5880)

<p>政策名</p>	<p>電波利用料財源電波監視等の実施</p>		<p>番号</p>	<p>⑭</p>
<p>政策の概要</p>	<p>電波利用料は、不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人に公平に分担していただく、いわゆる電波利用の共益費用として負担を求めるもの。                  電波利用料制度は3年ごとに見直ししており、その期間に必要な電波利用共益事務にかかる費用を同期間中に見込まれる無線局で負担するものとして、見直しごとに電波利用共益事務の内容及び料額を検討し決定する。                  なお、電波利用共益事務の内容(電波利用料の用途)は電波法第103条の2第4項に具体的に限定列挙されている。</p>			
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電波の適正な利用の確保のため、電波利用共益事務を確実に実施している。</li> <li>無線局数については、電波利用の拡大に伴い、周波数が逼迫している中においても増加している。</li> <li>電波利用が拡大する中、新たな無線システムも順調に導入されている。</li> <li>重要無線通信への妨害が発生した場合には、これを排除するため迅速に措置を講じている。</li> <li>電波利用環境の維持に向けて、不法無線局等に対して、必要な措置を適切に講じている。</li> <li>電波利用のルールに違反する行為の未然の防止を図るため、各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発を行い、また、適法な無線機を取り扱うよう、販売店へ要請を行っている。</li> <li>電子申請による無線局の免許申請、再免許申請が順調に増加している。</li> <li>新たな周波数需要に的確に対応するため電波資源拡大のための研究開発を着実に実施している。</li> <li>電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行うため、周波数逼迫対策技術試験事務を着実に実施している。</li> <li>電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保するため、無線システム普及支援事業を着実に実施している。</li> </ul> <p><b>(必要性)</b></p> <p>電波利用共益事務は、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するものであるため行政が実施し、その必要性は認められる。</p> <p><b>(効率性)</b></p> <p>電波利用料の予算については、毎年度予算要求の過程において、財務省の査定を経て政府予算案として策定され、国会において承認されているものであり、事前に効率性についての検討を実施し、事業を実施しているものである。</p> <p><b>(有効性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無線局数については、電波利用の拡大に伴い、周波数が逼迫している中においても増加していることから、有効性があると認められる。</li> <li>新たな無線システムの導入状況は、電波利用が拡大する中においても新たな無線システムが順調に導入されていることから、有効性があると認められる。</li> <li>重要無線通信妨害への対応状況は、これを排除するため迅速に措置を講じ、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。</li> <li>不法無線局、違法無線局への対応状況は、電波利用環境の維持に向けて、不法無線局等に対して、必要な措置を講じ、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。</li> <li>電波利用環境の保護のための周知・啓発活動状況は、電波利用のルールに違反する行為の未然の防止を図るため、各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発を行い、また、適法な無線機を取り扱うよう販売店へ要請を行っており、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。</li> <li>無線局の免許申請、再免許申請のオンライン利用状況は、申請者の利便性の向上を図り電子申請による無線局の免許申請、再免許申請が順調に増加しており、有効性があると認められる。</li> <li>電波資源拡大のための研究開発の実施状況は、新たな周波数需要に的確に対応するために実施されており、電波の有効利用の促進に寄与していることから、有効性があると認められる。</li> <li>周波数逼迫対策技術試験事務の実施状況は、電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行い電波の有効利用の促進が図られていることから、有効性があると認められる。</li> <li>無線システム普及支援事業実施状況は、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波利用の拡大に寄与していることから、有効性があると認められる。</li> </ul> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <p>電波利用共益事務の実施に当たっては、その実施状況の報告を公表するなど更なる透明化の向上に取り組む。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p>平成21年度政策評価書 参照</p>			
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等                  規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)</p>	<p>年月日                  平成18年3月31日</p>	<p>記載事項(抜粋)                  電波利用料制度について、電波利用料の性格についての見直しも含め、抜本的に制度を見直す。</p>	

# 平成 21 年度主要な政策に係るモニタリング調書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 総合通信基盤局課 電波利用料企画室

評 価 年 月 平成 21 年 7 月

## 1 政策等

### 〔政策名〕

政策 14 電波利用料財源電波監視等の実施

### 〔政策の基本目標〕

電波の適正な利用を確保することを目的に、電波利用料収入を財源とした各種施策・事務事業の確実な実施を推進する。

### 〔次回評価実施予定年度〕

平成 23 年度

## 2 指標等の進捗状況

### 「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18 年度	19 年度	20 年度
無線局数の推移	電波利用の拡大に伴い、周波数が逼迫している中においても、無線局数が増加しているか。	102,803,000 局	108,036,000 局	112,018,000 局
新たな無線システムの導入状況	電波利用が拡大する中、既存の無線局の安定的な利用を確保した上で、新たな無線システムが導入されているか。	8 件	9 件	8 件
重要無線通信妨害への対応状況	電気通信事業用等の国民生活に不可欠な重要無線通信に対して、不法無線局等による混信妨害が発生した場合には、これを迅速に排除するため措置を講じているか。	措置率 87% 〔申告数 684 件 措置数 598 件〕	措置率 97% 〔申告数 512 件 措置数 498 件〕	調査中
		措置数は申告のうち当該年度中に措置した数		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度	
不法・違法無線局への対応状況	電波利用環境の維持に向けて、免許を取得せずに開設、運用している不法無線局等に対して、必要な措置を講じているか。	告発・指導等 4,301件	告発・指導等 4,135件	調査中	
電波利用環境保護のための周知・啓発活動	不法無線局開設などの電波利用のルールに違反する行為の未然防止を図るため、どのような取り組みを実施しているのか。	<p>・毎年6月1日から10日までの間を「電波利用保護旬間」に設定し、日刊紙・業界紙・テレビ・ラジオ等の各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発を行った。</p> <p>・適法な（技術基準に適合した）無線機を取り扱うよう、ホームセンター・ディスカウントショップなどの販売店へ要請を行った。</p>			
無線局の免許申請、再免許申請のオンライン利用状況	電子申請による無線局の免許申請、再免許申請が増加しているか。	免許	29.2%	33.3%	42.5%
		再免許	8.3%	19.7%	27.7%
電波資源拡大のための研究開発の実施状況	極めて稠密（ちゆうみつ）に利用されている周波数帯域の周波数逼迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応するために実施しているか。	21件	30件	33件	
周波数逼迫対策技術試験事務の実施状況	周波数の逼迫により生じる混信・輻輳（ふくそう）を解消又は軽減するため、電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行い、その技術の早期導入を図ることを目的とした技術試験事務を実施しているか。	18件	19件	18件	

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
無線システム 普及支援事業 実施状況	携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的な条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域があり、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保しているか。	98箇所	138箇所	161箇所

### 3 その他特記事項

特になし

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	ICT分野における国際戦略の推進		評価方式	総合・実績・事業	番号	⑮
歳出予算額（千円）	20年度	21年度		22年度		23年度要求額
（当初）	2,025,750	3,632,613		3,955,984		4,207,603
（補正後）	2,025,401	6,462,896				（うち要望枠 1,000,088）
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	2,025,401	6,462,896				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	1,932,441	5,148,860				
翌年度繰越額（千円）	0	997,876				
不用額（千円）	92,960	316,160				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて改善すべき点	<p>○二国間の協力については、我が国ICT企業の国際展開支援活動との関連も考慮し実施するとともに、引き続き多国間枠組みにおける国際会議等への参画、貢献を行っていく。</p> <p>○ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進については、海外に対する情報発信を強化するとともに、国際展開支援のために戦略的な重点地域を指定した活動や途上国向けのモデル事業推進等、施策を展開していく方向性で見直しを行う。</p>					
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>行政事業レビュー公開プロセスを踏まえ、ICT先進事業国際展開プロジェクトについては、一部施策を廃止するなど内容の抜本的な見直しを行い、要求額を縮減するとともに、以下のとおり、重要な施策について必要な予算を要求する予定。</p> <p>【国際競争力強化に向けた海外展開支援】</p> <p>「新たな情報通信技術戦略」などを踏まえ、引き続き、我が国ICT産業の国際競争力強化に向けて、国際的に我が国が強みを発揮し得る重要通信インフラ（地上デジタル放送方式、次世代IPネットワーク及びワイヤレス分野）の効率的な国際展開支援を進めるとともに、新たにICTを組み込んだ次世代インフラシステム等の支援について予算を要求する予定。</p> <p>【二国間・多国間の政府間協議等】</p> <p>ICT分野に関する問題解決に向けた協調および貢献が推進できるように、国際会議等への参画等に必要な予算を要求する予定。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	ICT分野における国際戦略の推進				番号	⑮			政策評価結果等 による見直し額
							22年度 当初予算額	23年度 要求額	
予 算 科 目									
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表において● となっているもの	A	1	一般	総務本省	情報通信国際戦略推進費	ユビキタスネット社会実現のための国際戦略に必要な経費	3,955,984	4,207,603 (うち要望枠 1,000,088)	724,775
	A	2							
	A	3							
	A	4							
	小計							3,955,984 の内数	4,207,603 の内数
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計							の内数	の内数
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
合計							3,955,984 の内数	4,207,603 の内数	724,775



政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名:情報通信国際戦略局国際政策課 他 5課室  
 担当者(連絡先):小林 (5386)

評価実施時期:平成22年8月

<p>政策名</p>	<p>ICT分野における国際戦略の推進</p>	<p>番号</p>	<p>⑮</p>
<p>政策の概要</p>	<p>政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化等を図る。また、多様な手段を用いた我が国ICTに関する情報発信及び国際動向の調査を実施することにより、国際的な相互理解の増進及び我が国のICT企業の海外展開支援を図る。</p>		
	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b>                  本政策について指標の達成状況を見ると、海外への情報発信、セミナー・シンポジウムの開催及びICT先進事業国際展開プロジェクトの実施を戦略的に取り進めること等により、重点3分野(地上デジタル放送方式、次世代IPネットワーク及びワイヤレス分野)における我が国ICT産業の海外展開支援を効率的に推進している。                  また、二国間及び多国間協議等への積極的な参画を行うことにより、平成21年度中にICT先進国である米国や韓国等と連携を強化するとともに、成長著しいインド、中国、南米諸国、ASEAN諸国等と協力を推進する枠組みに合意すること等により、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化への貢献を果たしているものと評価できる。</p> <p><b>(必要性)</b>                  二国間・多国間の政策協議については、我が国ICTの発展を図る上で、円滑な国際関係の構築を進めるための手段として必要不可欠である。また、国際電気通信連合、アジア太平洋電気通信共同体などの国際機関において、ICT分野における課題解決に向けた取組が進められていることから、国際機関等における会議への参画及び意見交換も必要性がある。                  また、日本のICT産業が国際市場に進出するための環境の整備を行うためには、政府が相手国の政策・規制当局に対して日本の優れた技術が採用されるように戦略的に働きかけることが必要である。このため、我が国が一定のアドバンテージを有すると認められる領域について海外普及支援等の一層の推進や国際標準化に向けた取組支援を行う必要性がある。</p> <p><b>(効率性)</b>                  ICT分野における国際的な協力の推進及び課題解決については、二国間・多国間の政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施のみならず、人材育成研修を実施することにより、二国間・多国間の良好な関係構築の実現を図っている。ICT国際展開支援の推進については、リソースを集中するために重点分野を定めるとともに、実施に際しては、ミッション団派遣、セミナー・シンポジウムを官民で連携することで、民間が個別に蓄積しているノウハウも活用して、より効率的な施策推進を図っている。また、ICT先進事業国際展開プロジェクトは、我が国のICT技術が国際競争力を有する重点3分野を中心に途上国の社会・経済ニーズに対応して行われている。</p> <p><b>(有効性)</b>                  二国間・多国間の政策協議、国際機関等会議への参画及び意見交換を実施することにより、円滑な国際関係の構築につながることも、我が国のプレゼンス向上が実現する。また、各種国際協力施策を進めることで、ICT分野の国際展開支援につながっている。途上国の社会・経済に対応したモデルシステムを構築し、当該国の政府機関等に対して、その「見える化」を実現することは、我が国システムの導入促進に有効である。</p> <p><b>(反映の方向性)</b>                  国際機関等を通じた多国間関係における取組については、引き続き積極的な参画を行い、国際的な課題解決のための強調及び貢献に引き続き取り組む必要がある。                  今後の実施に当たっては、我が国ICT産業国際展開を戦略的に取り進めるためのセミナー・シンポジウム開催との関連も考慮した上で、より効率性を高める観点から、協議相手国を改めて検討すべきである。                  したがって、二国間の協力については、我が国ICT企業の国際展開支援活動との関連も考慮し実施するとともに、引き続き多国間枠組みにおける国際会議等への参画、貢献を行っていく。                  また、ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進については、ICT重点3分野(地上デジタル放送方式、次世代IPネットワーク及びワイヤレス分野)における重点的な取組を行うなど、成果が上がっているところ、引き続き更なる成果を上げるため、複数の施策による総合的な展開の必要がある。                  したがって、海外に対する情報発信を強化するとともに、国際展開支援のために戦略的な重点地域を指定した活動や途上国向けのモデル事業推進等、施策を展開していく方向性で見直しを行う。</p>		

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				19年度	20年度	21年度		
国際会議への参画及び意見交換の実施	二国間の政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況	会議への参画及び意見交換の実施状況	21年度(単年度)	・APT事務局長に我が国の擁立候補が当選 ・ITU研究会の議長に我が国の擁立候補が当選 ・APEC、OECDのICT関係会合への出席やEU、英、豪、加等との政策協議等	・OECD、APEC、ASEANの枠組みにおけるICT関係会合に総務省関係者が参加 ・ITU「ICTと気候変動に関するシナリオ」、WTSA等への参加 ・APT事務局長に我が国の擁立候補が再選等	・日ASEAN情報通信大臣会合に総務大臣参加 ・第一回ISDB-T「グローバルシナリオ」へ総務大臣が参加 ・「リマ宣言」を採択 ・ITU世界テレコム2009への参加、APEC、OECDのICT関係会合への出席や英、仏、フィンランド等との政策協議等	会議への参画及び意見交換の実施(21年度)	国際会議等での協議・交渉を通じて基本目標の達成を図ることは本施策において重要であるため、指標として設定した。本指標により施策の達成状況を測定する。
7カ国以上	ICT分野に関する途上国との協力関係構築状況	国	21年度(単年度)	-	-	21カ国	7カ国以上(21年度)	ICT分野の人材育成等を通じ、国際的なデジタルディバイド解消といった課題解決を推進していく。本指標は、諸外国との協力関係の構築状況をもって施策の推進状況を測るもの。
200人以上	ICT分野に関する人材育成セミナー等受講者数	人	21年度	-	-	296人	200人以上(21年度)	ICT分野の人材育成等を通じ、国際的なデジタルディバイド解消といった課題解決を推進していく。本指標は、諸外国との協力関係の構築状況をもって施策の推進状況を測るもの。
海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施	海外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団派遣等の実施状況	海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施状況	21年度(単年度)	・我が国ICT重点3分野の国際普及に向けて、チリ、アルゼンチン、フィリピン、ベトナム、マレーシア等に総務大臣等が採用・普及の働きかけを実施	・我が国ICT重点3分野の国際普及に向けて、チリ、アルゼンチン、ベトナム、マレーシア等に採用・普及の働きかけを実施	・我が国ICT重点3分野の国際普及に向けて、チリ、アルゼンチン、ペルー、エクアドル、ベネズエラ、フィリピン、南アフリカ等に採用・普及の働きかけを実施 ・平成21年度中に南米5カ国において日本方式採用が決定された。	海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施(21年度)	我が国のICT分野における国際展開支援に関する状況等を把握するために目標等を設定し、本施策の進行管理を行うものである。

	実証実験等の実施	ICT先進事業国際展開プロジェクトの実施状況	実施した実証実験の数	22年度	—	—	ユビキタス・アライアンス・プロジェクトについて15件、ICT先進実証実験事業について5件、サイバー特区事業について11件、国際標準化活動の強化について16件の実証実験を行ったほか、セミナー開催・海外要人招聘・関連調査等21件の海外普及支援活動を実施。	実施した実証実験の数	ICT産業の国際競争力強化やICTによる成長力強化を図るため、ICT先進事業国際展開プロジェクトの実証実験等の実施状況により本施策の進行管理をするものである。
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)				
	経済財政改革の基本方針2008		平成20年6月27日		「ICT成長力強化プラン」に基づき、官民連携の下、地上デジタル放送等の情報通信基盤の整備及びその徹底活用を進め、2011年までに経済社会・地域とICTの融合を目指す。				
	新たな情報通信技術戦略		平成20年6月11日		III 3 「つながり力」発揮による経済成長の実現				
	重点計画—2008 (IT戦略本部)		平成20年8月20日		3. 3. 1 国際競争社会における日本のプレゼンスの向上 3. 3. 2 課題解決モデルの提供による国際貢献				
	経済財政改革の基本方針2009		平成21年6月23日		1. 成長戦略の推進 (3) 魅力発揮 2. アジア・世界の持続的成長への貢献 ① アジア経済倍増へ向けた成長構想等 ④ 経済連携、新興国・資源国との関係強化 等				
	i-Japan戦略2015 (IT戦略本部)		平成21年7月6日		II 4. グローバル展開・連携の推進 (方策) II 6. アジアへの展開・連携の推進及びデジタルグローバルビジョン (仮称) の策定				
	新成長戦略		平成22年6月18日		第3章 強みを活かす成長分野 (3) アジア経済戦略  成長を支えるプラットフォーム				
	新たな情報通信技術戦略 (IT戦略本部)		平成22年5月11日		II. 3つの柱と目標 3. 新市場の創出と国際展開				
新たな情報通信技術戦略 工程表 (IT戦略本部)		平成22年6月22日		3. 新市場の創出と国際展開 (1) 環境技術と情報通信技術の融合による低炭素社会の実現研究開発等の推進 (5) オールジャパンの体制整備による国際標準の獲得・展開及び輸出・投資の促進					

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	郵政行政の推進		評価方式	総合実績・事業	番号	⑩
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（当初）	407,480	439,176	413,549	461,580		
（補正後）	406,072	439,176				
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0					
歳出予算現額（千円）	406,072	439,176				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	363,080	379,799				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	42,992	59,377				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて改善すべき点	<p>○現行民営化制度の多くの問題を解消することにより、国民共有の財産である郵便局ネットワークを維持するとともに、郵便・貯金・保険を郵便局を通じて一体的に提供できるよう、郵政改革関連法案の成立及び関係政省令の整備等、制度整備を図ることとしている。</p> <p>○「日本郵政ガバナンス検証委員会」の個別事案の検証により、日本郵政グループのガバナンス上の問題点も明確になっている。公共性・公益性が高い日本郵政グループが適切にその責務を遂行していくためには、適切なガバナンス体制による事業運営が必要であるが、当部としては、監督業務を適切に果たすこと等により、日本郵政グループがその責務を適切に遂行できるよう体制の整備を進めていく。</p> <p>○国際分野においては、利用者利便の向上を図る観点から、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応の推進を図る。</p>					
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>○郵政事業の確実かつ適正な実施を確保するため、適時適切に必要な予算を要求する予定。</p> <p>○国際分野については、利用者利便の向上を図る観点から、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応の推進を図るため、引き続き必要な予算を要求する予定。</p> <p>○なお、制度の企画立案に係る各種調査研究については、行政事業レビューの結果を踏まえ、一般競争入札における仕様内容等を見直し、今後はより多くの入札者の参加を募る必要がある。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	郵政行政の推進				番号	⑬			政策評価結果等 による見直し額
(千円)									
予 算 科 目									
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	総務本省	郵政行政推進費	郵政行政の推進に必要な経費	413,549	461,580	
	A	2							
	A	3							
	A	4							
	小計							413,549 の内数	461,580 の内数
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計							の内数	の内数
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					<	>	<
	C	2					<	>	<
	C	3					<	>	<
	C	4					<	>	<
	小計							の内数	の内数
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					<	>	<
	D	2					<	>	<
	D	3					<	>	<
	D	4					<	>	<
	小計							の内数	の内数
合計							413,549 の内数	461,580 の内数	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	郵政行政の推進			番号	⑩			
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） (B)+ (C)-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		22年度当初予算額	23年度要求額	増減				
該当なし								
合計								

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名: 情報流通行政局郵政行政企画課  
 担当者(連絡先): 久保 純一(5959)

評価実施時期: 平成22年8月

<p>政策名</p>	<p>郵政行政の推進</p>		<p>番号</p>	<p>⑬</p>																																												
<p>政策の概要</p>	<p>郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、日本郵政グループ各社等に対する必要な監督業務(命令、報告等)を行うとともに、郵政民営化や諸外国の郵便制度改革など郵便及び信書便分野における新たな展開を踏まえ、郵便・信書便制度全般について包括的・抜本的に見直すための検討を実施する。信書便事業については、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。</p> <p>さらに、国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化のため、万国郵便連合(UPU)等の議論に我が国政策を反映させていくために人的貢献や財政的貢献を継続的に行う。特に、UPU大会議(4年に1度開催)、アジア=太平洋郵便連合(APPU)大会議(4年に1度開催)においては、各種議案の審議に積極的に参画しつつ我が国提出の議案の採択に努めるほか、参加各国と意見・情報交換を行うなどし、相互の理解を深める。</p>																																															
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(政策の実施状況)</b></p> <p>① 郵政民営化の確実かつ円滑な実施の確保による国民生活の向上及び国民経済の健全な発展については、「かんぽの宿」等の譲渡に係る問題や心身障害者用低料第三种郵便制度の不適正利用事案など、日本郵政グループのガバナンス上の問題について、個別事案ごとに監督上の命令や報告徴求等の行政措置を講じることにより、監督業務を実施してきた。</p> <p>また、今後、日本郵政グループが負う責務を適切に遂行していく体制整備の検討に資することを目的として、総務省顧問、学識経験者、弁護士及び公認会計士から構成される「日本郵政ガバナンス検証委員会」を発足させ、過去に問題となった事案の検証を通じて、日本郵政グループのガバナンス上の問題の洗い出しを行った。</p> <p>② これらのほかにも、国際郵便等に関する政策協調推進のためのUPUに対する人的・財政的貢献や、信書便に関する利用者の認知度の向上を図るための周知・広報活動を推進した。</p> <p><b>(政策の実施状況の分析)</b></p> <p>① 現在の郵政民営化以降は、日本郵政グループ等のガバナンス上の問題等が発生した場合には、個別事案ごとに命令・報告徴求等の行政措置を講じることにより、監督業務を実施してきたところである。さらに、公益性・公共性の高い日本郵政グループが適切に責務を遂行していくために必要となるガバナンス体制の在り方についての検討を行うため、平成22年1月、「日本郵政ガバナンス検証委員会」を発足させ、不動産取引、宅配便統合、クレジットカード業者・グループ広告責任代理店等の選定などの過去に問題となった事案の個別事案の検証を行い、その結果を公表するとともに、現経営陣にガバナンス体制の検討を求めたところである。</p> <p>② 国際郵便等の分野については、第24回UPU大会議において採択された連合の文書が国会における承認を経て平成22年1月より施行され、円滑な国際郵便事業の運営が確保された。また、信書便分野については、平成22年3月に特定信書便事業者であることを示す「特定信書便マーク」を制定するなど、制度の周知・広報活動を推進した。</p> <p><b>(総括的な評価)</b></p> <p>郵政改革は、平成21年10月に閣議決定された「郵政改革の基本方針」に基づき、進められているところであり、第173回国会では郵政株式会社処分凍結法が成立し、第174回国会では郵政改革関連法案が提出されたが、参議院において審議未了廃案となった。今後、現在の郵政民営化における問題点の解消等を目的とする郵政改革を着実に推進するために、適切に郵政行政を推進していくことが求められる。</p> <p>他方、民営化後の日本郵政グループのガバナンスを巡る諸問題が多発したが、「日本郵政ガバナンス検証委員会」の個別検証により、具体的な問題を明らかにするとともに、当該検証結果を踏まえ、今後の日本郵政グループのあるべきガバナンスについて、現経営陣による検討が開始している。</p> <p>また、国際郵便の分野や信書便分野についても、制度整備や周知・広報活動といった必要な措置を講じた。</p> <p>このように、基本目標の達成に向け、着実に前進しているものと評価できる。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <p>郵政民営化の実施後、2年が経過しているが、現行民営化制度の多くの問題が明らかになっている。今後は、当該問題を解消することにより、国民共有の財産である郵便局ネットワークを維持するとともに、郵便・貯金・保険を郵便局を通じて一体的に提供できるよう、郵政改革関連法案の成立及び関係政省令の整備等、制度整備を図ることとしている。</p> <p>また、「日本郵政ガバナンス検証委員会」の個別事案の検証により、日本郵政グループのガバナンス上の問題点も明確になっている。公益性・公共性が高い日本郵政グループが適切にその責務を遂行していくためには、適切なガバナンス体制による事業運営が必要であるが、当部としては、監督業務を適切に果たすこと等により、日本郵政グループがその責務を適切に遂行できるよう体制の整備を進めている。</p> <p>また、国際分野においては、利用者利便の向上を図る観点から、多国間・二国間協議等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応の推進を図る。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="446 1429 1284 1783"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標等</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">分析の視点</th> </tr> <tr> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本郵政グループ各社等の監督</td> <td colspan="3">郵便局のネットワーク水準やサービス水準の維持等、郵政事業の確実かつ適正な実施を確保するため、日本郵政グループ各社等に対して、命令・報告徴求等、必要な措置を講じた。</td> <td>郵政事業の確実かつ適正な実施を確保するため、日本郵政グループ各社等に対して適切な監督を行っているか。</td> </tr> <tr> <td>UPU活動への人的貢献(職員の派遣)</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td rowspan="3">我が国の政策を反映させるための対UPU活動が円滑に進んでいるか。</td> </tr> <tr> <td>UPU活動への財政的貢献(分担金)</td> <td>191百万円(2,031千円)</td> <td>198百万円(2,000千円)</td> <td>189百万円(2,146千円)</td> </tr> <tr> <td>信書便事業者数</td> <td>253者</td> <td>283者</td> <td>317者</td> </tr> <tr> <td>(役務別)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3">信書便事業への参入が進むことにより利用者の選択の機会が拡大しているか。</td> </tr> <tr> <td>1号役務(90cm超又は4kg超の信書便物の送達)</td> <td>206者</td> <td>235者</td> <td>263者</td> </tr> <tr> <td>2号役務(3時間以内の送達の役務)</td> <td>96者</td> <td>103者</td> <td>113者</td> </tr> <tr> <td>3号役務(1,000円超の料金の役務)</td> <td>124者</td> <td>141者</td> <td>164者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				指標等	実績値			分析の視点	平成19年度	平成20年度	平成21年度	日本郵政グループ各社等の監督	郵便局のネットワーク水準やサービス水準の維持等、郵政事業の確実かつ適正な実施を確保するため、日本郵政グループ各社等に対して、命令・報告徴求等、必要な措置を講じた。			郵政事業の確実かつ適正な実施を確保するため、日本郵政グループ各社等に対して適切な監督を行っているか。	UPU活動への人的貢献(職員の派遣)	1名	1名	1名	我が国の政策を反映させるための対UPU活動が円滑に進んでいるか。	UPU活動への財政的貢献(分担金)	191百万円(2,031千円)	198百万円(2,000千円)	189百万円(2,146千円)	信書便事業者数	253者	283者	317者	(役務別)				信書便事業への参入が進むことにより利用者の選択の機会が拡大しているか。	1号役務(90cm超又は4kg超の信書便物の送達)	206者	235者	263者	2号役務(3時間以内の送達の役務)	96者	103者	113者	3号役務(1,000円超の料金の役務)	124者	141者	164者	
指標等	実績値			分析の視点																																												
	平成19年度	平成20年度	平成21年度																																													
日本郵政グループ各社等の監督	郵便局のネットワーク水準やサービス水準の維持等、郵政事業の確実かつ適正な実施を確保するため、日本郵政グループ各社等に対して、命令・報告徴求等、必要な措置を講じた。			郵政事業の確実かつ適正な実施を確保するため、日本郵政グループ各社等に対して適切な監督を行っているか。																																												
UPU活動への人的貢献(職員の派遣)	1名	1名	1名	我が国の政策を反映させるための対UPU活動が円滑に進んでいるか。																																												
UPU活動への財政的貢献(分担金)	191百万円(2,031千円)	198百万円(2,000千円)	189百万円(2,146千円)																																													
信書便事業者数	253者	283者	317者																																													
(役務別)				信書便事業への参入が進むことにより利用者の選択の機会が拡大しているか。																																												
1号役務(90cm超又は4kg超の信書便物の送達)	206者	235者	263者																																													
2号役務(3時間以内の送達の役務)	96者	103者	113者																																													
3号役務(1,000円超の料金の役務)	124者	141者	164者																																													
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																																													
<p>郵政改革の基本方針(閣議決定)</p>		<p>平成21年10月20日</p>	<p>郵政事業の抜本的見直し(郵政改革)については、国民生活の確保及び地域社会の活性化等のため、日本郵政グループ各社等のサービスと経営の実態を精査するほか、以下によるものとして検討を進め、その具体的な内容をまとめた「郵政改革法案」(仮称)を次期通常国会に提出し、その確実な成立を図るものとする。(以下略)</p>																																													
<p>第173回国会(臨時会)本会議における総理大臣所信表明</p>		<p>平成21年10月26日</p>	<p>生活の利便性を確保し、地域社会を活性化するため、郵便局ネットワークを地域の拠点として位置付けるなど、郵政事業の抜本的な見直しに向けて取り組んでまいります。</p>																																													
<p>第174回国会(常会)本会議における総理大臣施政方針演説</p>		<p>平成22年1月29日</p>	<p>地域の住民の生活を支える郵便局の基本的なサービスが、地域を問わず一体的に利用できるようユニバーサルサービスを法的に担保するとともに、現在の持株会社・四分社体制の経営形態を再編するなど、郵政事業の抜本的な見直しを行ってまいります。</p>																																													
<p>第174回国会(常会)総務委員会における総務大臣所信表明</p>		<p>(衆議院) 平成22年2月18日 (参議院) 平成22年3月9日</p>	<p>「郵政事業に関する国民の権利を保障することが重要です。昨年は「郵政改革の基本方針」を閣議決定いたしました。郵便局ネットワークが、国民生活の確保や地域社会の活性化等に貢献できるよう、亀井大臣と連携して具体的な経営形態等の検討を行い、今国会において、郵政改革のための法案の成立を目指します。</p>																																													

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	一般戦災死没者追悼等の事業の推進		評価方式	実績	番号	⑰
	20年度	21年度				
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	366,649	380,152		713,128		900,961
（ 補 正 後 ）	365,789	380,152		713,128		
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	365,789 <0>	380,152 <0>				
支出済歳出額（千円）	341,173	327,116				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	24,616 <0>	53,036 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	以下について目標値を設定し達成度合いを測定 ・戦災に関する展示会の来場者数 （参考とする指標：戦災に関する展示会のアンケートの回収率及び自由記述欄の記入率） ・平和祈念展示資料館及び展示会等の来場者数 （参考とする指標：平和祈念展示資料館及び展示会等のアンケートの回収率及び自由記述欄の記入率）					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	これまでの評価結果等も踏まえ、基金事業・平和祈念事業の推進や旧日本赤十字社救護看護婦等処遇のために必要な経費として900,961千円を要求。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	一般戦災死没者追悼等の事業の推進					番号	⑩			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目							22年度 当初予算額	23年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	総務本省	一般戦災死没者追悼等事業費	引揚者特別交付金支給事務費	5,543	5,543		
	A	2	一般	総務本省	一般戦災死没者追悼等事業費	不発弾等の処理経費	89,452	44,768	-44,684	
	A	3	一般	総務本省	一般戦災死没者追悼等事業費	一般戦災死没者の慰霊事業経費	34,741	27,489	-7,252	
	A	4	一般	総務本省	一般戦災死没者追悼等事業費	旧日本赤十字社救護看護婦等処遇経費	237,045	225,791	-11,254	
	A	5	一般	総務本省	一般戦災死没者追悼等事業費	一般戦災総合データベースの整備経費	13,851	8,058	-5,793	
	A	6	一般	総務本省	一般戦災死没者追悼等事業費	基金事業推進経費・平和祈念事業経費	332,496	589,312		
	小計							713,128	900,961	-68,983
合計							713,128	900,961	-68,983	



政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年7月

担当部局名：大臣官房総務課管理室

<p>政策名</p>	<p>一般戦災死没者追悼等の事業の推進</p>	<p>番号</p>	<p>⑩</p>
<p>政策の概要</p>	<p>一般戦災死没者追悼事業の継続を推進し、一般戦災の実態について国民の理解を深める。 旧日本赤十字社救護看護婦等へ書状の贈呈を行う。 平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会を開催する。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) あらかじめ目標(値)を設定した指標については遺族の高齢化により対象者数が減少していることから、追悼式等への参列者数の漸減傾向がみられるものの、参考となる指標も含め全体としては効果をあげており、基本目標の達成に向けた着実な取り組みがなされている。</p> <p>(必要性) ① 戦後60年余りが経過し、遺族の高齢化が進み戦災の実体験者の減少が顕著であることから、一般戦災に対する意識が風化しないよう普及啓発を推進する必要がある。 ② 戦時衛生勤務に従事しながら、実勤務年数が足りず慰労給付金支給の対象とならない旧日本赤十字社救護看護婦等に対し、関係者の心情及び強い要望を踏まえ、平成10年度より書状を贈呈する事業を行っているが、年々の書状贈呈状況及び反響を見る限りにおいては、未だ受け取られていない方々が少なくないと推測されることから、事業の必要性が認められる。 ③ 「平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会」(座長：亀井昭宏早稲田大学商学大学院教授)は、平成20年4月に第1回目の会合を開催して以来8回の議論を重ね、平成21年6月に報告書を取りまとめたところである。 報告書では、 ・兵士・抑留者・引揚者の労苦を風化させないため、貴重な実物資料等を常設展示する場が重要 ・そのため、平和基金が保有する貴重な資料を受け継ぎ、資料展示施設などを国が運営していくことが必要 ・運営に当たっては、日常的な管理・運營業務はノウハウをもつ民間に委ねるなど、効果的・効率的な体制とすべき ・全国に向けても発信できるよう、地方展示会やデジタル・アーカイブが有効 等との検討結果を取りまとめ、貴重な提言をいただいたところ。(詳細は、「平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会報告書」参照) このことから、検討会開催は、資料の記録・保存等の在り方を検討していくために必要かつ有効であると認められる。</p> <p>(効率性) ① 遺族に対しては追悼式等参列旅費の補助、一般戦災の経験のない方々に対しては普及啓発資料の配布等を行うほか、一般戦災の情報を得る機会の少ない地方在住者に対しては展示会を開催するなど、異なる層への適切なアプローチを併用することで、効率的な普及啓発を行っている。 ② 書状贈呈における広報活動は新聞等の紙媒体、それ以外にもテレビやラジオといった高齢者の目に留まり易い方法で行っており、効率的であると考えられる。</p> <p>(有効性) ① 遺族の高齢化により、追悼式等への参列者は減少しているものの、遺族に限らず入場できる展示会については年々入場者数が増加しており、アンケートにおける「非常によい又はよい」旨の回答割合についても高水準で推移していることから、一般戦災の普及啓発として有効であると考えられる。 ② 書状贈呈事業は平成10年度から開始されているが、書状贈呈への問い合わせが現在でも年間100件近く寄せられており、新聞等による広報活動は有効であると考えられる。</p>		

(反映の方向性)

- ① 遺族の高齢化に伴い、追悼式等への参列者数が漸減しており、参列遺族の対象者の範囲を拡大する方向で検討を行う。
- ② 旧日本赤十字社救護看護婦等のうち、未だ書状を贈呈されていない方々があり、引き続き、書状贈呈を行っていく。
- ③ 平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会の検討結果を踏まえ、資料等は総務省が引継ぎ、平和祈念展示資料館で展示・保管していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
全国戦没者追悼式への一般戦災死没者遺族参列数	100名	21年度	遺族代表者の高齢化が進んでおり、参列対象者数の漸減が見込まれるが、適切な広報活動が行われることにより、参列者数が維持されているか。	93名	79名	87名
太平洋戦全国空爆犠牲者追悼平和祈念式への一般戦災死没者遺族参列数	90名	21年度	遺族代表者の高齢化が進んでおり、参列対象者数の漸減が見込まれるが、適切な広報活動が行われ、参列者数の維持が行われているか。	95名	86名	87名
戦災に関する展示会の入場者数	800名	21年度	適切な広報活動が行われ、その効果が入場者数に反映されているか。	1,021名	1,084名	1,013名
戦災に関する展示会のアンケートにおける「非常によい又はよい」旨の回答の割合	80%	21年度	一般戦災の事実を伝えていくにあたり適切な内容とされており、入場者から肯定的な評価を得られているか。	91%	90%	86.7%
旧日本赤十字社救護看護婦等への書状贈呈数	80名	21年度	未だ贈呈されていない対象者に対し、適切な広報活動が行われ、未贈呈者の解消が図られているか。	143名	74名	38名

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	恩給行政の推進		評価方式	総合	番号	⑱
歳出予算額（千円）	20年度	21年度		22年度		23年度要求額
（当初）	807,001,396	747,029,134		678,344,418		626,462,678
（補正後）	806,962,315	746,975,525				
前年度繰越額（千円）	4,023,302	2,969,554				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	810,985,617	749,945,079				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	806,981,632	742,114,025				
翌年度繰越額（千円）	2,969,554	1,467,462				
不用額（千円）	1,034,431	6,363,592				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	<p>受給者の高齢化が進んでいることを踏まえ、恩給の正確・迅速な請求処理及び懇切丁寧な相談対応等を図る観点から、より一層の受給者等に対するサービスの向上を図る。</p> <p>①恩給業務の業務・システム最適化の成果を活かしつつ、標準処理期間を徹底することにより、年度末における請求未処理案件比率（年度末における残件数/月間平均処理件数）を低下させる。</p> <p>②恩給相談対応の充実を図るため、恩給相談電話混雑率（年間で電話が繋がらず混雑メッセージが流れた件数/年間の相談アクセス件数）の抑制を図るほか、来訪者による恩給相談における満足・納得度のアンケートを引き続き実施する。</p>					
政策評価結果を受けて改善すべき点	<p>受給者の高齢化が進展する中、審査業務の効率化・迅速化に引き続き努めるとともに、懇切丁寧な相談対応の徹底、恩給相談担当職員の電話混雑時における重点配置等を通じ、受給者等に対するサービスの一層の向上を図る。</p>					
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>【予算要求】 受給者等に対するサービス向上のための恩給業務の業務・システム最適化を平成22年4月から実施したところである。これに伴い、最適化後の恩給事務総合システムの運用に係る経費として、152百万円を平成23年度概算要求に盛り込んだ。</p> <p>【機構・定員】 平成23年度機構・定員要求において、行政事業レビューにおける指摘等を踏まえ、定員合理化計画及び他部門への振替により△26人を削減するとともに、再任用短時間勤務職員について、①多種多様な恩給相談に迅速かつ円滑に対応するため、②恩給請求に関する専門事項の審査を効率的に行うため、③恩給等の債権管理事務を適正かつ円滑に行うため、3人（恩給相談専門職1人、恩給審査専門職1人、債権調査専門職1人）を要求することとした（総額△159百万円）。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	恩給行政の推進				番号	⑩			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目						22年度 当初予算額	23年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項				
対応表において● となっているもの	A	1	一般	総務本省	恩給費	文官等に対する恩給支給に必要な経費	23,142,786	19,777,095	
	A	2	一般	総務本省	恩給費	旧軍人遺族等に対する恩給支給に必要な経費	653,013,216	604,786,040	
	A	3	一般	総務本省	恩給費	恩給支給事務に必要な経費	2,019,182	1,899,543	-159,047
	A	4	一般	総務本省	恩給費	恩給業務・システムの最適化実施に必要な経費	169,234	0	
	小計						678,344,418	626,462,678	-159,047
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	
	C	2					<	>	
	C	3					<	>	
	C	4					<	>	
	小計							の内数	の内数
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	
	D	2					<	>	
	D	3					<	>	
	D	4					<	>	
	小計							の内数	の内数
合計						678,344,418	626,462,678	-159,047	
						の内数	の内数		



政策評価調査(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成21年7月

担当部局名:人事・恩給局  
 担当者(連絡先):百瀬 幹雄(5253-5249)

<p>政策名</p>	<p>恩給行政の推進</p>		<p>番号</p>	<p>⑩</p>																																										
<p>政策の概要</p>	<p>恩給の申請手続等の簡素化、合理化による受給者等の負担軽減、恩給請求の正確・迅速な処理、恩給相談対応の充実を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。</p>																																													
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)                  あらかじめ目標(値)を設定した指標について、年度末における請求未処理案件比率は0.6月分(目標値0.5月分)、恩給相談電話混雑率は21.6%(目標値20%)と両指標とも進展が見られ、概ね目標値を達成できた。また、参考となる指標のうち恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度については95%の者から満足したとの回答があり、全体として基本目標の達成に向けた着実な取り組みがなされている。</p> <p>(必要性)                  恩給受給者数は101万人を数え、受給者等からは未だ数多くの請求・申請・届出が寄せられていること、また、平均年齢も86.3歳と高齢化が進んでいること等を踏まえ、受給者等からの届出書の提出負担の軽減、請求者等への迅速な処理結果の通知、恩給相談電話混雑率の低下、相談者の満足度の向上に努める等を通じて受給者等に対するサービスの向上を図る必要がある。</p> <p>(効率性)                  恩給業務の業務・システム最適化に係る電子計算機の借入れ等経費について、競争入札を行い約63百万円のコスト削減が図られたことから、効率性が認められる。                  恩給事務説明会については、各ブロック単位(7)での開催から東京1か所に集約することにより経費を削減し、事務の効率化を図る。</p> <p>(有効性)                  年度末未処理案件比率においては、要員の適正な配置、事務処理方法等の見直し、恩給申請処理の迅速化を図ったこと、恩給相談電話混雑率においては、恩給相談電話システムの導入、電話相談が集中する時間帯に恩給相談担当職員(再任用短時間勤務職員)を集中的に配置する等により、それぞれ前年度と比較し進展が見られ、概ね目標値を達成したことから有効性が認められる。</p> <p>(反映の方向性)                  平成22年4月を目標とする「恩給業務の業務・システム最適化計画」の開始に向けた準備を着実に進め、審査業務の効率化・迅速化や届出書等の提出負担の軽減を行うとともに、懇切丁寧な相談対応の更なる徹底や恩給相談担当職員の電話混雑時間帯における重点配置等を通じて、受給者等に対するサービスの一層の向上を図ることとする。                  また、事務効率化の観点から、恩給事務説明会を集約する方向で検討を行う。                  なお、平成19年4月から日本郵政公社から引き継いだ債権管理事務については、恩給制度全体の信頼性の確保の観点から、引き続き適切な実施を図るとともに、債権のより効果的な回収方策等について検討を行う。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="464 1514 1193 1928"> <thead> <tr> <th>指標等</th> <th>目標値</th> <th>分析の視点</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度末における請求未処理案件比率</td> <td>0.5か月分</td> <td>恩給請求の迅速性という観点から、未処理案件の減少について左の目標値の達成に向け適切な取組が行われているか。</td> <td>0.9か月分 (1,841/2,048)</td> <td>0.6か月分 (1,079/1,960)</td> <td>0.5か月分 (1,079/1,960)</td> </tr> <tr> <td>恩給相談電話混雑率</td> <td>20%</td> <td>恩給相談対応の充実という観点から、恩給相談電話の混雑率の低下について左の目標値の達成に向け適切な取組が行われているか。</td> <td>39.3%</td> <td>21.6%</td> <td>23.6%</td> </tr> <tr> <td>恩給受給者数</td> <td>(参考指標)</td> <td>恩給行政推進の政策の背景を説明するための参考指標</td> <td>108万人</td> <td>101万人</td> <td>94万人</td> </tr> <tr> <td>恩給受給者の平均年齢</td> <td></td> <td></td> <td>85.6歳</td> <td>86.3歳</td> <td>86.9歳</td> </tr> <tr> <td>恩給相談件数</td> <td>(参考指標)</td> <td>恩給相談対応の充実を図る観点から、恩給相談者が満足・納得する対応がとられているか。</td> <td>266,980件</td> <td>249,889件</td> <td>222,577件</td> </tr> <tr> <td>恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度</td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td>95%</td> <td>96%</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>恩給相談のための来庁者に対するアンケートにおいて「満足した」との回答があった方の割合。</small></p>				指標等	目標値	分析の視点	19年度	20年度	21年度	年度末における請求未処理案件比率	0.5か月分	恩給請求の迅速性という観点から、未処理案件の減少について左の目標値の達成に向け適切な取組が行われているか。	0.9か月分 (1,841/2,048)	0.6か月分 (1,079/1,960)	0.5か月分 (1,079/1,960)	恩給相談電話混雑率	20%	恩給相談対応の充実という観点から、恩給相談電話の混雑率の低下について左の目標値の達成に向け適切な取組が行われているか。	39.3%	21.6%	23.6%	恩給受給者数	(参考指標)	恩給行政推進の政策の背景を説明するための参考指標	108万人	101万人	94万人	恩給受給者の平均年齢			85.6歳	86.3歳	86.9歳	恩給相談件数	(参考指標)	恩給相談対応の充実を図る観点から、恩給相談者が満足・納得する対応がとられているか。	266,980件	249,889件	222,577件	恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度			-	95%	96%
指標等	目標値	分析の視点	19年度	20年度	21年度																																									
年度末における請求未処理案件比率	0.5か月分	恩給請求の迅速性という観点から、未処理案件の減少について左の目標値の達成に向け適切な取組が行われているか。	0.9か月分 (1,841/2,048)	0.6か月分 (1,079/1,960)	0.5か月分 (1,079/1,960)																																									
恩給相談電話混雑率	20%	恩給相談対応の充実という観点から、恩給相談電話の混雑率の低下について左の目標値の達成に向け適切な取組が行われているか。	39.3%	21.6%	23.6%																																									
恩給受給者数	(参考指標)	恩給行政推進の政策の背景を説明するための参考指標	108万人	101万人	94万人																																									
恩給受給者の平均年齢			85.6歳	86.3歳	86.9歳																																									
恩給相談件数	(参考指標)	恩給相談対応の充実を図る観点から、恩給相談者が満足・納得する対応がとられているか。	266,980件	249,889件	222,577件																																									
恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度			-	95%	96%																																									
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>規制改革推進のための3か年計画</p> <p>規則改革推進のための3か年計画(改定)</p>	<p>年月日</p> <p>平成19年6月22日閣議決定</p> <p>平成20年3月25日閣議決定</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>恩給の支払事務は、現在、郵便局で行われているが、恩給受給者の利便の向上のため、支払事務と併せて行われている窓口相談・債権管理事務が円滑に行われるための条件整備を始めとして、支払事務を民間金融機</p> <p>同上</p> <p>【恩給給与細則の一部を改正する総務省令(平成19年総務省令第122号)】</p> <p>平成19年度 措置済(10月施行)</p>																																											

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	公的統計の体系的な整備・提供		評価方式	総合	番号	⑱
	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	36,120,912	37,784,382	92,628,531	37,040,164		
（ 補 正 後 ）	35,345,433	37,202,400	92,628,531			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	35,345,433 <0>	37,202,400 <0>				
支出済歳出額（千円）	35,164,172	36,555,152				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	181,261 <0>	647,248 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	別紙 平成21年度評価書138～142ページ、「（2）指標等の進捗状況」を参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	-					
評価結果の予算要求等 への反映状況	<p>評価結果等を踏まえ、統計法に基づく施策の推進、地方における統計組織の確保等に必要な経費として約108.3億円を要求。 また、平成24年経済センサス・活動調査等の国勢の基本に関する統計調査を確実に実施するとともに、産業構造の変化等に対応した統計整備を推進するために必要な経費等として約160.8億円を要求。 さらに、ICTの活用を促進し、調査客体及び統計ユーザーの利便向上を図るために必要な経費等として約6.9億円を要求。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	公的統計の体系的な整備・提供					番号	⑱			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目							22年度 当初予算額	23年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表において● となっているもの	A	1	一般	総務本省	統計調査費	統計調査等の実施に必要な経費	82,070,161	26,916,523	△ 1,069,107	
	A	2	一般	総務本省	統計調査費	統計調査等業務の最適化に必要な経費	774,589	694,896	△ 79,693	
	小計						82,844,750 の内数	27,611,419 の内数	△ 1,148,800	
対応表において◆ となっているもの	B	1	一般	総務本省	独立行政法人統計センター運営費	独立行政法人統計センター運営費交付金に必要な経費	9,783,781	9,428,745	-	
	小計						9,783,781 の内数	9,428,745 の内数		
対応表において○ となっているもの							<	>		
							<	>		
							<	>		
							<	>		
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの							<	>		
							<	>		
							<	>		
							<	>		
	小計						の内数	の内数		
合計						92,628,531 の内数	37,040,164 の内数	△ 1,148,800		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		公的統計の体系的な整備・提供				番号	⑱		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度当初予算額	23年度要求額	増減				
統計調査等実施共通事務費	A	1	521,741	451,174	△ 70,567	△ 70,567	△ 70,567	執行状況を踏まえ、単価等を見直したことにより削減を行った。	
人口及び経済の経常統計調査経費	A	1	4,813,400	4,877,778	64,378	△ 163,110	△ 163,110	執行状況を踏まえ、単価等を見直したことにより削減を行った。	
統計技術の研究及び統計情報の収集等経費	A	1	302,698	240,562	△ 62,136	△ 62,136	△ 62,136	執行状況を踏まえ、単価等を見直したことにより削減を行った。	
統計調査等業務の最適化に必要な経費	A	2	774,589	694,896	△ 79,693	△ 79,693	△ 79,693	執行状況を踏まえ、単価等を見直したことにより削減を行った。	
国の統計調査事務に従事する地方公共団体の職員に必要な経費	A	1	11,186,180	10,391,822	△ 794,358	△ 753,139	△ 753,139	定員削減を前倒しで実施し都道府県統計専任職員を117人減員すること等により、△753,139千円の予算減額を行った。	
国連アジア統計研修の協力に必要な経費	A	1	273,501	253,346	△ 20,155	△ 20,155	△ 20,155	執行状況を踏まえ、単価等を見直したことにより削減を行った。	
合計			17,872,109	16,909,578	△ 962,531	△ 1,148,800	△ 1,148,800		

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成21年7月

担当部局名:統計局総務課、政策統括官(統計基準担当)

<p>政策名</p>	<p>公的統計の体系的な整備・提供</p>	<p>番号</p>	<p>⑱</p>
<p>政策の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の統計全体の体系的整備、統計の信頼性の確保、報告者負担軽減等の観点から、統計制度の企画・立案、基準の設定及び調整並びに社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。</li> <li>統計調査の量的・質的内容の向上を図り、統計利用者のニーズに応じた統計を提供する。</li> <li>統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。</li> </ul>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済・社会の環境変化に対応した統計体系の整備を図るため60年ぶりに統計法の全面改正を実施したこと及び統計調査を確実に実施し、統計需要や、調査環境の変化に対応した調査方法の改善等目標(値)を設定した指標及び参考となる指標双方ともほぼ目標を達成できていることから、基本目標の達成に向けた着実な取組がなされている。</li> </ul> <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>統計制度を企画立案及び調整すること及び統計に関する国際協力を推進することは、国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」として、重要かつ基本的な役割を果たすもので必要不可欠なものである。</li> <li>地方公共団体職員及び統計調査員の資質向上のための研修、統計調査員の確保及び統計知識等に関する普及啓発を目的とする事業の実施は統計調査の円滑な実施のために必要不可欠なものとして認められる。</li> <li>国勢の基本に関する統計は、国民生活の向上や社会経済の発展に必要不可欠なものである。</li> <li>統計調査の結果等を政府統計の総合窓口(e-Stat)及びホームページから的確に提供をすることは、統計利用者の利便性の向上につながることに加え、統計情報の正確性、信頼性の担保の観点からも重要なことであり、行政が自ら責任を持って実施する必要がある。</li> </ul> <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共サービス改革基本方針等を踏まえた民間事業者の活用を推進し、統計調査の質の向上・効率化を図ってきた。</li> <li>e-Stat利用者が所管府省を意識せずに必要な統計情報を入手できるようになり、統計情報提供の効率化を実現した。</li> </ul> <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな統計法の制定や統計体系の整備、統計調査の重複是正や報告者負担の軽減等からの統計調査の審査の実施等、統計行政の正確かつ効率的に運営するための統計制度改革が着実に推進されており、有効性が認められる。</li> <li>統計調査の円滑な実施のための体制及び国民の協力の確保のために統計調査の現場を担う地方公共団体の職員及び統計調査員に対し、必要な研修の実施、統計調査実施のための登録調査員の確保事業及び統計知識等の普及を目的とした広報活動を行っており、有効性が認められる。</li> <li>経済センサスやサービス産業動向調査の創設等各方面からの統計利用ニーズを踏まえた統計調査の見直しを行い、調査環境の変化に対応した措置を講じているところであり、その結果、調査対象の捕捉率の向上などが図られたことから、本施策は有効性があると認められる。</li> <li>e-Stat運用開始後の実績として、総務省所管統計ページの統計表へのアクセス件数が年間で平均約1000万件あったことは、各種統計表への利用ニーズが非常に高いことが考えられ、その取組に有効性があると認められる。</li> </ul> <p>(反映の方向性)</p> <p>様々な経済・社会の環境変化に伴い、ニーズに応じた統計を整備・提供すること又統計調査を実施する環境を整備することが政策の課題となっている。それらの諸課題については、新しく制定された統計法、その統計法に基づき公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(「基本計画」)に従い、今後の統計行政、統計調査の見直しを行い、公的統計の体系的な整備・提供を着実に推進していくために取り組む。</p> <p>また、国勢の基本に関する統計の作成についても、平成24年経済センサス-活動調査等の国勢の基本に関する統計調査を確実に実施するとともに、「基本計画」に示された措置、方策等について着実に実施するため、その実施に当たり具体化が必要な事項について検討を行う。</p>		

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標等	目標値	目標年度	19年度	20年度	21年度
地方公共団体の職員及び登録調査員を対象にした研修の満足度	95% (地方公共団体の職員研修)	22年度	91.9% (100%)	90.9% (98.3%)	88.9%
	85% (登録調査員中央研修)	22年度	83.7% (99.0%)	79.4% (84.7%)	86.9%
	90% (地域ブロック別登録調査員研修)	22年度	85.0% (96.6%)	91.3% (98.9%)	91.3%
統計調査員任命数に占める登録調査員の割合	85%	22年度	82.1%	64.4%	— (21年度の割合については、現在取りまとめ中)
統計データ・グラフウェアの入場者を対象にしたアンケートにおける「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合	85%	22年度	83.3% (86.6%)	81.0% (87.8%)	82.0%
統計調査結果の提供状況					
・ホームページアクセス件数	年間アクセス件数:330万件	21年度	404万件	319万件	343万件
・政府統計の総合窓口(e-Stat)の総務省所管統計ページへのアクセス件数	年間アクセス件数:1,050万件	21年度	—	1015万6000件	979万件
・e-Statを通じて統計表の提供が可能な総務省所管統計数	提供統計数:50統計	21年度	—	23統計	34統計
・総合統計書の刊行	年刊5冊 月刊1冊	21年度	年刊6冊 月刊1冊	年刊5冊 月刊1冊	年刊5冊 月刊1冊

(注) 1 18年度～20年度推移欄の( )内は、無回答だった者を除いて算出した割合。  
 2 「政府統計の総合窓口(e-Stat)の総務省所管統計ページへのアクセス件数」の目標値は、目標設定当初(平成20年4月)には総務省所管の統計トップページへのアクセス件数を想定し記載していたが、e-Stat(平成20年度運用開始)においては、総務省所管の統計トップページへのアクセス件数は把握しておらず、指標について検討を加えた結果、総務省所管統計ページの各統計表へのアクセス件数の方がより指標として有益と判断したところ。このようなことから、20年度の実績値には、総務省所管統計ページの各統計表へのアクセス件数の総数を記載した。

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日 閣議決定	○ 統計法制度を抜本的に改革する新たな統計法を平成19年2月に国会に提出し、19年5月に成立・公布。 ○ サービス統計の抜本的拡充を図る。
規制改革・民間開放推進三か年計画(再改定)	平成18年3月31日 閣議決定	○ ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。 ○ 指定統計調査について、平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも18年度前半までに計画を策定。
公共サービス改革基本方針(改定)	平成20年12月19日 閣議決定	○ 民間競争入札により事業を実施している科学技術研究調査について、実施要項等に基づき適切に運営。 ○ 科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性を確保しつつ民間開放を推進、引き続き監理委員会と連携して検討を行い、地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするために必要な措置を講じる。 ○ サービス産業動向調査(承認統計調査)について、法の対象業務とする方向で引き続き監理委員会と連携して検討し、平成22年5月末までに結論を得る。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

## 平成 2 1 年度主要な政策に係る評価書

### (2) 指標等の進捗状況

#### ○「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
地方公共団体の職員及び登録調査員を対象にした研修の満足度	100% (地方公共団体の職員研修)	20年度	統計調査の円滑な実施を図る観点から、統計調査の現場を担う地方公共団体職員及び登録調査員のうち指導的な立場にある者の資質向上を目的に実施する研修が有効に実施されているか。	89.4% (98.3%)	91.9% (100%)	90.9% (98.3%)
	80% (登録調査員中央研修)	20年度		86.2% (97.2%)	83.7% (99.0%)	79.4% (84.7%)
	80% (地域ブロック別登録調査員研修)	20年度		88.9% (100%)	85.0% (96.6%)	91.3% (98.9%)
統計調査員任命数に占める登録調査員の割合	80%	20年度	統計調査の円滑な実施を図る観点から、統計調査の現場を担う統計調査員の確保を目的に実施する登録調査員制度が機能しているか。	79.4%	81.5%	82.1%
統計データ・グラフフェアの入場者を対象にしたアンケートにおける「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合	80%	20年度	統計知識等に関する普及啓発を目的とした統計データ・グラフフェアを通じ、国民の統計調査への協力の重要性に対する理解が深まっているか。	79.9% (85.7%)	83.3% (86.6%)	81.0% (87.8%)

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
統計調査結果の提供状況		20年度	統計情報の的確な提供に資するために運用している統計関連サイトについて、掲載データの充実を図ることなどにより広く利用され、実効性があるものとなっているか。			
・ホームページアクセス件数	412万件			426万件	404万件	319万件
・政府統計の総合窓口（e-Stat）の総務省所管統計ページへのアクセス件数	6万2000件	20年度		—	—	1015万6000件 （注）2
・e-Statを通じて統計表の提供が可能な総務省所管統計数	37統計	20年度		—	—	23統計
・総合統計書の刊行	年刊5冊 月刊1冊	20年度	総合統計書の刊行が目標値に従ってなされたか。	年刊6冊 月刊1冊	年刊6冊 月刊1冊	年刊5冊 月刊1冊

（注）1 「地方公共団体の職員及び登録調査員を対象にした研修の満足度」及び「統計データ・グラフフェアの入場者を対象にしたアンケートにおける「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合」の（ ）内は、無回答だった者を除いて算出した割合。

2 「政府統計の総合窓口（e-Stat）の総務省所管統計ページへのアクセス件数」の目標値は、目標設定当初（平成20年4月）には総務省所管の統計トップページへのアクセス件数を想定し記載していたが、e-Stat（平成20年度運用開始）においては、総務省所管の統計トップページへのアクセス件数は把握しておらず、指標について検討を加えた結果、総務省所管統計ページの各統計表へのアクセス件数の方がより指標として有益と判断したところ。このようなことから、20年度の実績値には、総務省所管統計ページの各統計表へのアクセス件数の総数を記載した。

○「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
統計制度の見直しの推進状況	我が国の統計制度が、社会・経済情勢の変化に対応した適切なものとなっているか。	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月閣議決定）等を受け、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、社会・経済情勢の変化に対応し、より多くの国民に利用される統計を目指した、新たな統計法が19年5月に成立・公布され、同年10月に一部施行、21年4月1日に全面施行された。		
「統計行政の新たな展開方向」の推進状況	中期的統計行政の進むべき指針として、各府省間で申し合わせた「統計行政の新たな展開方向」の内容が着実に推進されているか。	「統計行政の新たな展開方向」に基づく主な推進実績の例は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済構造統計の創設（平成21年7月に経済センサス - 基礎調査を実施予定）</li> <li>・ 統計調査の整理合理化（18年度は55調査、19年度については42調査について見直しを実施）</li> <li>・ オンライン等電子的手段を利用した統計調査の推進（20年6月までに146調査で利用）</li> </ul>		
産業関連表作成のための検討状況	経済波及効果の測定などの経済分析に用いられるほか、GDP統計の基礎資料等ともなる産業関連表の作成が各府省庁の協力の下、着実に進められているか。	平成17年（2005年）産業関連表に関しては、産業関連部局長会議において17年8月に定めた作成基本方針に基づき、産業関連表の作成に携わる10府省庁において、特別調査や既存統計の組替作業等を実施し、これらに基づき国内生産額や投入・産出額を推計した。 その結果の速報を20年8月、確報を21年3月に公表し、公表作業を無事終了した。		
標準統計分類改定等のための検討状況	各種統計の比較可能性を高め、統計利用の向上を図るために必要な標準統計分類が、社会・経済情勢の変化に応じ適切に改定されているか。	日本標準産業分類については、統計審議会の審議を経て、第12回改定版を平成19年11月に告示、さらにその内容を新たな統計法に基づき、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための「統計基準」として設定し、21年3月に告示した。 また、日本標準職業分類については、職業分類検討委員会を19年12月に立ち上げ、第5回改定原案を検討中。		
統計調査の審査による改善状況	統計体系の整備、統計調査の重複是正や報告者負担の軽減等の観点から、指定統計調査及び承認統計調査（統計報告の徴集）の審査が適切に実施されているか。	統計調査の審査等を通じ、平成18年度は42調査、19年度には41調査（いずれも指定統計調査及び承認統計調査）において廃止、統合、調査客体数や調査事項の削減等の改善を実施。		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
国際協力の推進の状況	統計に関する国際協力を推進するため、国際統計に関する統括事務が着実に実施されているか。	<p>統計に関する国際協力を推進するために実施した国際統計に関する統括事務の主な例は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国連統計委員会における審議に参加。</li> <li>・経済協力開発機構（OECD）統計委員会における審議に参加。</li> <li>・OECD及び欧州連合統計局主催の2008年ラウンド購買力平価算出事業に参加し、我が国の各種価格データ等の提供等を実施。</li> <li>・世界銀行主催の国際比較プログラム世界事業にOECD地域代表の一国として参加し、我が国の各種価格データ等の提供等を実施。</li> </ul>		
統計調査の実施状況	経済・社会の環境変化に対応した統計調査を確実に実施しているのか。	<p>11件</p> <p>毎月実施7件</p> <p>四半期実施1件</p> <p>毎年実施1件</p> <p>周期的に実施2件</p>	<p>11件</p> <p>毎月実施7件</p> <p>四半期実施1件</p> <p>毎年実施1件</p> <p>周期的に実施2件</p>	<p>11件</p> <p>毎月実施8件</p> <p>四半期実施1件</p> <p>毎年実施1件</p> <p>周期的に実施1件</p>
統計需要や調査環境の変化に対応した調査の改善の検討状況	各統計調査実施計画の策定等に際し、統計需要や、調査環境の変化に対応した改善の検討が行われているのか。	<p>（経済センサスの創設）</p> <p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005等を踏まえ、事業所及び企業の活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的として「経済センサス」を創設した。（事業所・企業統計調査及びサービス業基本調査については、平成21年調査以降廃止）</p> <p>（サービス産業動向調査の創設）</p> <p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006等を踏まえ、サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握し、GDPの四半期別速報（QE）を始めとする各種経済指標の精度向上等を目的として、「サービス産業動向調査」を創設し、平成20年7月から毎月実施している。</p> <p>（匿名データの提供等の開始）</p> <p>学術研究の発展や、高等教育の発展に資することを目的として、匿名データ（調査を通じて得られた情報を、個体が識別されないように匿名化処理を行ったもの）の提供及びオーダーメイド集計（委託に応じて、統計調査から集められた情報を利用して統計等を作成し提供）を平成21年4月より開始した。</p> <p>（民間事業者の活用等）</p> <p>公共サービス改革基本方針等を踏まえ、統計局所管の統計調査について、民間事業者の活用を推進した。主な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実査に関する業務の民間開放（科学技術研究調査、家計消費状況調査、サービス産業動向調査、平成19年就業構造基本調査（一部地域））</li> </ul>		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
<p>(続き)</p> <p>統計需要や調査環境の変化に対応した調査の改善の検討状況</p>	<p>(続き)</p> <p>各統計調査実施計画の策定等の際し、統計需要や、調査環境の変化に対応した改善の検討が行われているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査の照会に関するコールセンターの設置(平成19年就業構造基本調査、平成20年住宅・土地統計調査、平成21年全国消費実態調査(予定)、平成21年経済センサス-基礎調査(予定))</li> <li>・ 民間事業者の管理するモニターを活用したモニター調査の導入(全国単身世帯収支実態調査)</li> </ul> <p>(回収方法の多様化)</p> <p>調査票の回収率の向上を図るため、地域特性等を勘案した一部の調査地域において、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用した調査を実施した。(平成19年就業構造基本調査、平成19年全国物価統計調査、平成20年住宅・土地統計調査、平成21年全国消費実態調査(予定)、平成21年経済センサス-基礎調査(予定))</p> <p>(行政記録情報の活用)</p> <p>新たな事業形態の出現や情報通信技術の進展に伴ってSOHO等外観から補足困難な事業所が増加していることから、平成21年経済センサス-基礎調査において、商業・法人登記情報を活用して、より正確な対象把握に努めた調査を実施することとした。</p> <p>(本社等一括調査の導入)</p> <p>平成19年全国物価統計調査において、記入者の事務負担軽減の観点から本社等に対して支所である店舗の分も含めて調査票の記入を依頼する本社等一括調査を導入した。</p> <p>また、平成21年経済センサス-基礎調査において、企業全般における調査票の記入負担の軽減を図り、本所・支所の関係の情報を網羅的に把握するため、本社等に対して支所である事業所の分も含めて調査票の記入を依頼する本社等一括調査を導入することとした。</p> <p>(公表の早期化)</p> <p>集計業務等の見直しを図り、調査結果の公表の早期化に努めた。主な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成17年国勢調査の第3次基本集計結果の公表を、平成12年の同調査に比べ約3ヶ月早期化した。</li> <li>・ 平成18年社会生活基本調査の調査票Bに関する集計結果の公表を、平成13年の同調査に比べ約3ヶ月早期化した。</li> </ul>		

## 政策評価調書(個別票①-1)

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	消防防災体制の充実強化		評価方式	実績	番号	⑳
歳出予算額(千円)	20年度	21年度		22年度		23年度要求額
(当初)	11,609,287	11,059,575		10,715,141		15,025,584
(補正後)	14,890,096	55,799,157				
前年度繰越額(千円)						
予備費使用額(千円)						
流用等増△減額(千円)						
歳出予算現額(千円)	14,890,096 <0>	55,799,157 <0>				
支出済歳出額(千円)						
翌年度繰越額(千円)						
不用額(千円)	14,890,096 <0>	55,799,157 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	平成22年度政策評価書(消防庁分)の「3 政策の実施状況」のうち「あらかじめ目標(値)を設定した指標」を参照					
政策評価結果を受けて改善すべき点	「消防団の入団促進、活動支援」、「住宅防火対策の推進(住宅防火の普及啓発等)」、「救急業務実施体制の充実」、「新型インフルエンザ対策の推進」について、それぞれ予算の重点化・効率化を行うこととした。					
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>【予算概算要求】</p> <p>○ 評価結果を踏まえ、消防機関の保有する救急搬送情報と医療機関の保有する予後情報について、救急搬送のより迅速かつ適切な実施を図るため、消防機関と医療機関の保有するデータをリンクさせる取組の調査・検討にかかる予算を新規要求することとし、平成23年度概算要求に13百万円を盛り込んだ。</p> <p>○ 評価結果を踏まえ、現行の消防法令を見直し、火災予防に係る規制体系の再構築を通じた簡明化と実行性の向上を図るために、シミュレーション、実態調査、検討会の開催等により各種建築物等における防火安全性能の評価・認証システム、消防用機器等の公的認証制度、新たな公表制度等の構築等を行うための予算を新規要求することとし、平成23年度概算要求に21百万円を盛り込んだ。</p> <p>【制度改正】</p> <p>○ 評価結果を踏まえ、危険物施設における安全対策を強化するための政省令の改正について検討を行っている。</p> <p>【機構・定員要求】</p> <p>○ 評価結果を踏まえ、平成23年通常国会において消防法改正案を提出する予定であり、消防法改正後速やかに関係する政省令等を制定するため、法令担当職員の増員を要求することとした。</p> <p>【事務改善】</p> <p>○ 評価結果を踏まえ、消防防災に関する研究開発について、従来の「テーマ設定型」に代えて「課題解決型」を導入し、運用を見直すこととした。</p> <p>○ 評価結果を踏まえ、救急搬送の円滑な実施のため、傷病者の搬送及び受入れの実施基準の策定の支援を引き続き推進し、消防機関と医療機関の連携強化に努めることとした。</p> <p>○ 評価結果を踏まえ、救急業務実施体制の充実のため、救急隊員の教育体制の充実、救急業務の更なる質の向上を図る。また、救急業務高度化検討会における検討を継続して実施する。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	消防防災体制の充実強化					番号	㊹		
	予 算 科 目								
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	消防庁	消防防災体制等整備費	消防防災体制等の整備に必要な経費	10,178,779	14,607,589	372,623
	A	2	一般	消防庁	消防防災体制等整備費	消防防災体制等の整備に係る技術研究開発に必要な経費	536,362	417,995	118,367
	小計						10,715,141 <〇〇,〇〇〇> の内数	15,025,584 <〇〇,〇〇〇> の内数	490,990
対応表において◆ となっているもの	小計						の内数	の内数	
対応表において○ となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
小計						の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
小計						の内数	の内数		
合計						10,715,141 の内数	15,025,584 の内数	490,990	

## 政策評価調書（個別票①-3）

## 【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		消防防災体制の充実強化				番号	㊹		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			22年度 当初 予算額	23年度 要求額	増減				
市民の救急相談に応じる窓口の設置（救急安心センターモデル事業）に要する経費	A	1	315,594		△ 315,594	315,594		315,594	行政事業レビューの結果を踏まえ、救急安心センターモデル事業については廃止することとした。
消防防災体制等の整備に係る技術研究開発に必要な経費	A	2	536,362	417,995	△ 118,367	118,367		118,367	行政事業レビューの結果を踏まえ、事業内容を重要性、緊急性の高いものに絞り込み、予算の重点化・効率化を行った。
消防団の新戦力の確保に要する経費	A	1	191,095	157,729	△ 33,366	33,366	33,366		政策評価を踏まえ、事業の見直しのために開催した「消防団の充実強化についての検討会」の中間報告に基づき、予算の重点化・効率化を行った。
住宅防火対策の推進に要する経費	A	1	35,650	24,816	△ 10,834	10,834	10,834		政策評価を踏まえるとともに、予算の重点化・効率化を行った。（印刷製本費の見直し等）
救急隊員・救急救命士が行う救命処置等の質の向上に要する経費（救急業務の高度化推進に要する経費）	A	1	59,529	48,963	△ 10,566	10,566	10,566		政策評価を踏まえ、消防法の改正に係る事業に充てていた予算を削除し予算の重点化・効率化を行った。
新型インフルエンザ発生時の適切な救急業務提供体制の整備に要する経費	A	1	6,918	4,655	△ 2,263	2,263	2,263		政策評価を踏まえ、「消防機関における業務継続計画」がほぼ全国的に策定されたことに鑑み、策定状況調査に充てる予算を削除し予算の重点化・効率化を行った。
合計			1,145,148	654,158	△ 490,990	490,990	57,029	433,961	

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成 年 月

担当部局名：  
担当者(連絡先)：

政策名		番号																																								
政策の概要																																										
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;">                     別添政策評価書要旨を参照                 </div> <p>(必要性)</p> <p>(効率性)</p> <p>(有効性)</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>○年度</th> <th>○年度</th> <th>○年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	○年度	○年度	○年度																											
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																												
				○年度	○年度	○年度																																				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																							

## 平成22年度「主要な政策」に係る評価書要旨（案）

政策名	消防防災体制の充実強化		担当部局、課室名	消防庁総務課 他 14課室			
基本目標	社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は、大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このような状況の中、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。						
政策の概要	国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。 [予算額: 57,841百万円]						
	主な施策	概要 (主な事業の例)	H21 予算額 (百万円)	担当課室	関連する 政府方針等		
	消防団の入団促進・活動支援	消防団の新戦力の確保	100	防災課	自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン		
	緊急消防援助隊の充実強化	緊急消防援助隊の装備の充実強化	9,750	応急対策室 参事官	平成 21 年度予算編成の基本方針 等		
	小規模施設における防火安全対策の推進	防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備	3,566	予防課	小規模施設に対応した防火安全対策に関する検討会報告書		
	救急業務実施体制の充実	救急隊員の教育・訓練資機材の配備	1,458	救急企画室	第 169 回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説		
指標等の状況	指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19 年	20 年	21 年
	消防団員数	対前年増	21 年度	地域防災の中核的存在であり、かつ、地域防災力の向上に必要不可欠な消防団員は増えているか。	892,893	888,900	885,394
	緊急消防援助隊の隊数	概ね 4,500 隊	25 年度	災害に迅速かつ効果的に対応するため、全国的見地から整備されている緊急消防援助隊の増強は進んでいるか。	3,751	3,960	4,165
	住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く)	平成 17 年の半減(610 人)	23 年度	火災予防施策により住宅火災による人命被害が軽減されているか。	1,148	1,123	1,023
心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの)	実施率の向上	23 年度	住民に対する応急手当の普及啓発活動等により、心肺機能停止傷病者への応急手当実施率が着実に上昇しているか。	39.2 (19 年中)	40.7 (20 年中)	調査中	
政策の実施状況とその分析及び総括的な評価	<b>【政策の実施状況とその分析】</b> ・消防団を核とした住民等による地域防災力の強化 地域防災力の中核的存在である消防団の団員数は平成 21 年 4 月現在で 885,394 人と前年同時期と比べ 3,506 人の減少となっているが、その減少幅は年々小さくなっており、580 団体では増加している。また、女性消防団員は 17,879 人と前年同時期から 1,180 人増加している。これらのことから消防団員の確保対策に有効性が認められるものの、今後においても消防団の強化のため団員数が増加に転じるような方策を引き続き検討する。 また、事業所が勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、消防団への協力により事業所の社会貢献が認められる消防団協力事業所表示制度を導入している市町村数については平成 21 年 10 月 1 日現在で 601 市町村であり、平成 20 年 10 月 1 日現在の 409 市町村と比べ、確実に増加しており施策の有効性が認められる。						

	<p>・緊急消防援助隊の充実強化 大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊は、平成 25 年度末の登録部隊数の目標、4,500 隊に向け、平成 22 年 4 月 1 日現在で 4,264 隊(対前年比 99 隊増)と順調に進捗していることから、施策の有効性が認められる。</p> <p>・国民保護訓練の実施 国民保護訓練の実施により、化学剤、生物剤、爆発物等を用いた様々な国民保護事案への対応能力の向上を図ることができるが、平成 20 年度は 66 回、平成 21 年度は 78 回と着実に国民保護訓練が実施された。</p> <p>・住環境における火災による被害の低減 住宅火災による死者数は平成 15 年以降連続して 1,000 人を超えるなど高水準が続いている。こうした状況を踏まえ、平成 16 年 6 月に、住宅用火災警報器等の設置を義務付ける消防法改正(新築住宅については、平成 18 年 6 月 1 日から、既存住宅については、平成 23 年 6 月までの各市町村条例で定める日から適用。)を行いシンポジウムの開催や各種関係機関・報道機関に情報提供するなどの取組を行った結果、住宅火災による死者数は平成 17 年の 1,220 人から平成 19 年の 1,148 人、平成 20 年 1,123 人、平成 21 年 1,023 人と着実に減少しており、施策の有効性が認められる。</p> <p>・応急手当実施率の向上 平成 20 年における応急手当実施率は、40.7%であり、平成 18 年は 35.3%、平成 19 年は 39.2%と確実に増加しており、施策の有効性が認められる。</p> <p>・救命率の向上 平成 20 年中に救急搬送された心肺機能停止傷病者搬送人員のうち、心原性かつ一般市民により目撃のあった症例の 1 カ月後生存率は、10.4%(前年比 0.2 ポイント増)であり、1 カ月後の社会復帰率についても、6.2%(前年比 0.1 ポイント増)となっており、施策の有効性が認められる。</p> <p>・救急業務実施体制の充実 平成 21 年 4 月 1 日現在、救急自動車に占める高規格救急自動車の割合は、79.6%である。平成 19 年 4 月現在 74.7%から H20 年 4 月現在へ 1.6 ポイント増加しているのに比較し、平成 20 年 4 月現在 76.3%から 3.3 ポイントと増加率が上昇している。また、救急隊数に対する高規格救急自動車数は、平成 20 年度から 4.1 ポイント増加して 96.5%となっており、施策の有効性が認められる。</p> <p>【総括的な評価】 本政策について、指標の達成状況をみると、「緊急消防援助隊の隊数」や「住宅火災による死者数(放火自殺者を除く。)」など目標年度に向けて着実に実施しており、「国民保護訓練の実施件数」や「消防団協力事業所表示制度導入市町村数」など平成 21 年度に目標年度を迎えた指標については概ね半数の指標において目標を達成していることから、政策の基本目標に向け取組の効果が現れていることが認められるが、目標を達成できていない指標については、今後の対応について検討する。</p>
行政事業レビューとの関連	<p>・市民の救急相談に応じる窓口の設置(救急安心センターモデル事業)について、廃止の評決を受けたところ。評決を踏まえ、今後の施策のあり方を再検討する。</p> <p>・消防防災体制等の整備に係る技術研究開発に必要な経費について、「更なる見直し、改善が必要」と所見を受け、事業内容を重要性、緊急性の高いものに絞り込み、事業の重点化を図る。</p> <p>・国民保護訓練負担金に必要な経費について「更なる見直し、改善が必要」と所見を受け、訓練内容等の見直しを行う。</p>
今後の課題と取組の反映の	<p>・地域における総合的な防災力の強化のためには、消防団や自主防災組織、婦人(女性)防火クラブ等の地域に密着した団体の活動支援、連携強化とともに、民間企業とも協働し、住民と行政が一体となった地域防災力を向上させることが課題である。また、防災拠点となる公共施設</p>

<p>方向性</p>	<p>等の耐震化の促進(目標値:平成 25 年度に防災拠点となる公共施設等の耐震率 85%)など災害に負けない施設等の整備も課題となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国各地で自然災害による被害が発生していることや、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震の発生の切迫性が指摘されていることもあり、今後とも緊急消防援助隊の部隊・資機材の増強(目標値:緊急消防援助隊の隊数を平成 25 年度に概ね 4, 500 隊)を進めるとともに、様々な災害を想定した訓練の実施、関係機関との連携を積極的に推進すること及び、消防の広域化の推進、消防救急無線のデジタル化推進などにより国内の消防防災体制の一層の充実を図ることが課題である。また、地方公共団体における国民保護の取り組みについて、国民保護計画等の検証や職員の対処能力の向上及び国等関係機関との連携強化を図るために、地方公共団体それぞれにおける国民保護への取組状況を勘案しながら、新たな事態の想定など訓練内容を充実させるとともに繰り返し国民保護共同訓練を実施していくことが課題となっている。さらに、北朝鮮のミサイル発射事案や海外での大地震などの国際情勢に対応し、国民保護体制の強化や海外への支援体制の強化も重要な課題となっている。</li> <li>・年間1千人を超える住宅火災による死者を半減させるため(目標値:平成 23 年度に平成 17 年の 1,220 人からの半減)、住宅用火災警報器の普及などによる住宅防火対策の一層の推進が課題となっており、特に、住宅用火災警報器については平成 23 年 6 月までには全国で義務化されることから、普及促進の取組を推進している。また、近年発生した小規模な認知症高齢者グループホーム及びカラオケボックス店等における火災を踏まえ、火災の検証や研究を行うとともにその対応策を検討するなど建築物における防火安全対策が重要な課題となっている。また、危険物施設における事故対策についても重要な課題となっている。</li> <li>・昨年施行された改正消防法を踏まえ、消防機関と医療機関の連携を一層強化させるとともに、医療技術の進歩や、救急救命士が実施できる処置範囲の拡大に伴い、救急業務の高度化を引き続き推進することが重要な課題となっている。また、現場における一般市民による応急手当の実施により、救命率向上が図られると考えられるため、応急手当の普及促進(目標値:平成 23 年度に心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの)の向上)についても課題となっている。</li> </ul> <p>これらの課題に対し消防庁では、引き続き効果的な施策を検討するとともに、制度の立案、組織体制の整備、国民への普及啓発活動等を実施し、総合的な消防防災・危機管理に係る政策を推進していく。</p>
<p>その他関連データ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国消防長会の新井会長より、指標のうち緊急消防援助隊の隊数や消防団員数について、「数だけでなく質の向上についても重要である」とご意見をいただき、評価書とりまとめの参考にした。</li> <li>・消防審議会の委員である東京経済大学の吉井教授より、消防防災体制に関する広報の充実、意見の反映、国民の参加促進も重要であるとのことをご意見をいただき、来年度以降の政策評価に反映できるよう検討することとした。</li> </ul> <p>・平成 21 年版消防白書(平成 21 年 11 月 27 日閣議報告 消防庁)  <a href="http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h21/index.html">http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h21/index.html</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 21 年版救急・救助の現況(平成 21 年 12 月 3 日報道発表 消防庁)  <a href="http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2112/211203-1houdou.pdf">http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2112/211203-1houdou.pdf</a></li> <li>・救急蘇生統計(2008 年)(平成 21 年 12 月 15 日報道発表 消防庁)  <a href="http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2112/01_houdoushiryou.pdf">http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2112/01_houdoushiryou.pdf</a></li> <li>・平成 21 年中の危険物に係る事故の概要の公表(平成 22 年 5 月 28 日報道発表 消防庁)  <a href="http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2205/220528_1houdou/01_houdoushiryou.pdf">http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2205/220528_1houdou/01_houdoushiryou.pdf</a></li> <li>・平成 21 年(1 月～12 月)における火災の状況(確定値)(平成 22 年 6 月 4 日報道発表 消防庁)  <a href="http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2206/220604_1houdou/03_houdoushiryou.pdf">http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2206/220604_1houdou/03_houdoushiryou.pdf</a></li> <li>・災害時要援護者の避難支援対策の調査結果(平成 22 年 6 月 30 日 消防庁)  <a href="http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2206/220630_1houdou/02_houdoushiryou.pdf">http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2206/220630_1houdou/02_houdoushiryou.pdf</a></li> </ul>

## 平成22年度主要な政策に係る評価書

### 3 政策の実施状況

<平成21年度目標設定表における指標等の状況>

○「あらかじめ目標（値）を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
消防団員数	消防団員数の増加（対前年度比）	21年度	地域防災の中核的存在であり、かつ、地域防災力の向上に必要な不可欠な消防団員は増えているか。	892,893人（19年4月1日現在）	888,900人（20年4月1日現在）	885,394人（21年4月1日現在）
女性消防団員数	18,000人	21年度	女性消防団員数は増えているか。	15,502人（19年4月1日現在）	16,699人（20年4月1日現在）	17,879人（21年4月1日現在）
女性消防団員を採用している消防団の割合（都道府県比較含む）	50%	21年度	女性消防団員を採用している消防団は増えているか。	43%（19年4月1日現在）	46%（20年4月1日現在）	49%（21年4月1日現在）
消防団協力事業所表示制度導入市町村数	500市町村	21年度	入団促進等に協力している企業を賞揚する消防団協力事業所表示制度を導入している市町村は増えているか。	107市町村（19年10月1日現在）	409市町村（20年10月1日現在）	601市町村（21年10月1日現在）
自主防災組織の活動カバー率	75%	21年度	地域において共助の中核をなす組織である自主防災組織の活動カバー率は進んでいるか。	69.9%（19年4月1日現在）	71.7%（20年4月1日現在）	73.5%（21年4月1日現在）
防災拠点となる公共施設等の耐震率	85%	25年度	災害応急対策の拠点となる公共・公用施設の安全性の確保が目標に沿って着実に進められているか。	62.5%（19年度末）	65.8%（20年度末）	調査中
緊急消防援助隊の隊数	概ね4,500隊	25年度	災害に迅速かつ効果的に対応するため、全国的見地から整備されている緊急消防援助隊の増強は進んでいるか。	3,751隊（19年4月1日現在）	3,960隊（20年4月1日現在）	4,165隊（21年4月1日現在）
市町村防災行政無線（同報系）の整備率	整備率の向上	23年度	災害時の情報伝達手段として有効な市町村防災行政無線（同報系）の整備率は上昇しているか。	75.5%（20年3月31日）	75.7%（21年3月31日）	調査中

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
都道府県・市町村における国民保護訓練の実施件数	実施件数の増加 (対前年度比)	21年度	国民保護措置の実効性を担保するため、国と地方公共団体の共同訓練及び地方公共団体の単独訓練を積極的に推進できているか。	国と地方公共団体が共同で行う訓練（共同訓練）が15件、地方公共団体が単独で行う訓練（単独訓練）が57件のあわせて72件	国と地方公共団体が共同で行う訓練（共同訓練）が18件、地方公共団体が単独で行う訓練（単独訓練）が48件のあわせて66件	国と地方公共団体が共同で行う訓練（共同訓練）が14件、地方公共団体が単独で行う訓練（単独訓練）が64件のあわせて78件
住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）	50%減（平成17年の1,220人から）	23年度	火災予防施策により住宅火災による人命被害が軽減されているか。	1,148人（19年）	1,123人（20年）	1,023人（21年）
防火対象物定期点検の実施率の向上	70%	23年度	防火対象物定期点検の実施率が向上しているか。	49.0%（19年度当初）	48.5%（20年度当初）	50.0%（21年度当初）
特定違反対象物数の改善	特定違反対象物数の減少 (対前年度比)	21年度	特定違反対象物数が減少しているか。	168件（19年度当初）	134件（20年度当初）	225件（21年度当初）
危険物施設における事故件数	事故件数の低減 (対前年比)	21年度	危険物施設における火災・流出事故防止対策が効果的であるか。	603件（19年中）	560件（20年中）	522件（21年中）
救急救命士制度の導入による救命率の推移	救急搬送における救命率の向上	23年度	高度な救急救命処置の実施が可能な救急救命士の配備促進により、救命率は上昇しているか。	10.2%（19年中）	10.4%（20年中）	調査中
救急救命士の配置された救急隊の割合	全救急隊の90%の隊に救急救命士を1人以上配置	23年度	救命率向上への貢献が期待される救急救命士の救急隊への配置が着実に進められているか。	86.3%（19年4月）	88.5%（20年4月）	91.0%（21年4月）
救急自動車に占める高規格救急自動車の割合	全救急隊の95%の隊に高規格救急自動車を配備	23年度	拡大された応急処置等を行うために必要な高規格救急自動車の配備が着実に進められているか。	74.7%（19年4月）	76.3%（20年4月）	79.6%（21年4月）

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	19年度	20年度	21年度
心肺機能停止傷病者への応急手当実施率 (救急現場において住民により実施されたもの)	実施率の向上	23年度	住民に対する応急手当の普及啓発活動等により、心肺機能停止傷病者への応急手当実施率が着実に上昇しているか。	39.2% (19年中)	40.7% (20年中)	調査中

※平成21年度目標設定時は「防災拠点となる公共施設等のうち耐震化されていない施設の割合」としていたが、耐震改修の一層の促進のため目標値を「防災拠点となる公共施設等の耐震率85%」と引き上げたため、これに伴い、指標及び目標値を変更。

※指標「新型インフルエンザ感染防御資機材配備消防本部数」については平成20年度に目標を達成したため削除。